

第Ⅲ章 中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想 に関する現況整理

第三章 中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想に関する現況整理

1. 次期振興計画等の上位計画の整理

広域構想策定から9年が経過し、広域構想が整合すべき計画等は更新されつつある。

本章では、上位計画等及びその概要を整理・把握し、中南部都市圏又は駐留軍用地に関連する新たなキーワードを抽出する。

(1) 広域構想の位置づけ

広域構想において、「広域構想は、『沖縄21世紀ビジョン基本計画』と整合するものであり、関連する計画等へ、駐留軍用地跡地の有効利用及び県土構造の再編の観点から、その内容が反映されるものである」とされている。また、「現在関係市町村で取り組んでいる『市町村跡地利用計画』は、必ずしも本構想と整合することを拘束されるものではないが、県全体の発展を見据えた広域的観点から、本構想の内容を反映させていく必要がある」とされている。

図Ⅲ-1は、上位計画等と広域構想の関係性を示したものである。



図Ⅲ-1 広域構想の位置づけ

出典：中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想（平成25年1月）に一部加筆（青字）

(2) 上位計画等の整理

本項では、図Ⅲ-1の赤枠で囲った上位計画等を対象に整理する。

広域構想と整合すべき沖縄振興計画については、次期振興計画（新たな振興計画(素案)に対する答申）を対象とし、今後の沖縄振興の取組方向として示された施策等のうち、中南部都市圏駐留軍用地跡地利用の役割、機能等、広域構想と整合を図るべき事項を整理する。

また、県計画等については、表Ⅲ-1に列挙されている計画のほか、広域構想の整備基本方針で整理されている項目（広域交通インフラ、広域的公園・緑地、産業・機能(跡地振興)）に関連する広域構想策定以降に新たに策定された計画等も対象とし、広域構想と整合を図るべき事項や、中南部都市圏全体の都市構造に関する事項を整理する。

具体的には、表Ⅲ-1の計画等を整理し、また、表中青色背景の計画等は、広域構想が策定された平成25年1月以降に新たに策定及び更新された構想・計画等である。

表Ⅲ-1 上位計画等一覧

計画名		策定年月	策定者	
沖縄振興計画	①新たな振興計画（素案）に対する答申	R4.1	沖縄県	
県計画等	構想等	②東海岸サンライズベルト構想	R3.3	沖縄県
	土地利用	③第5次沖縄県国土利用計画	H30.2決定	沖縄県
		④那覇広域・中部広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）（原案）	R4.1	沖縄県
	広域交通インフラ	⑤沖縄県総合交通体系基本計画（素案）	R4.1	沖縄県
		⑥沖縄ブロック新広域道路交通ビジョン	R3.3	沖縄ブロック幹線道路協議会
		⑦沖縄ブロック新広域道路交通計画	R3.3	沖縄県
		⑧沖縄鉄軌道の構想段階における計画書	H30.5	沖縄県
	広域的公園・緑地	⑨沖縄県広域緑地計画	H14.3策定 H30.3改定	沖縄県
	産業・機能（跡地振興）	⑩沖縄県アジア経済戦略構想推進計画	R3.5改訂	沖縄県
		⑪第5次沖縄県観光振興基本計画改定版	H24.5策定 H29.3改定	沖縄県
⑫ウィズ・コロナ、アフターコロナ時代の新たな沖縄観光基本方針		R3.2	沖縄県	
その他(景観)	⑬緑の美ら島づくり行動計画	H24.3	沖縄県	
その他	⑭西海岸地域の開発のあり方についての提言書	H30.3	西海岸地域開発整備有識者懇談会	

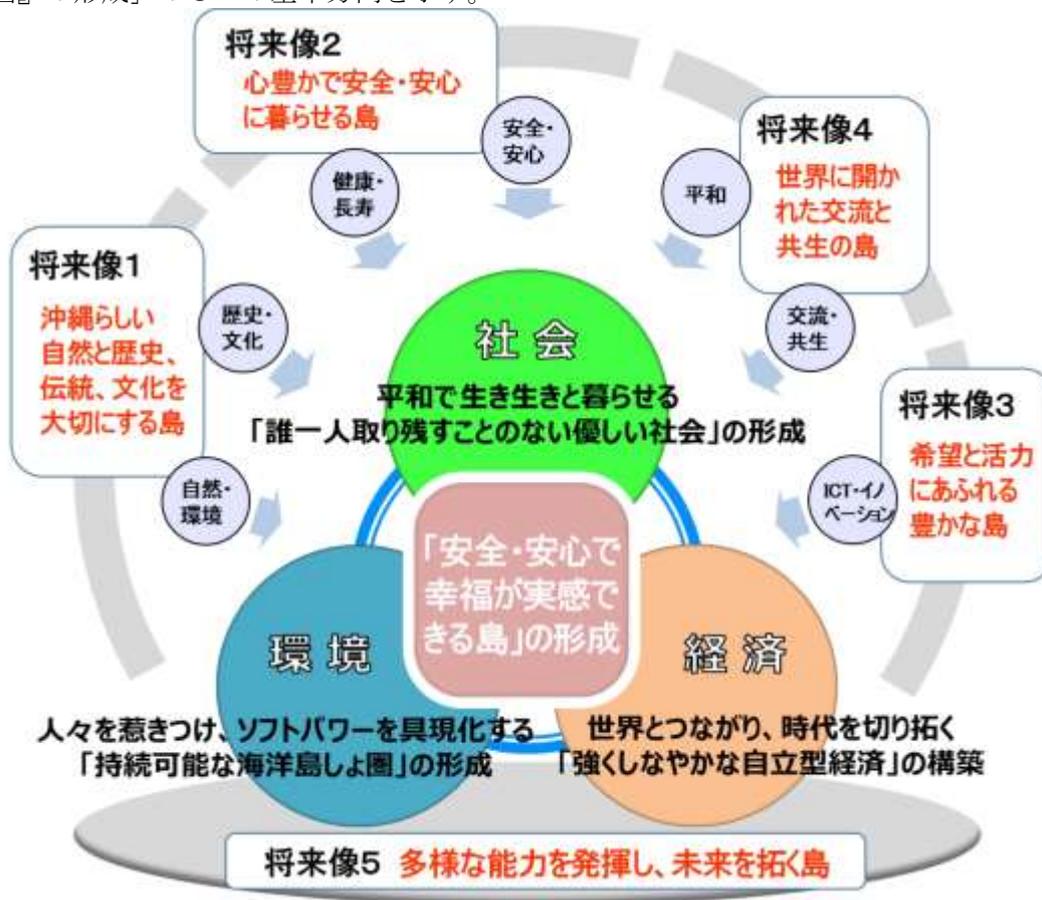
各計画等のまとめにおいて、広域構想に整合を図る事項は青色の枠に、中南部都市圏全体の都市構造に関する事項は赤色の枠で整理し、新たなキーワードには下線を引いている。

	広域構想と整合を図る事項のとりまとめ
	中南部都市圏全体の都市構造に関する事項のとりまとめ
下 線	新たなキーワード

①新たな振興計画（素案）に対する答申（令和4年1月）

【概要】

- ・新たな振興計画は、沖縄21世紀ビジョンが想定する概ね20年後（概ね2030年）に至る後期10年に相当し、沖縄振興特別措置法に基づく沖縄振興計画（第6次）の期間である令和4年度から令和13年度までの10年間の基本計画である。
- ・施策展開に当たっては、社会・経済・環境の三つの側面が調和した「持続可能な沖縄の発展」と「誰一人取り残さない社会」を目指すとともに、ウイズコロナ並びにポストコロナのニューノーマル（新たな日常）にも適合する「安全・安心で幸福が実感できる島」を形成し、アジア・太平洋地域の平和に貢献し、アジアをはじめ世界と我が国との架け橋となるとともに、持続可能な発展メカニズムを構築しつつ、県民すべての幸福感を高め、併せて我が国の持続可能な発展に貢献することを目指す。‘時代を切り拓き、世界と交流し、ともに支え合う平和で豊かな「美ら島」おきなわ’の創造を基本理念とする「沖縄21世紀ビジョン」において掲げる5つの将来像の実現と4つの固有課題の解決を図り、本県の自立的発展と県民一人ひとりが豊かさを実感できる社会の実現を本計画の目標とする。
- ・施策展開の基本方向として、「沖縄21世紀ビジョン」で示す将来像の実現とSDGsの推進に向けて、社会・経済・環境の3つの枠組みの統合的取組による各施策展開を図るため、3つの枠組みに対応する形で各施策展開に通底する基軸的な「平和で生き生きと暮らせる『誰一人取り残すことのない優しい社会』の形成」、「世界とつながり、時代を切り拓く『強くなやかな自立型経済』の構築」、「人々を惹きつけ、ソフトパワーを具現化する『持続可能な海洋島しょ圏』の形成」の3つの基本方向を示す。



広域構想と整合を図る事項のとりまとめ

◆脱炭素島しょ社会の実現に向けたエネルギー施策の推進

- ・2050年カーボンニュートラルに連動して、本県もエネルギーの脱炭素化・自立分散化・地産地消化や省エネルギー対策の強化を推進するとともに、温室効果ガスを極力排出しない交通システム等を推進するほか、次世代エネルギーの利用に向けて、新たなインフラ整備や実証事業等を促進する必要がある。島しょ地域におけるエネルギーの脱炭素化を先導する島しょ型環境モデル地域としてノウハウを蓄積し、アジア・太平洋地域の島しょ国等への国際貢献や新たなビジネスの展開を推進。

◆サステナブル・ツーリズムの推進

- ・オーバーツーリズムに対しては、社会・文化、経済、環境の3領域において適切なバランスを長期的に維持するサステナブル・ツーリズム（持続可能な観光）や、旅行者・観光客が地域・住民と価値を共有するレスポンシブル・ツーリズム（責任ある観光）に資する取組を推進。
- ・各地域社会が受忍できる一定の量を求めながら、県民の幸福度や観光客の満足度など質の向上にも取り組むことにより、旅行者・観光客と地域・住民が価値を共有するサステナブル（持続可能）／レスポンシブル（責任ある）・ツーリズムの推進。

◆アジアのダイナミズムを取り込む国際物流拠点の形成と臨空・臨港型産業の集積

- ・本県の東アジアの中心に位置する地理的優位性等を生かし、アジアのダイナミズムを取り込む国際物流拠点の形成と、臨空・臨港型産業の集積。

◆シームレスな交通体系の整備

- ・公共交通を活用したICT技術の研究・実装の検討や新たな軌道系交通導入の取組を契機とした戦略的再編の検討。
- ・シームレスな総合交通体系の構築については、近年発展の著しいAI、IoT、ビッグデータ等の先端技術等の活用により乗り継ぎ利便性の高い環境の構築を促進。
- ・県民の良質な生活環境と利便性の確保、交通渋滞の緩和、陸上貨物輸送の効率化、観光客の移動利便性の向上等に向けて、県全域におけるシームレスな交通体系の整備。
- ・シームレスな交通体系の実現に当たり、「移動」に関わる手段・サービス等を一体で捉えるMaaSの概念と方向性を踏まえ、安心・快適・円滑な乗り継ぎ等を支えるシステムや運賃体系の構築を推進。

◆ICT・DXの推進

- ・環境を保全した持続可能な発展により生活の質を向上させ、DXに向けた時間と空間を超えるICT化を推進。
- ・多核連携型の国づくりの一翼を担う我が国の拠点として、先端技術やICT等を先駆的に導入・利活用するスマートシティ等の近未来の都市づくりを推進。
- ・利便性・汎用性のあるプラットフォームの構築など、中心市街地や観光エリアなど各地域の商業・観光業等との連携、まちづくりと一体となったサービス環境の構築を促進。

◆持続可能なまちづくり（SDGs）

- ・人口減少・超高齢化社会の進行やポストコロナにおけるライフスタイルの変化、モビリティサービスの進展等を見据えつつ、各拠点が相互に連携・交流する地域拠点ネットワーク型の都市圏の構築を図り、多様性と包摂性、魅力と国際性を備えた持続可能な都市圏の形成。
- ・民間の経済活動の活発化を促す環境整備を行うための制度の拡充や創設により、都市開発に民間投資を呼び込むとともに、新たなビジネスやイノベーションを創出。

◆**県土構造の再編**

- ・歪んだ都市構造を再編する好機であり、圏域の枠を超えた広域的な観点から、潜在する多様な発展可能性を最大限に引き出す。
- ・次代につなぐ望ましい交通ネットワークの構築を図る見地から、広域的な幹線道路の整備や鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入。
- ・体系的な幹線道路網の整備、鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入等、県土構造の再編を視野に入れた総合的かつ計画的な魅力あるまちづくりを推進。
- ・県土構造の再編につながる戦略的な跡地利用を推進し、本県全体ひいては我が国の未来を牽引する新しい都市づくりに向けて、駐留軍用地跡地の有効利用を具体化。

◆**環境・文化等の保全・再生**

- ・失われた各地域の文化財や美しい風景・景観の復元、水・緑・生態系の保全回復を図り、自然環境や歴史的風土等の保全・再生においても貴重な空間である。
- ・基地跡地に残された緑地を保全するとともに、新たな緑地を創出し、つないでいくことで、広域的な緑地ネットワークの形成。
- ・平和希求のシンボル及び防災拠点機能を備える国営大規模公園を整備。

◆**国・県の未来を牽引するまちづくり**

- ・今後及び将来の沖縄の発展の推進力となる魅力・活力の創出と均衡ある県土のグランドデザインの下、当該跡地を活用し、次代につなぐ望ましい交通ネットワークの構築を図る見地から、広域的な幹線道路の整備、鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入。
- ・望ましい緑地環境の保全・創出、魅力ある景観の形成、貴重な自然・文化の再生等に努めることで、沖縄らしい景観・風景を次世代に引き継ぎ、時間とともに価値が高まる価値創造型のまちづくりを推進。
- ・広域的かつ総合的なビジョンの下、県土構造の再編につながる戦略的な跡地利用を推進し、本県全体ひいては我が国の未来を牽引する新しい都市づくりに向けて、駐留軍用地跡地の有効利用を具体化。
- ・大規模公園の整備や国際的な交流・貢献拠点の核となる高次都市機能の導入等について、最先端のプロジェクトを推進する受け皿を創出。
- ・本県の自立的経済発展を担うべく、重要なリーディング産業や機能の立地・集積を促進し、国内外からの進出を誘因するのに適した、国際競争力を持った戦略的な受け皿空間の創設
- ・実証実験の場、テストベッド・アイランドとして、国家戦略特区制度の積極的な活用等をはじめ、効果的な規制改革を積極的に推進。

第4章 基本施策

1 沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島を目指して

(1) 世界に誇れる島しょ型環境モデル地域の形成

ア 脱炭素島しょ社会の実現に向けたエネルギー施策の推進

- ・国が宣言した 2050 年カーボンニュートラルに連動して、本県もエネルギーの脱炭素化・自立分散化・地産地消化や省エネルギー対策の強化を推進するとともに、電気自動車等の導入促進など走行時に温室効果ガスを極力排出しない交通システム等を推進するほか、次世代エネルギーとして注目されている「水素」、「アンモニア」等の利用に向けて、新たなインフラ整備や実証事業等を促進する必要がある。また、島しょ地域におけるエネルギーの脱炭素化を先導する島しょ型環境モデル地域としてノウハウを蓄積し、アジア・太平洋地域の島しょ国等への国際貢献や新たなビジネスの展開を推進する。

3 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して

(2) 世界から選ばれる持続可能な観光地の形成と沖縄観光の変革

イ SDGs に適応する観光ブランド力の強化

・特定の地域や時期における、旅行者の急激な増加に伴う自然環境や住民生活への影響等の諸問題である、いわゆるオーバーツーリズムに対しては、社会・文化、経済、環境の3領域において適切なバランスを長期的に維持するサステナブル・ツーリズム（持続可能な観光）や、旅行者・観光客が地域・住民と価値を共有するレスポンシブル・ツーリズム（責任ある観光）に資する取組を推進する必要があることから、SDGs に適応する沖縄観光のブランド力の強化に向けて、次に掲げる施策を推進する。

① サステナブル・ツーリズムの推進

・地域社会、経済、環境の3つの側面において適切なバランスを長期的に維持し、各地域社会が受忍できる一定の量を求めながら、県民の幸福度や観光客の満足度など質の向上にも取り組むことにより、旅行者・観光客と地域・住民が価値を共有するサステナブル（持続可能）／レスポンシブル（責任ある）・ツーリズムの推進を図る。

② 持続的観光指標の設定と観光地マネジメント

・国内外において「持続可能な観光」に関する取組が進められる中、各機関や各地域では「持続可能な観光指標（Sustainable Tourism Indicator）」（以下、「STI」）が開発されている。持続可能な観光を志向する観光客も増加していることから、観光における脱炭素化や SDGs に適応した観光地としてのブランド力の強化を図るため、国際基準の STI を基に開発された「日本版持続可能な観光ガイドライン」（令和2年6月観光庁）を活用するほか、本県独自の成果指標の設定に取り組み、環境容量等を踏まえた持続可能な観光施策を推進する。

(4) アジアのダイナミズムを取り込む国際物流拠点の形成と臨空・臨港型産業の集積

・本県がアジアのダイナミズムを取り込むとともに、アジアの発展に貢献できる「互惠」の理念に基づいた「アジア・ゲートウェイ」を早期に実現するためには、那覇空港、那覇港及び中城湾港新港地区を機軸とする国際物流拠点の形成と、臨空・臨港型産業の集積に取り組む必要がある。特に、那覇空港・港湾エリアは、国内外他空港の周辺地域に比べて極めて利便性の高い環境を備えている。これらの地域をシームレスかつ計画的に開発することにより、魅力的なビジネス交流拠点として更なる発展が期待できる。本基本施策の展開においては、本県の東アジアの中心に位置する地理的優位性等を生かし、アジアのダイナミズムを取り込む国際物流拠点の形成と、臨空・臨港型産業の集積を目指す。

(12) 持続可能な発展と県民生活を支える社会基盤の高度化及びネットワークの形成

エ シームレスな交通体系の整備

・観光等の産業振興や県民生活の向上のため、県全域におけるシームレスな交通体系の構築に加え、アジアの交流拠点としての空路・航路・陸上交通の連続性の確保によるシームレス化が重要であり、公共交通を活用した ICT 技術の研究・実装の検討や新たな軌道系交通導入の取組を契機とした戦略的再編の検討を行う。また、短期・中期・長期等の時間軸、人流から捉えた圏域の考え方及び SDGs や Society5.0 の実現等の視点から、新技術を含めた多様な交通環境の構築が求められている。

① シームレスな乗り継ぎ環境の構築

・シームレスな総合交通体系の構築については、近年発展の著しい AI、IoT、ビッグデータ等の先端技術等の活用により乗り継ぎ利便性の高い環境の構築を促進する。また、地域の重要な交通拠点（マルチモーダル）においては、交通機能の強化に加え、防災機能、交流等機能を併せた未来志向の街の形成を図る。さらに、中部圏域と南部圏域を結ぶ基幹バスシステムの導入を図るため、バスレーンの延長及び交通結節点の整備等を促進する。加えて、高齢者・障害者等の交通弱者や観光客を含めたバス利用者が快適にバスを利用できるよう、ノンステップバスの導入支援やバス停上屋の整備等に取り組む。地域住民の日常生活に不可欠な路線バスの確保・維持に向けては、交通事業者に対する車両購入費等の補助や、乗務員確保等の支援に取り組むとともに、先端技術の活用等も含めた交通サービスの提供に向けた検討に取り組む。

第5章 克服すべき沖縄の固有課題

1 克服すべき沖縄の固有課題

(2) 駐留軍用地跡地の有効利用による県土構造の再編

ア 解決の意義

- ・返還後の駐留軍用地の跡地は、今後の本県の振興・発展において大きな可能性を持つ空間であり、新たなビジネスの拠点となり得る。都市の開発整備や交通インフラの体系的な整備など、長きにわたる米軍基地の存在により歪んだ都市構造を再編する好機であり、圏域の枠を超えた広域的な観点から総合調整を行い、潜在する多様な発展可能性を最大限に引き出す必要がある。また、沖縄戦やその後の米軍基地の形成、戦後の急激な都市開発により失われた各地域の文化財や美しい風景・景観の復元、水・緑・生態の保全回復を図り、自然環境や歴史的風土等の保全・再生においても貴重な空間となる。これらは、日米安全保障条約に基づき、長年にわたり基地を提供してきた国の責任の下、適切な措置等が確保ないし実施され、本県の自立的な発展につながるものとならなければなりません。

イ 解決の方向性

- ・基地の集中により歪められた県土構造の再編は、解決・改善を図るべき不可欠の課題であり、国による一層の諸条件の整備と財政措置が必要となる。このため、跡地を活用した骨格的な道路網の整備や鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入、大規模公園の整備や国際的な交流・貢献拠点の核となる高次都市機能の導入等について、国家プロジェクトとして国に求め、我が国全体あるいはアジアや世界においても際立つ最先端のプロジェクトを推進する受け皿を創出する。
- ・広大な面積を有する一団の土地が、市街地が広がる中南部都市圏において沖縄の未来の振興・発展のために利用可能となる。広域的かつ総合的なビジョンの下、県土構造の再編につながる戦略的な跡地利用を推進し、本県全体ひいては我が国の未来を牽引する新しい都市づくりに向けて、駐留軍用地跡地の有効利用を具体化している。

ウ 駐留軍用地跡地の有効利用

(嘉手納飛行場より南の大規模駐留軍用地跡地の有効利用)

- ・中南部都市圏の駐留軍用地跡地全体における土地利用の基本方針は、広域的かつ総合的な視点を踏まえ、以下のとおりとする。
 - 1) 中南部都市圏において総量が特に不足している「公園・緑地」の確保に努める。
 - 2) 各跡地の有する特性を生かした産業や機能の立地誘導に必要な用地の確保に努める。
 - 3) 中南部都市圏の人口や住宅需給量の将来見通しを踏まえ、各跡地利用計画の内容に留意し、住宅地や商業地、その他の公共用地の確保を図る。
 この土地利用の基本方針の下、各跡地が固有に持つ特性や跡地間の役割分担を考慮し、効果的な跡地利用を目指す。具体的には、沖縄戦や戦後の急激な都市開発で緑地の多くが失われていることから、基地跡地に残された緑地を保全するとともに、新たな緑地を創出し、つないでいくことで、広域的な緑地ネットワークの形成を目指す。緑は自然保護のシンボルであり、持続可能な社会をつくる礎でもある。まちづくりに当たっては、緑地環境の保全・創出、景観の形成、自然・文化の再生等に努めることで、沖縄らしい景観・風景を次世代に引き継ぎ、時間とともに価値が高まる価値創造型のまちづくりを推進する。
- ・本県の自立的経済発展を担うべく、重要なリーディング産業や機能の立地・集積を促進し、国内外からの進出を誘因するのに適した、国際競争力を持った戦略的な受け皿空間の創設を図る。
- ・普天間飛行場の跡地（約 476ha）については、平和希求のシンボル及び防災拠点機能を備える国営大規模公園の整備を国に求めるとともに、体系的な幹線道路網の整備、鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入など、県土構造の再編を視野に入れた総合的かつ計画的な魅力あるまちづくりを進める。

第6章 県土のグランドデザインと圏域別展開

1 県土全体の基本方向

(1) 県土の均衡ある発展と持続可能な県土づくり

・様々な地域特性を優位性へと転化し、環境を保全した持続可能な発展により生活の質の向上を図るとともに、DXに向けた時間と空間を超えるICT化の推進や、本県発展の潜在力を最大限に引き出す県土構造の再編により、我が国の新たな拠点「安全・安心で幸福が実感できる島」を形成し、東京一極集中に歯止めをかけ、均衡ある国土の形成に寄与する視点も重要である。「安全・安心で幸福が実感できる島」は、県内各圏域における情報通信基盤等の社会資本、産業振興、教育や医療の機会均等、県民生活の質のバランスの取れた均衡ある県土によって実現できる。県土の均衡ある持続可能な発展に向けて、北部振興や離島振興、さらに本島東海岸地域の活性化・発展を推進する。

(2) 我が国の南の玄関口における臨空・臨港都市と新たな拠点の形成

・県全体及び離島エリアを実証実験の場、テストベッド・アイランドとして、国家戦略特区制度の積極的な活用等をはじめ、効果的な規制改革を積極的に推進していく必要がある。民間の経済活動の活発化を促す環境整備を行うための制度の拡充や創設により、都市開発に民間投資を呼び込むとともに、「リゾテックおきなわ」の推進と連携して新たなビジネスやイノベーションの創出につなげていく。

2 県土の広域的な方向性（195頁）より抜粋

(1) 中南部都市圏の形成と駐留軍用地跡地の有効利用による県土構造の再編

- ・県人口の約8割に及ぶ約120万人を有する中南部都市圏では、都市機能や産業拠点の集積とともに一体の経済圏及び生活圏が形成され、全国の政令指定都市と同程度の面積、人口を有しています。人口減少・超高齢化社会の進行やポストコロナにおけるライフスタイルの変化、モビリティサービスの進展等を見据えつつ、中南部都市圏を構成する各地域の個性や特長を生かし、各拠点が相互に連携・交流する地域拠点ネットワーク型の都市圏の構築を図り、多様性と包摂性、魅力と国際性を備えた持続可能な都市圏の形成に取り組むことが重要である。
- ・中南部都市圏において返還が予定されている大規模な駐留軍用地跡地は、本県の新たな発展のための貴重な空間であり、当該跡地の有効利用は、県土における広大な駐留軍用地の存在に起因する都市構造の歪みを是正し、県民の安全・安心と良好な生活環境の回復に向けた県土構造の再編につながる大きなインパクトを有しています。特に、市街地を分断する大規模な駐留軍用地の存在によって歪な都市構造を余儀なくされていることから、長期的視点に立ち、今後及び将来の沖縄の発展の推進力となる魅力・活力の創出と均衡ある県土のグランドデザインの下、当該跡地を活用し、次代につなぐ望ましい交通ネットワークの構築を図る見地から、広域的な幹線道路の整備、鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入等に取り組む必要があります。
- ・跡地利用を通じた新しいまちづくりでは、望ましい緑地環境の保全・創出、魅力ある景観の形成、貴重な自然・文化の再生等に努めることで、沖縄らしい景観・風景を次世代に引き継ぎ、時間とともに価値が高まる価値創造型のまちづくりを推進します。また、国内外の需要・ニーズに戦略的に対応する産業の創出、さらに、多核連携型の国づくりの一翼を担う我が国の拠点として、先端技術やICT等を先駆的に導入・利活用するスマートシティ等の近未来の都市づくりを推進します。
- ・中南部都市圏において返還が予定されている大規模な駐留軍用地跡地は、本県の新たな発展のための貴重な空間であり、当該跡地の有効利用は、県土における広大な駐留軍用地の存在に起因する都市構造の歪みを是正し、県民の安全・安心と良好な生活環境の回復に向けた県土構造の再編につながる大きなインパクトを有しています。特に、市街地を分断する大規模な駐留軍用地の存在によって歪な都市構造を余儀なくされていることから、長期的視点に立ち、今後及び将来の沖縄の発展の推進力となる魅力・活力の創出と均衡ある県土のグランドデザインの下、当該跡地を活用し、次代につなぐ望ましい交通ネットワークの構築を図る見地から、広域的な幹線道路の整備、鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入等に取り組む必要があります。

(5) シームレスな交通体系の整備と鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入

- ・ 北部圏域や離島地域の定住条件の向上をはじめ、県民の良質な生活環境と利便性の確保、交通渋滞の緩和、陸上貨物輸送の効率化、観光客の移動利便性の向上等に向けて、県全域におけるシームレスな交通体系の整備を図る。
- ・ シームレスな交通体系の実現に当たっては、公共交通、カーシェアリング、その他のモビリティなど、「移動」に関わる手段・サービス等を一体で捉える MaaS の概念と方向性を踏まえ、県民及び観光客等の目線に立った官民一体でのデータ及び提供サービス等の連携、安心・快適・円滑な乗り継ぎ等を支えるシステムや運賃体系の構築を推進します。また、民間事業者が実施する店舗・ホテル等の予約・決済システムと統合した利便性・汎用性のあるプラットフォームの構築など、中心市街地や観光エリアなど各地域の商業・観光業等との連携、まちづくりと一体となったサービス環境の構築を促進します。

②東海岸サンライズベルト構想（令和3年3月）

【概要】

- ・「東海岸サンライズベルト構想」は沖縄の更なる発展に資するため、はじめて、沖縄本島東海岸地域に着目し、今後10年の新たな振興計画に向け、東海岸地域の活性化・発展を推進するための方向性を示すものである。
- ・県土の均衡ある発展に向けては、東海岸地域にもう一つの南北に伸びる経済の背骨を形成し、強固な経済基盤を構築することが重要であると示している。

<p>【基本的な考え方】 県土の均衡ある持続可能な発展 ～東海岸地域の魅力・強みを生かし、西海岸地域と有機的につながる～</p>	
<p>【目指す姿】 新時代に対応し、新たな価値を創造する 「住む、働く、遊ぶ」を満たす快適空間(エリア)の先導地域</p>	
<p>【全体コンセプト】</p> <p>【東海岸地域のキーワード】 『サンライズ』を望む地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「始動・目覚め（再起動・リブート）」 ○「健康・活力」 ○「交流・創造」 <p>○世界遺産となっているスピリチュアルな歴史文化資源と沖縄特有のゆったりとした自然環境により、ひらめきや新たな刺激を誘発する インスピレーションな地域</p> <p>○世界との架け橋となるMICE等の交流や物流、スポーツ、ものづくりなどによる人やモノの活動が活性化する クリエイションな地域</p> <p>○ResorTech Okinawaの推進やスマートシティの形成などにより、新たな価値を創出する イノベーションな地域</p>	<p>【構想実現のための展開】</p> <p>(1)良好な居住環境とともに、歴史・自然資源と産業・観光振興が調和する土地利用の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・良好な居住環境の整備 ・都市基盤の整備、経済基盤の強化 ・広域的かつ計画的な土地利用の展開 <p>(2)東海岸地域の魅力を生かした観光の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中城公園など観光エリア拠点の形成 ・世界遺産など地域の魅力を生かした持続可能な観光 ・ソフトパワーを生かした沖縄にしかないワーケーション展開 <p>(3)スポーツコンベンション地域の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツコンベンション拠点の形成 ・スポーツツーリズムの推進 <p>(4)マリントウンMICEエリアを核とした東海岸地域の活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マリントウンMICEエリアの形成 ・東海岸地域の資源を生かした体験プログラム等の展開 <p>(5)ITイノベーション拠点の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ResorTech Okinawaの推進(デジタルトランスフォーメーション等の促進) ・新技術の実証の先行地域としての活用 ・ワーケーションを展開するIT拠点の形成 <p>(6)港湾や空港とつながる産業集積拠点の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業誘致・県内企業の高度化の促進 ・中城湾港新港地区、南部東道路等を活かした拠点形成 ・高付加価値な企業の集積や研究開発の推進 <p>(7)サンライズポートの形成(港湾の物流・人流機能の強化・拡充)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業支援港としての港湾機能の拡充・強化 ・流通拠点としての安定的・効率的な物流環境の創造 ・多彩で高付加価値の観光・交流拠点の形成 ・ブランド価値を生む親水空間の提供 <p>(8)円滑な交通ネットワークの形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中城湾沿岸の産業集積地域等を結ぶ幹線道路の拡充 ・基幹道路整備による西海岸地域との連携強化 ・那覇港と中城湾港新港地区を結ぶ物流道路 ・地域拠点を結ぶ広域的な公共交通の充実・強化 <p>【北部圏域における展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・やんばるの森などを生かした滞在型観光の推進や拠点形成 ・スポーツ・リハビリ拠点の形成 ・情報通信等関連企業集積地のビジネス展開 ・子育てしやすい住み良いまちづくり ・円滑な交通ネットワークの構築

中南部都市圏全体の都市構造に関する事項のとりまとめ

◆土地利用の展開

- ・スポーツ施設や沖縄こどもの国等が立地する強みを活かし、子育てしやすい良好な住環境を形成するとともに、持続可能なまちづくりを推進。
- ・保全と開発の両立を図りながら、産業振興・観光振興及び良好な居住環境づくりに資する土地利用を広域的かつ計画的に展開。
- ・IT、IoTを活用し、効率化・省力化に対応しつつ、生産性を向上させ、産業としての成長産業化。
- ・企業誘致や県内企業の高度化を促進する新たな産業用地の確保を検討し、産業用地確保に向けた取組を支援するなど、臨空・臨港型産業の拠点形成。

◆観光の展開

- ・歴史、文化、自然を積極的に体験、学習できる公園整備など観光エリア拠点の形成を図るとともに、世界遺産など地域の魅力を生じた観光の展開。
- ・6次産業化の展開を推進するとともに、ICTを活用したデジタル化により、国内外の人とつながり、リピーターやEコマース等を含めた持続的な観光展開。
- ・良質なオープンスペースやゆとりある歩行者空間を確保したウォークアブルなまちづくりを推進。

◆スポーツコンベンション地域の形成

- ・東部海浜開発地区「潮乃森」をはじめスポーツコンベンション拠点の形成を推進。

◆マリンタウンMICEエリアを核とした東海岸地域の活性化

- ・宿泊施設や商業施設の立地促進や施設利用者の交通利便性の確保、オープンスペースの賑わいやスマートシティの形成など、MICEを中心とした魅力あるまちづくり。
- ・長期滞在に繋がる周遊・体験型観光メニューの開発や拠点整備など観光資源の連携強化。

◆ITイノベーション拠点の形成

- ・企業集積や新技術の社会実装の促進に向けて、IT産業の集積やこれまで整備された基盤等を生かし、新技術の実証の先行地域としての展開。
- ・環金武湾に広がるIT産業の拠点などを結ぶ、自動運転等の先端技術を活用した実証の場「ITイノベーションロード」の形成。
- ・新技術の社会実験やソフトウェアの開発に取り組みながら、快適に滞在できるような、ワーケーションの拠点形成。

◆港湾や空港とつながる産業集積拠点の形成

- ・アジアへ展開する高付加価値な先端企業の集積や環境配慮に対応した研究開発等を推進。
- ・企業誘致や県内企業の高度化を促進する新たな産業用地の確保を検討し、産業用地確保に向けた取組を支援するなど、臨空・臨港型産業の拠点形成。

◆サンライズポートの形成(港湾の物流・人流機能の強化・拡充)

- ・東海岸地域の経済基盤となる物流・産業拠点、交流拠点機能の形成に向けて、物流・人流機能の強化・拡充を推進。
- ・ウォーターフロント空間の形成や東部海浜開発事業等の取組により、多彩で高付加価値の観光・交流拠点の形成やブランド価値を生む親水空間を提供。

◆円滑な交通ネットワークの形成

- ・ハシゴ道路ネットワークの構築に向けて、本島南北軸である国道329号南風原バイパス、与那原バイパス、西原バイパスの整備を促進するとともに、東西軸である南部東道路、浦添西原線などの整備を推進。
- ・宜野湾北中城線などのアクセス道路の整備を推進するとともに、中城湾沿岸の産業集積地域等を結ぶ新規幹線道路の整備に向けた取組を推進。
- ・国道329号バイパスを東海岸の物流道路としての役割を担う、東海岸地域一帯に連なる新たな基軸としての整備に向けた取組を推進。
- ・市町村と連携して広域的な公共交通ネットワーク形成に向けた取組を推進。

◆良好な居住環境とともに歴史・自然資源と産業・観光振興が調和する土地利用の展開

- ・東海岸地域では都会の喧騒から離れ、豊かな自然環境と近接するゆとりある地域特性を有しており、これらの地域特性を生かし、良好な居住地の形成を図る。さらには、スポーツ施設や沖縄こどもの国等が立地する強みを活かし、子育てしやすい良好な住環境を形成するとともに、超高齢社会や将来の人口減少に対応した持続可能なまちづくりを推進
- ・スマートアグリなどの IT、IoT を活用し、効率化・省力化に対応しつつ、生産性を向上させ、産業としての成長産業化を図る
- ・保全と開発の両立を図りながら、産業振興・観光振興及び良好な居住環境づくりに資する土地利用を広域的かつ計画的に展開

◆東海岸地域の魅力を生かした観光の展開

- ・沖縄の歴史、文化、自然を積極的に体験、学習できる公園として整備を進めている中城公園など観光エリア拠点の形成を図るとともに、世界遺産など地域の魅力を生かす
- ・オーバーツーリズムの抑制により静かで神聖な佇まいを保全しつつ、スピリチュアルな空間を生かした持続可能な観光施策の展開
- ・マリンタウン MICE エリアや東部海浜開発地区等におけるホテル等の立地促進
- ・6次産業化の展開を推進するとともに、ICT を活用したデジタル化により、国内外の人とながり、リピーターやE コマース等を含めた持続的な観光展開
- ・広域連携による、祭りや伝統芸能等の体験型ソフト事業の取り組みや DMO (Destination Management/Marketing Organization) 等の専門性の高い組織との連携により、東海岸地域の観光周遊の広域化を図る
- ・良質なオープンスペースやゆとりある歩行者空間を確保したウォークアブルなまちづくりを推進
- ・東海岸地域に点在する自然環境やソフトパワーを活用した沖縄にしかないワーケーションの展開

◆スポーツコンベンション地域の形成

- ・東部海浜開発地区「潮乃森」をはじめスポーツコンベンション拠点の形成を推進
- ・トップアスリートにも対応可能な機能を有する施設整備や、プロスポーツチームの合宿や学生、社会人におけるクラブ活動の誘致など、長期滞在型の多様なスポーツツーリズムの実現に向けた施策展開

◆マリンタウン MICE エリアを核とした東海岸地域の活性化

- ・中城湾港西原与那原地区（マリンタウンエリア）に、官民連携の手法によって、国際会議に対応可能な会議場及び大規模展示会に対応可能な展示場を備えた大型 MICE 施設の整備に向けた取組を推進

- ・宿泊施設や商業施設の立地促進や施設利用者の交通利便性の確保、オープンスペースの賑わいやスマートシティの形成など、MICE を中心とした魅力あるまちづくり
- ・中城湾港西原与那原地区（マリンタウンエリア）や、東部海浜開発地区「潮乃森」では、ウォーターフロントの展開として、スーパーヨットの受け入れも調査・検討されており、富裕層をはじめとした観光客層の獲得が期待されることから、長期滞在に繋がる周遊・体験型観光メニューの開発や拠点整備など観光資源の連携強化を図る

◆IT イノベーション拠点の形成

- ・企業集積や新技術の社会実装の促進に向けて、IT 産業の集積やこれまで整備された基盤等を生かし、新技術の実証の先行地域としての展開
- ・東海岸地域一帯に連なる、イノベーション拠点の形成、高度化を図るため、IT 津梁パークのみならず、環金武湾に広がる IT 産業の拠点などを結ぶ、自動運転等の先端技術を活用した実証の場「IT イノベーションロード」の形成
- ・IT 津梁パークを中心とした基盤や、世界遺産などを活かし、新技術の社会実験やソフトウェアの開発に取り組みながら、快適に滞在できるような、ワーケーションの拠点形成を図る
- ・イノベーション創出の源泉となる偶然の出会いを生む空間づくり（カフェ、ストリート、広場、緑地等）や、ワーケーションにおける魅力ある滞在環境の創出など、クリエイティブな地域の形成

◆港湾や空港とつながる産業集積拠点の形成

- ・アジアへ展開する高付加価値な先端企業の集積や環境配慮に対応した研究開発等を推進
- ・企業誘致や県内企業の高度化を促進する新たな産業用地の確保を検討し、産業用地確保に向けた取組を支援するなど、臨空・臨港型産業の拠点形成を図る

◆サンライズポートの形成（港湾の物流・人流機能の強化・拡充）

- ・東海岸地域の産業支援港湾として機能の拡充・強化を図るとともに、那覇港との機能分担や有機的連携を推進し、両港の強みを活かすことで、海上輸送貨物の流通拠点として安定的・効率的な物流環境の創造
- ・クルーズ船やスーパーヨットの受入拠点として、また、大型 MICE 施設と連動したウォーターフロント空間の形成や東部海浜開発事業等の取組により、多彩で高付加価値の観光・交流拠点の形成やブランド価値を生む親水空間の提供に取り組むなど、東海岸地域の経済基盤となる物流・産業拠点、交流拠点機能の形成に向けて、物流・人流機能の強化・拡充を推進

◆円滑な交通ネットワークの形成

- ・ハシゴ道路ネットワークの構築に向けて、本島南北軸である国道 329 号南風原バイパス、与那原バイパス、西原バイパスの整備を促進するとともに、東西軸である南部東道路、浦添西原線などの整備を推進
- ・東海岸地域の産業拠点や、中城湾港の産業支援港の強みを生かすため、那覇港と中城湾港新港地区を結ぶ、宜野湾北中城線などのアクセス道路の整備を推進するとともに、中城湾沿岸の産業集積地域等を結ぶ新規幹線道路の整備に向けた取組を推進
- ・国道 329 号バイパスを東海岸の物流道路としての役割を担う、東海岸地域一帯に連なる新たな基軸としての整備に向けた取組を推進
- ・市町村と連携して広域的な公共交通ネットワーク形成に向けた取組を推進
- ・大型 MICE 施設と地域拠点を結ぶモノレールや LRT 等を含む円滑な公共交通システムの構築や交通情報をリアルタイムで取得できる公共交通のスマート化等についても検討
- ・利用者が移動手段を効率よく選択し、目的地まで快適に移動できるモビリティシステムを構築するため、こうした新技術を実装する社会基盤の形成を推進

③第5次沖縄県国土利用計画（平成30年2月決定）

【概要】

- ・本計画は、国土利用計画法第7条の規定に基づき、全国の国土の利用に関して基本的事項を定める全国計画を基本とするとともに、沖縄21世紀ビジョン基本計画の基本方向に即し、沖縄県の区域における国土（以下「県土」という。）の利用に関して必要な事項を定めるものである。
- ・また、本計画は、市町村がその区域について定める市町村計画及び沖縄県土地利用基本計画の基本となるものであり、全国計画及び市町村計画と合わせて同法第4条の国土利用計画を構成するものである。
- ・本計画では、県土利用の基本方針として、第5次全国計画を基本とする「適切な県土管理を実現する県土利用」、「自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用」、「安全・安心を実現する県土利用」の3つの方針に加え、沖縄県独自の方針として「駐留軍用地跡地利用の推進」、「沖縄21世紀ビジョン基本計画の推進に資する県土利用」の5つの基本方針を示している。
- ・計画の目標年次は、平成39年（令和9年）とし、基準年次は平成27年である。

広域構想と整合を図る事項のとりまとめ

◆駐留軍用地跡地利用の推進

- ・駐留軍用地跡地については、自立的発展に寄与する貴重な空間として、良好な生活環境の確保、産業の振興、健全な都市形成、交通体系の整備、自然環境の保全・再生等、それぞれの地域特性を踏まえた総合的かつ計画的な跡地利用を推進。
- ・都市的土地利用が想定される地域については、周辺市街地と連携しつつ、良好な生活環境の確保や新たな産業の振興、交通体系の整備、緑化の推進など魅力ある都市空間の形成を図るとともに、有効かつ適切な利用を推進し、県内各圏域の多様な機能との相互の連携により、本県の均衡ある発展につなげる。

中南部都市圏の都市構造に関する事項のとりまとめ

◆駐留軍用地跡地利用の推進

中部地域

- ・沖縄島の中央部に位置している地理的条件を生かし、他地域が有する都市機能との整合を図り、適切な補完関係のもと、本地域が持つ多様な地域資源や産業基盤を活用したまちづくりを促進。
(東海岸)
- ・この地域の東海岸には、産業支援港湾としての中城湾港の機能強化やスポーツコンベンション拠点の形成、情報通信関連産業の整備を進めるとともに、国際交流リゾート等の拠点性も高めつつ、自然環境との共生を図るなど地域個性の創出や特色ある都市空間の形成。
- ・中城湾港西原与那原地区（マリントウン）においては、周辺の土地利用に配慮しつつ、大型MICE施設を核として、MICE施設周辺エリアにおける良好な都市形成及び交通利便性の確保、宿泊施設、商業施設等の集積によるにぎわいのあるまちづくりを推進。

(西海岸)

- ・リゾートホテルやコンベンション、マリーナ、レクリエーション等施設の集積を生かし、海浜、公園、自転車道、遊歩道等の一体的な整備を促進するとともに、観光関連施設の集積を図り、快適で魅力ある世界水準の都市型オーシャンフロント・リゾート地を形成。

(交通施策)

- ・沖縄西海岸道路や県道 24 号線バイパス等のハシゴ道路をはじめとする幹線道路ネットワークの整備を推進することにより、南北交通軸及び東西交通軸を強化し、拠点間の対流を促進し、地域色豊かな多核連携型の広域都市圏構造の形成を図る。
- ・沖縄都市モノレールと沖縄自動車道との連携による交通結節点の整備等を踏まえ、本地域におけるインターチェンジ周辺における活力とにぎわいのある拠点形成を推進。

南部地域

- ・都市部においては、市街地の再編・再開発を行うとともに、慢性的な交通渋滞などの都市問題や防災等の観点を踏まえたまちづくりが求められている。
- ・物流をはじめとする国際交流拠点の形成、モノレール延長区間の新駅、これらへのアクセス道路、情報通信基盤の整備等も総合的に推進し、居住環境の向上及び都市機能強化。
- ・豊かな自然環境の保全を図りながら、それを活用しつつ、多様なニーズに対応した農林水産業の展開、余暇需要に対応する観光・リゾート地域の形成、快適な住環境の整備等、地域特性を生かした活力ある地域づくり。
- ・市街地においては、計画的な土地利用に基づく住宅地、業務地、商業地、工業地、流通業務地の適正配置のもと、円滑な交通網の形成により、人・モノ・情報の結節機能の強化を推進。
- ・中城湾港西原与那原地区（マリントウン）においては、周辺の土地利用に配慮しつつ、大型 MICE 施設を核として、MICE 施設周辺エリアにおける良好な都市形成及び交通利便性の確保、宿泊施設、商業施設等の集積によるにぎわいのあるまちづくりを推進。

(交通施策)

- ・沖縄西海岸道路や南部東道路などのハシゴ道路をはじめとする幹線道路ネットワークの整備や国際物流拠点産業集積地域における新たな工業用地の創出、駐留軍用地跡地利用を視野に入れた空港及び港湾の強化。

第1章 県土の利用に関する基本構想

1 県土利用の基本方針

(2) 県土の特性

本県は、地理的に本土と東南アジアのほぼ中間に位置し、東西約 1,000 km、南北約 400 km に及ぶ広大な海域に散在する 160 の島しょから構成されています。「島しょ」という土地空間の狭あい性による県土利用の制約はあるものの、その広大な海域は、我が国の排他的経済水域（EEZ）及び海洋資源の確保、領空・領海の保全等に大きな役割を果たしています。

また、我が国では稀な亜熱帯海洋性気候にあり、周辺をサンゴ礁に囲まれ、海域・陸域に貴重な動植物が生息・生育する等、他に類をみない自然環境的特性を有しています。

一方で、広大な米軍施設・区域の存在は、産業の振興、都市の形成、交通体系の構築等、県土の総合的かつ計画的な土地利用を進める上で大きな制約となっています。

(3) 県土利用をめぐる基本的条件の変化

エ 米軍施設・区域の返還をめぐる状況

本県には、平成 29 年 1 月 1 日時点で県土の約 8% を占める約 18,609 ヘクタール (31 施設) の米軍施設・区域があり、県土利用上の制約となっています。

平成 8 年 12 月の「沖縄に関する特別行動委員会 (SACO)」最終報告において、普天間飛行場を含む 11 の米軍施設・区域約 5,002 ヘクタールの返還が合意され、また、平成 18 年 5 月に開催された「日米安全保障協議委員会 (SCC、通称「2+2」)」において、嘉手納飛行場以南の 6 施設・区域の返還方針が示されてきました。さらに、平成 28 年 12 月には、本土復帰以降、最大規模となる約 4,010 ヘクタールが返還されるなど、米軍施設・区域を取り巻く状況に変化が見られます。

(4) 本計画が取り組むべき課題

エ 駐留軍用地跡地の利用

本県の枢要部分を占有している駐留軍用地の存在は、総合的な交通ネットワークの構築や計画的なまちづくりなどの本県の振興を進める上で大きな障害となっています。

今後、返還が予定されている大規模な駐留軍用地の跡地利用は、長きにわたる米軍施設・区域の存在により歪んだ本県の県土構造を再編する好機であり、その利用においては地域の枠を超えた広域のかつ一体的な整備を図るとともに、各々の圏域や地域が広域的に連携・補完しあい、本県に潜在する発展の可能性を最大限に引き出していく必要があります。

また、返還に当たっては、これまでの駐留軍用地跡地利用の事例により明らかになった返還前の米軍施設・区域への立入調査、同返還に伴う土壌汚染等の環境浄化、地権者の負担軽減など様々な課題の解決を図る必要があります。

(5) 県土利用の基本方針

エ 駐留軍用地跡地利用の推進

駐留軍用地跡地については、自立的発展に寄与する貴重な空間として、良好な生活環境の確保、産業の振興、健全な都市形成、交通体系の整備、自然環境の保全・再生等、それぞれの地域特性を踏まえた総合的かつ計画的な跡地利用を推進します。都市的土地利用が想定される地域については、周辺市街地と連携しつつ、良好な生活環境の確保や新たな産業の振興、交通体系の整備、緑化の推進など魅力ある都市空間の形成を図るとともに、有効かつ適切な利用を推進し、県内各圏域の多様な機能との相互の連携により、本県の均衡ある発展につなげていきます。

農林業的土地利用が想定される地域については、農林業基盤の整備を計画的に推進し、新たな生産拠点となる優良農地の確保・拡大を図るとともに、6次産業化など新たな取組による付加価値を創造するフロンティア型の農林水産業を推進する観点から、高度な加工技術を集約した加工拠点や効率的な移輸送に対応した物流拠点の形成に向けた条件整備を推進します。

自然的土地利用が想定される地域については、健全な生態系を保全しながら生物多様性を維持増進していく観点から、自然環境を保全することを基本とします。特に、人が長年入ることなく貴重な動植物が生息・生育する地域においては、特定外来生物等の侵入防止対策などの管理体制の強化を促進します。

オ 沖縄 21 世紀ビジョン基本計画の推進に資する県土利用

人間優先のまちづくりをする観点から、高齢者や障害者をはじめ、誰もが安全かつ安心して快適に暮らせる質の高い生活環境を実現するため、まちづくりにおけるユニバーサルデザインを推進するとともに、歩いて暮らせるまちづくりや、人に優しい交通手段の確保に取り組みます。

また、自立型経済の構築に向けた新たな展開として、我が国及びアジア・太平洋地域とともに発展していくため、空港、港湾・漁港、道路、鉄軌道などの産業発展に必要な基盤整備を戦略的に進めます。その際には、広域交流拠点と各圏域拠点間のアクセス改善の観点から、沖縄島の中南部地域と北部地域を結ぶ南北軸及び同島の東海岸地域と西海岸地域を結ぶ東西軸を有機的に連結する幹線道路網（ハシゴ道路ネットワーク）を構築するとともに、離島住民の生命線とも言える航路、航空路などの交通手段を確保し、県内外を結ぶ交通ネットワークを確立・強化し、観光振興及び交流人口の増大を図ります。

3 利用区分別の県土利用の基本方向

(7) その他

オ 米軍施設・区域

米軍施設・区域で返還が予定されているものについては、沖縄振興のための貴重な空間として、それぞれの地域特性を踏まえて跡地利用を推進します。

都市的土地利用が想定される駐留軍用地跡地については、周辺の土地利用との調整を図りながら、都市機能の計画的再配置・高度化及び諸産業基盤の整備を進めます。

農林業的土地利用が想定される駐留軍用地跡地については、農林業基盤の整備を計画的に推進し、公共施設整備や集落整備を含めた総合的な整備を促進します。

自然的土地利用が想定される駐留軍用地跡地については、自然環境の保全を基本とし、人が長年入ることなく貴重な動植物が生息・生育してきた地域については、特定外来生物等の侵入防止対策などの管理体制の強化を推進します。

なお、その利用に当たっては、周辺の土地利用との調整を図りつつ自然環境に十分配慮し、適切な土地利用に努めます。

第2章 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

2 地域別の概要

イ 中部地域

中部地域は、沖縄島中央部及び津堅島等の周辺離島から構成され、全体として台地と海岸低地からなり、地形、地質、植生環境とも、沖縄島北部及び南部の両方の要素を有するなど多様なものとなっています。また、全域が都市計画区域に指定されていますが、中央部の比較的平坦な土地を嘉手納飛行場や普天間飛行場等の広大な米軍施設・区域が占め、土地利用上の大きな制約となっています。

都市部においては、地域の創意工夫により、駐留軍用地跡地の計画的な整備と連携しつつ、特色ある歴史・文化等の地域特性や地勢等を踏まえた潤いのある地域づくりを進めることが期待されます。また、農山漁村においては、地域の特性を生かし、多様なニーズに対応した農林水産業を展開するとともに、芸能・文化、自然環境等を生かし、余暇需要に対応する観光・リゾート地域の形成が期待されます。

本地域では、大型集客施設の郊外への進出や車社会の進展などに伴い、中心市街地の衰退、環境負荷の増大など様々な問題が生じています。このため、市街地整備や街路、公園、広場などの公共施設の整備により、まちなかでのにぎわい空間の創出を図るとともに、教育、医療・福祉、商業施設などについて、中心市街地等への再配置や充実等を促進し、居住環境の整備・充実を推進します。また、沖縄島の中央部に位置している地理的条件を生かし、他地域が有する都市機能との整合を図り、適切な補完関係のもと、本地域が持つ多様な地域資源や産業基盤を活用したまちづくりを促進します。

この地域の東海岸には、産業支援港湾としての中城湾港の機能強化やスポーツコンベンション拠点の形成、情報通信関連産業の整備を進めるとともに、国際交流リゾート等の拠点性も高めつつ、自然環境との共生を図るなど地域個性の創出や特色ある都市空間の形成を図ります。なお、中城湾港西原与那原地区（マリントウン）においては、周辺の土地利用に配慮しつつ、大型MICE施設を核として、MICE施設周辺エリアにおける良好な都市形成及び交通利便性の確保、宿泊施設、商業施設等の集積によるにぎわいのあるまちづくりを推進します。西海岸地域においては、リゾートホテルやコンベンション、マリーナ、レクリエーション等施設の集積を生かし、海浜、公園、自転車道、遊歩道等の一体的な整備を促進するとともに、観光関連施設の集積を図り、快適で魅力ある世界水準の都市型オーシャンフロント・リゾート地の形成を目指します。

また、沖縄西海岸道路や県道 24 号線バイパス等のハシゴ道路をはじめとする幹線道路ネットワークの整備を推進することにより、南北交通軸及び東西交通軸を強化し、拠点間の対流を促進し、地域色豊かな多核連携型の広域都市圏構造の形成を図ります。

さらに、沖縄都市モノレールと沖縄自動車道との連携による交通結節点の整備等を踏まえ、本地域におけるインターチェンジ周辺における活力とにぎわいのある拠点形成を推進します。

本地域の駐留軍用地跡地については、都市的土地利用が想定される跡地においては、土地区画整理事業等を行うことにより、公園や区画道路等の公共施設と宅地造成を同時に整備し、一体的なまちづくりを図ります。また、農業的土地利用が想定される跡地においては、公共施設整備や土地改良事業等を促進し、個性豊かな田園都市空間の形成を図ります。

本地域における農業は、立地条件などの地域特性を生かした都市近郊型農業を促進するとともに、エコファーマー等の育成による環境保全型農業の拡大を通じて、環境負荷低減を実現する技術の普及を図りつつ、生産・供給体制の整備を計画的に実施し、拠点産地の形成を重点的に進めます。また、遊休化した農地の有効利用を図り、農業用水源の確保やかんがい施設、区画整理等の各種生産基盤の整備をするとともに、農業水利施設等の長寿命化や赤土等流出問題の総合的な対策を推進し、農地保全及び環境負荷低減を図ります。さらに、農山漁村においてグリーン・ツーリズム等による交流・体験及び滞在拠点を形成し、観光リゾート産業との連携や農林水産業の多面的機能の発揮を図ります。

このほか、公園・緑地、環境衛生施設等の公用・公共用施設等の整備が見込まれますが、これらの実施に当たっては、これまで蓄積された産業及び生活基盤等を有効活用するとともに、自然環境を保全し、防災・減災、景観等にも配慮した上で、適正な土地利用を図る必要があります。

ウ 南部地域

南部地域は、沖縄島南部及び慶良間諸島、久米島、渡名喜島、粟国島、南・北大東島等の離島から構成され、沖縄島南部は丘陵・台地、離島は山地・丘陵又は台地・段丘等と様々な地形からなり、多様な地域性を有しています。また、離島においては、排他的経済水域の保全等の面で重要な役割を担っています。

沖縄島南部の糸満市から浦添市までは市街地が連なり、那覇市より南では市街地と農山漁村が共存し、那覇市を中心に高度な都市機能が集積するなど県内外の交流拠点となっています。

都市部においては、戦後、開放された土地に急激に人々が流入し、都市基盤整備が追いつかないまま、無秩序に密集市街地が形成されてきました。市街地の再編・再開発を行うとともに、慢性的な交通渋滞などの都市問題や防災等の観点等を踏まえたまちづくりが求められています。また、今後は物流をはじめとする国際交流拠点の形成、モノレール延長区間の新駅、これらへのアクセス道路、情報通信基盤の整備等も総合的に推進し、居住環境の向上及び都市機能強化を図ることが期待されます。

農山漁村及び離島地域においては、都市との交流・連携を促進し、相互の機能分担を行うとともに、豊かな自然環境の保全を図りながら、それを活用しつつ、多様なニーズに対応した農林水産業の展開、余暇需要に対応する観光・リゾート地域の形成、快適な住環境の整備等、地域特性を生かした活力ある地域づくりを行うことが期待されます。

市街地においては、計画的な土地利用に基づく住宅地、業務地、商業地、工業地、流通業務地の適正配置のもと、円滑な交通網の形成により、人・モノ・情報の結節機能の強化を推進します。また、ユニバーサルデザインの考えを積極的に取り入れた「すべての人にやさしいまちづくり」を進めるとともに、より実効性の高い土地利用を展開するための住民参画による地域からのまちづくりを促進します。なお、中城湾港西原与那原地区（マリントウン）においては、周辺の土地利用に配慮しつつ、大型MICE施設を核として、MICE施設周辺エリアにおける良好な都市形成及び交通利便性の確保、宿泊施設、商業施設等の集積によるにぎわいのあるまちづくりを推進します。

農山漁村及び離島地域においては、良好な自然環境や営農環境を確保するとともに、地域コミュニティ活力の維持、集落景観の保全など魅力的な田園農住地域の形成を図ります。また、国立公園に指定された慶良間諸島国立公園や沖縄島周辺離島における観光資源である自然環境の保全と持続的な利活用が図られる土地利用を推進します。さらに、離島地域においては、住民の生活を支える港湾の機能拡充を図るため、必要な整備を推進するとともに、高齢化の進行に対応するため、ユニバーサルデザインの理念に基づく施設整備等を進めます。

なお、人口や観光客数の増加に伴い、住宅地やホテル等の宅地需要が増加していますが、土地利用の不可逆性の観点から、農林業的土地利用や自然的土地利用からの転換は、慎重な配慮のもと計画的に行う必要があります。

本地域における農業は、消費者ニーズに対応した熱帯果樹などの収益性の高い品目の生産振興及び立地条件などの地域特性を生かした都市近郊型農業の促進に取り組むとともに、エコファーマー等の育成による環境保全型農業の拡大を通じて、環境負荷低減を実現する技術の普及を図りつつ、拠点産地の体制強化・育成により、生産拡大とブランド化を進めます。また、遊休化した農地の有効利用を図り、湧水や雨水の利用など地域特性に応じた新たな農業用水源の確保、かんがい施設、区画整理等の各種生産基盤の整備や赤土等流出問題の総合的な対策を推進し、農地保全及び環境負荷低減を図ります。さらに、農山漁村においてグリーン・ツーリズム等による交流・体験及び滞在拠点を形成し、観光リゾート産業との連携や農林水産業の多目的機能の発揮を図ります。

このほか、沖縄西海岸道路や南部東道路などのハシゴ道路をはじめとする幹線道路ネットワークの整備や国際物流拠点産業集積地域における新たな工業用地の創出、駐留軍用地跡地利用を視野に入れた空港及び港湾の強化、公園・緑地、厚生福祉施設等の公用・公共用施設の整備が見込まれますが、これらの実施に当たっては、豊かな自然環境を保全し、防災・減災、景観等にも配慮した上で、適正な土地利用を図る必要があります。

第3章 第2章に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

6 土地の有効利用の促進

(8) 駐留軍用地跡地

返還が予定されている駐留軍用地跡地については、国、県、関係市町村の密接な連携の下、自然環境の保全に配慮しつつ、総合的かつ計画的な跡地利用計画策定及び事業実施に向けた取組を推進するとともに、県民全体の跡地利用に係る機運醸成を図るため、県民、地権者等への効果的な情報発信（プロモーションビデオやホームページの更新等）に取り組みます。また、返還後、速やかに事業着手できるように、返還前から駐留軍用地への立入による文化財調査や自然環境調査等が行えるよう、関係機関への働きかけを行います。

④那覇広域・中部広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）（原案）（令和4年1月）

【概要】

- ・都市計画区域マスタープランは、都市計画区域全域を対象として「都市計画の目標」、「区域区分（線引き）の有無及び区分する場合はその方針」、「土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業等、主要な都市計画の決定の方針」など、都市計画のおおまかな方針を定めるものである。

共通理念と将来像の実現に向けた基本的な考え方（概要）

■沖縄県の基本理念とめざすべき5つの将来像

“時代を切り拓き、世界と交流し、ともに支えあう平和で豊かな「美ら島」おきなわ”				
1) 沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島	2) 心豊かで、安全・安心に暮らせる島	3) 希望と活力にあふれる豊かな島	4) 世界に開かれた交流と共生の島	5) 多様な能力を発揮し、未来を拓く島

■将来像の実現に向けた基本的な考え方

自然、歴史、伝統、文化などの固有の特性を生かした個性豊かな地域づくり	主体性・自立性を基軸とする地域づくり	多様な主体間の連携と交流、協働により安心して住み続けることができる地域づくり
------------------------------------	--------------------	--

■共通課題

<p>【県レベル】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域特性を生かした個性豊かな活力ある都市づくり ・産業を育む都市基盤・情報基盤づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民参加を促す枠組みづくり ・地域を支える人材の育成 ・アジア・太平洋地域との交流拠点国際貢献拠点的形成 	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な役割・機能分担をした都市づくり ・災害に強く、人にやさしい、安全で安心な都市づくり
<p>【圏域レベル】</p> <p>都市構造・土地利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長い歴史に培われた伝統や文化を継承する既成市街地の活力向上 ・アジアのダイナミズムを取り込む臨空・臨海都市の形成 <p>都市交通・都市環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個性あふれる自然環境や品格のある都市景観の保全・創出・活用 ・既存の社会資本の適切な維持・管理と有効活用 	<p>都市構造・土地利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市経営効率化を図るための市街地拡散の抑制 <p>都市交通・都市環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駐留軍用地跡地の有効利用の推進 <p>都市計画の体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民や民間企業、NPOとの連携協力体制の構築 ・社会資本の官民連携による維持管理・有効活用 	<p>都市構造・土地利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害に強い市街地の形成 ・都市機能の偏在を解消する都市構造の再編 ・地域連携や地域づくりが促進される社会基盤整備 ・駐留軍用地跡地整備と既成市街地環境改善の一体的推進 <p>都市交通・都市環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路網の体系的整備と公共交通機関への転換促進 ・シームレスな交通体系の整備

■共通目標

○地域の自然・歴史・文化を活かした、個性豊かで活力のある都市 「我した島沖縄の」	○地域自らが考えつくる、快適で誇りのある都市 「特色ある」	○都市機能の有機的連携と交流による安全・安心な都市 「ゆいまーるのまちづくり」
---	----------------------------------	--

■共通理念

我した島沖縄の特色あるゆいまーるのまちづくり

広域構想と整合を図る事項のとりまとめ

◆駐留軍用地の土地利用に関する方針

- ・跡地利用に際しては土地区画整理事業等による計画的な面整備並びに地区計画等による良好な住環境の形成を図るとともに跡地利用を先導する中核的施設の導入や基幹道路の整備や適正な配置、各基地跡地の特性を踏まえて分担配置などを総合的かつ計画的に推進。
- ・駐留軍用地跡地に残る自然環境については、各種制度を活用し、緑地の保全・創出を図る。また、失われた各地域の文化財や風景・景観の復元、水・緑・生態系の保全回復を図り、沖縄らしい風景づくりや新たな風景の創出。
- ・駐留軍用地跡地の再開発を契機として、都市機能の再編・再整備を行い、活力と潤いのある連担した多核連携型都市圏の推進。
- ・返還予定となっている駐留軍用地の跡地利用については、魅力的な生活環境の確保や新たな産業振興、骨格的道路網の整備や鉄軌道を含む新たな公共交通システムと地域を結ぶ利便性の高い公共交通ネットワークの構築、緑化推進など魅力ある都市空間の形成。

◆西普天間住宅地区

- ・西普天間住宅地区においては、沖縄健康医療拠点の核となる高度医療機能等を中心とし、居住機能、生活サービス機能を導入。

◆普天間飛行場跡地利用

- ・普天間飛行場の跡地利用については、大規模な土地利用転換がなされることから、中部縦貫道路、宜野湾横断道路等の骨格道路や大規模な広域公園の整備を推進。また、土地利用に関しては沖縄の振興の拠点として高次都市機能の導入。

◆那覇港湾施設跡地利用

- ・那覇港湾施設の跡地利用については、那覇空港、那覇港と隣接した特性をいかし、国際交流拠点の形成等複合的土地利用の推進。

◆牧港補給地区

- ・牧港補給地区においては、国際的エンターテイメント都市として、地域資源や立地条件を活かした自然環境と経済発展の両立を目指す。また、都市的課題の解決に寄与し、都市構造の転換を促す貴重な種地としての役割を担う必要があることから、沖縄の発展に寄与する都市機能の導入。

◆ロウワープラザ地区・インダストリアル・コリドー地区等その他の駐留軍用地

- ・ロウワープラザ地区やインダストリアル・コリドー地区等その他の駐留軍用地跡地については、地権者との合意形成を図りながら、各跡地利用における都市機能との連携・分担を重視した土地利用の推進。

◆キャンプ桑江南側地区

- ・都市的利用が想定されるキャンプ桑江南側地区跡地については、キャンプ桑江北側地区及び西海岸地域と一体となった土地利用を推進し、緑豊かな住宅地等の整備を進めるとともに、グローバルに活躍する人材育成の場（知の拠点）を創出。

◆主要施設の配置方針

- ・鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入に向けては、市町村のまちづくりや広域的な都市計画と連携を図るとともに、駐留軍用地の跡地利用を見据えた県土構造の再編も視野に入れた取り組みを推進。

◆都市計画の決定方針（市街地開発事業）

- ・駐留軍用地の跡地利用については、地権者等の意向もふまえ土地利用の需要・供給のバランスに配慮した段階的な開発に努め、新市街地開発抑制方針の例外として整備を促進します。また、既成市街地の環境改善と一体的な駐留軍用地の跡地利用を検討。

那覇広域都市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」より抜粋

II 都市計画の目標

3. 都市づくりについて

3) 基本方針

①地域の歴史・自然・文化をいかし、住民主体の都市圏づくり

○伝統や文化を大切に作る都市圏づくり

- ・点として存在する歴史資源や文化資源など、拠点の核となる歴史文化遺産及びその周辺環境とともに、伝統的な街並みなどの集落環境を整備し、また、そのような拠点や集落をつないで「琉球歴史回廊」の形成を図るとともに、独自の歴史、文化や平和を願う心を次世代に伝え、国内外に発信する文化の薫りが高く、風格のある都市圏を構築します。

○自然環境や生活環境に配慮した循環型・低炭素型都市圏づくり

- ・郊外部に広がる農地、鳥類等の生息地である干潟域、東海岸の骨格的な緑地など、豊かな自然環境を守るとともに、自然環境の再生、廃棄物の減量化と再資源化、クリーンエネルギー等の導入、コンパクトな都市構造の形成、省エネルギー建物への転換、交通騒音等の低減による生活環境の改善を図って、可能な限り環境への負荷を回避、軽減する循環型・低炭素型都市づくりを進めます。

②重点的・戦略的な施策を推進し、快適で潤いのある都市づくり

○質の向上を図る都市圏づくり

- ・無秩序な開発にならないよう、保全と開発のバランスを保ち、これまでに蓄積された社会資本を効率的に活用して、既成市街地の質の向上を図るなど、質の高い安全で快適な都市環境を保持した持続可能な都市圏の形成を目指します。
- ・また、地域を結ぶシームレスな公共交通ネットワークの充実により、効率的な連携・集約型都市構造を目指します。
- ・併せて、市街地再開発事業や中心市街地活性化関連事業、トランジットモールの導入などハード・ソフト双方の施策の展開により、居心地が良く歩きたくなるまちなかづくり（ウォーカブルなまちなかの形成）等のにぎわいのある中心市街地の再整備を推進し、その際、民間の技術力や資金等を効果的に活用し、民間主体、住民主体のまちづくりを支援していきます。

○駐留軍用地跡地の活用による中南部の一体的な都市圏づくり

- ・普天間飛行場をはじめとした駐留軍用地の返還跡地については、魅力的な生活環境の確保や新たな産業振興、骨格道路網の整備や鉄軌道を含む新たな公共交通システムと地域を結ぶ利便性の高い公共交通ネットワークの構築、緑化推進など魅力ある都市空間の形成に努めます。
- ・中南部都市圏の一体的な再編を視野に入れつつ、周辺地域の土地利用と調整を図り、環境への影響も配慮しながら都市機能の計画的な配置や都市施設の整備を進めるとともに、良好な自然環境の保全に努め、個性を持つ多様な都市拠点を形成していきます。

○高度情報通信技術の活用と知的交流を促進する都市圏づくり

- ・情報化の進展は、地球的な規模で時間と距離の制約をなくし、グローバルな情報資源へのアクセスを可能にしました。情報化は、島しょ地域である本県にとって大きな利点になりえ、今後はアジアにおける国際情報通信拠点“ITブリッジ”として情報通信基盤を整備し、情報通信関連産業の集積を図り、国内外における学術研究の交流や産学官の交流、国際的な人材育成等を促進する都市基盤の整備を推進します。

③都市機能相互の連携を重視し、交流を促進する安全・安心な都市づくり

○多様な住まい方が実現する都市圏づくり

- ・本区域では、都市の利便性、効率性を享受するまちなか居住や、豊見城市や西原町などにおける市街地郊外部の閑静な住宅地、糸満市や八重瀬町、中城村における豊かな自然環境をもつ農村地域で暮らす田園居住等、多様な住まいの空間を提供するとともに、地域を結ぶシームレスな公共交通ネットワークの充実を図り、それぞれの交流が促進される都市圏づくりを推進します。

○国内外に開かれた交流都市圏づくり

- ・島しょ県である沖縄において、海上交通や航空交通等の広域交通施設は、国内外の玄関口として重要であり、今後、アジア・太平洋地域の交流拠点形成に向けて、那覇空港は、「アジア・ゲートウェイ構想」を推進する上からも、IT化によりストレスのない搭乗・到着手続きや空と陸のシームレスな交通体系の構築を図ります。さらに那覇港は、沖縄の地理的な優位性を生かし、東アジアの中継拠点（サブハブ）としての機能強化や総合物流センター整備・拡充、質の高いクルーズ観光に対応する国際旅客ターミナルの整備など、物流拠点・国際交流の形成に必要な港湾機能の強化に努めます。
- ・そして、これらの広域交通と連結する幹線道路や沖縄都市モノレールの充実、鉄軌道を含む新たな公共交通システムと地域を結ぶ利便性の高い公共交通ネットワークの構築等により、マルチモーダル施策を推進し活力のある都市圏の形成を目指します。

○それぞれの産業が連結した都市圏づくり

- ・自立型経済の構築に向けて、琉球の歴史文化を体験できる観光業、那覇空港・那覇港に隣接する特性をいかした臨空・臨港型産業の集積、都市近郊型農業の促進や国内外からの情報通信関連産業の集積促進などを展開するとともに、産業活動を支える道路、空港、港湾等都市基盤整備を推進し、産業間の連携を深めて相乗効果による産業活動の展開を図ります。併せて、那覇港・那覇空港の近接性を活かしたシー・アンド・エアの輸送環境を図ります。
- ・また、本地域においては、那覇空港の第2滑走路の供用開始や西海岸道路をはじめとする主要道路の整備を背景に、産業用地確保が課題となっていることから、市街化区域において一定規模の産業用地の確保が困難な場合は、市街化調整区域においても保全と開発のバランスを保ちながら、産業振興・観光振興に資する土地利用を広域的かつ計画的に展開していきます。

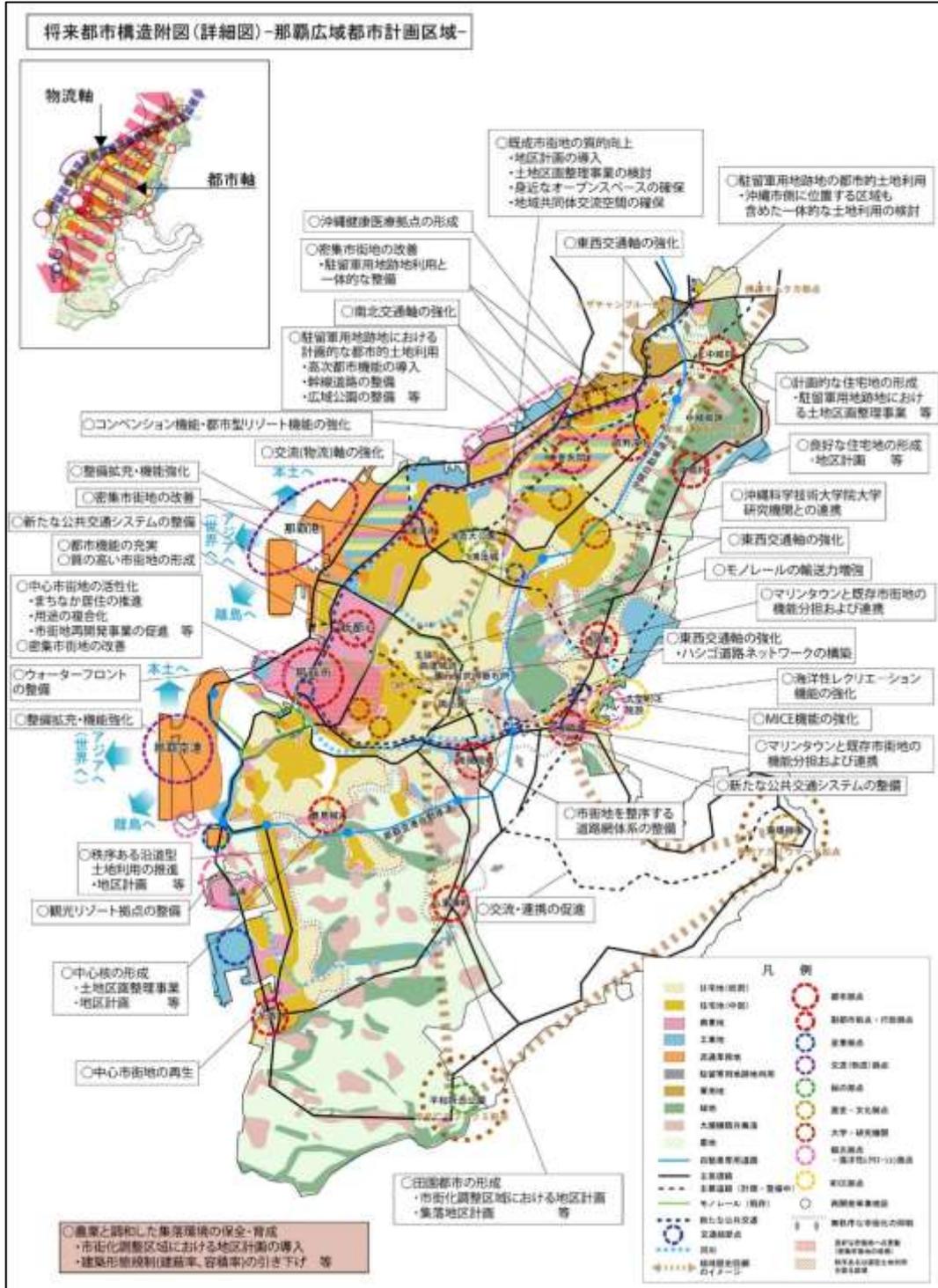
○魅力あふれる都市圏づくり

- ・観光振興に関しては、自然、歴史、文化等のソフトパワー、スポーツツーリズム、ヘルスツーリズム、MICE の推進など沖縄の多様で魅力ある資源を活かした世界に誇れる沖縄観光ブランドの形成を図ります。浦添市から糸満市にかけての西海岸地域は、那覇空港や那覇港等の施設と連携したショッピング施設や海洋性レクリエーション施設等が整備されたコースタル・リゾートの形成や富裕層などの獲得に必要な受入環境の整備を図ります。
- ・また、沖縄コンベンションセンターを中心に、マリナ、人工海浜、リゾートホテル等、コンベンション機能とレクリエーション機能が集積する宜野湾市の西海岸地域一帯は、隣接する北谷町西海岸との効果的な連携を図り快適で魅力ある世界水準の都市型オーシャンフロント・リゾート地の形成を目指すとともに、コンベンション支援機能と都市型リゾート機能の維持および他のMICE施設等との連携強化を図ります。
- ・さらに、観光拠点として整備が進む豊見城市の豊崎や瀬長島、与根については、効果的な連携を図るため、その周辺においては、商業や業務等の集積を図り、観光リゾート拠点として整備を推進します。

- ・東海岸地域においては、大型 MICE 施設整備をはじめ、海洋レジャー施設等の整備による海洋性レクリエーション機能の充実、さらに、マリナ、リゾートホテル、ショッピング施設などの集積を図り、観光拠点として整備を促進します

4) 将来都市構造

●将来都市構造附図（那覇広域都市計画区域）



IV 主要な都市計画の決定の方針

1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

1) 主要用途の配置の方針

③商業地

- ・駐留軍用地跡地を含め計画的な土地利用による新たな商業地の形成については、広域的な都市構造を踏まえた上で適正に配置します。

4) 市街地において特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針

④市街化区域内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

- ・駐留軍用地跡地に残る良好な緑地については、保全・創出を図る各種制度等の指定を含め、風致の維持・創出に努めます。

6) 駐留軍用地の土地利用に関する方針

- ・跡地利用に際しては中南部都市圏における位置付けや周辺市街地との関係、既成市街地に及ぼす影響を考慮しつつ、土地区画整理事業等による計画的な面整備並びに地区計画等による良好な住環境の形成を図るとともに跡地利用を先導する中核的施設の導入や基幹道路の適正な配置、各基地跡地の特性を踏まえて分担配置などを総合的かつ計画的に推進します。
- ・駐留軍用地跡地の再開発を契機として良好な生活環境の確保、産業の振興、健全な都市形成、交通体系の整備、自然環境の保全・再生などの観点から都市機能の再編・再整備を行い、活力と潤いのある連担した多核連携型都市圏の推進を図ります。
- ・既に返還された西普天間住宅地区においては、沖縄健康医療拠点の核となる高度医療機能等を中心とし、居住機能、生活サービス機能の導入を図ります。
- ・普天間飛行場の跡地利用については、約 475.9ha という大規模な土地利用転換がなされることから、中部縦貫道路、宜野湾横断道路等の骨格道路や大規模な広域公園の整備を進めます。また、土地利用に関しては沖縄の振興の拠点として高次都市機能の導入を図ります。
- ・那覇港湾施設の跡地利用については、那覇空港、那覇港と隣接した特性をいかし、国際交流拠点の形成等複合的土地利用を目指します。
- ・牧港補給地区においては、人・海・文化を活かした国際的エンターテイメント都市として、地域資源や立地条件を活かした自然環境と経済発展の両立を目指します。また、都市的課題の解決に寄与し、都市構造の転換を促す貴重な種地としての役割を担う必要があることから、沖縄の発展に寄与する都市機能の導入を図ります。
- ・ロウワープラザ地区やインダストリアル・コリドー地区等その他の駐留軍用地跡地についても、地権者との合意形成を図りながら、各跡地利用における都市機能との連携・分担を重視した土地利用を図ります。
- ・駐留軍用地跡地に残る貴重な緑地等の自然環境については、各種制度を活用し、水・緑・生態系の保全・創出・回復を図ります。さらに、戦争により失われた各地域の文化財や美しい風景・景観の復元、水・緑・生態系の再生を図り、世界に誇れる沖縄らしい風景づくりや新たな風景の創出に取り組めます。
- ・駐留軍用地跡地については、跡地利用が確定し市街地整備が確実となった段階で土地利用に応じて市街化区域へ編入するとともに、市街化区域編入に先立って必要な都市施設の位置付けも併せて検討します。

2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

3) 主要な施設の配置の方針

②公共交通機関

- ・鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入に向けては、市町村のまちづくりや広域的な都市計画と連携を図るとともに、駐留軍用地の跡地利用を見据えた県土構造の再編も視野に入れた取り組みを進めます。

3. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

1) 基本方針

- ・駐留軍用地の跡地利用については、地権者等の意向もふまえ土地利用の需要・供給のバランスに配慮した段階的な開発に努め、新市街地開発抑制方針の例外として整備を促進します。また、既成市街地の環境改善と一体的な駐留軍用地の跡地利用についても検討することとします。

中部広域都市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」より抜粋

II 都市計画の目標

4. 都市づくりについて

3) 基本方針

①地域の歴史・自然・文化をいかし、住民主体の都市づくり

○自然環境や生活環境に配慮した循環型・低炭素型都市圏づくり

- ・嘉手納弾薬庫地区一帯に広がる自然緑地、残波岬一帯に広がる良好な自然海岸、勝連半島の海岸線や中城湾に面する斜面緑地など、豊かな自然環境を守るとともに、自然環境の再生、廃棄物の減量化と再資源化、クリーンエネルギー等の導入、コンパクトな都市構造の形成、省エネルギー建物への転換、交通騒音等の低減による生活環境の改善を図って、可能な限り環境への負荷を回避、軽減する循環型・低炭素型都市圏づくりを進めます。

○文化を発信する都市圏づくり

- ・貴重な歴史文化資源であるグスク群や伝統的な集落をつなぐ「琉球歴史回廊」を形成し、地域の快適空間や観光拠点として活用を進め、人々に潤いを与える空間を構築していきます。

②重点的・戦略的な施策を推進し、快適で潤いのある都市づくり

○にぎわいを再生する都市圏づくり

- ・中心市街地は、車社会の進展や大規模小売店舗の郊外立地などの影響により空洞化が進み、都市としての活力が弱まりつつあることから、市街地再開発事業等の導入により、土地利用密度を高めるまちなか居住を推進します。また、中心市街地活性化基本計画および関連事業等を活用し、職住近接をはじめ市街地整備や街路、公園、広場などの公共施設の整備や官民一体で取り組む公共空間のにぎわい創出により、魅力的なまちづくりを図るとともに、教育、医療・福祉、商業、文化などの施設について、中心市街地等への再配置や充実などを促進し、居住環境の整備・充実を推進します。

○質の向上を図る都市圏づくり

- ・無秩序な開発にならないよう、保全と開発のバランスを保ち、これまでに蓄積された社会資本を効率的に活用して、既成市街地の質の向上を図るなど、質の高い安全で快適な都市環境を保持した持続可能な都市圏の形成を目指します。
- ・また、地域を結ぶシームレスな公共交通ネットワークの充実により、効率的な連携・集約型都市構造を目指します。

○駐留軍用地跡地の活用による中南部の一体的な都市圏づくり

- ・キャンプ瑞慶覧（ロウワー・プラザ住宅地区等）などの駐留軍用地が返還予定であり、これらの跡地については、魅力的な生活環境の確保や新たな産業振興、骨格的道路網の整備や鉄軌道を含む新たな公共交通システムと地域を結ぶ利便性の高い公共交通ネットワークの構築、緑化推進など魅力ある都市空間の形成に努めます。
- ・都市的利用が想定されるキャンプ桑江南側地区跡地については、キャンプ桑江北側地区及び西海岸地域と一体となった土地利用を推進し、緑豊かな住宅地等の整備を進めるとともに、グローバルに活躍する人材育成の場（知の拠点）の創出に努めます。
- ・読谷村大湾東地区、読谷村大木地区、読谷村大木南地区の駐留軍用地跡地では、土地区画整理事業等の都市的土地利用が計画され、読谷補助飛行場、楚辺通信所、瀬名波通信施設などの駐留軍用地跡地については、引き続き公共施設整備や土地改良事業等を促進し、個性豊かな田園都市空間の形成を図ります。

③都市機能相互の連携を重視し、交流を促進する安全・安心な都市づくり

○新たな活力を生み出す都市圏づくり

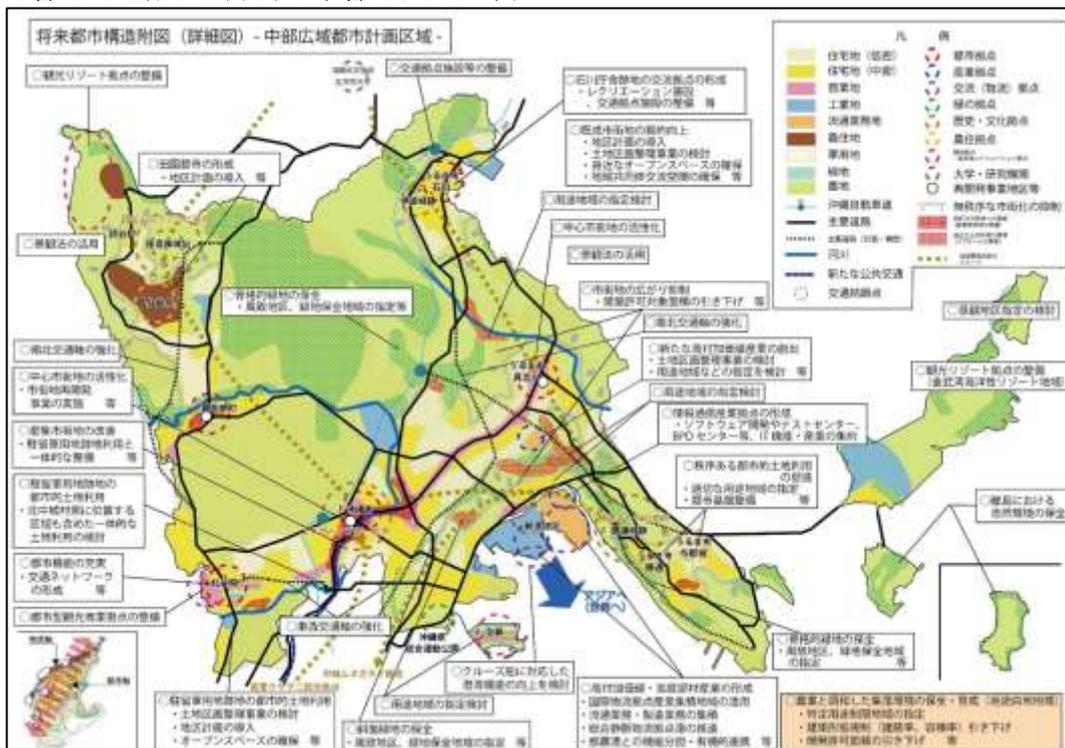
- ・ 自立型経済を構築し、県全体や都市圏の活性化を図るため、中城湾港新港地区においては、産業支援港湾としての機能の充実・強化を図るため、港湾施設の整備や定期船航路の実現等により、魅力ある投資環境を整備するなど戦略的な取組により企業立地を促進し、国際物流拠点産業集積地域うるま・沖縄地区を中心に高付加価値・高度部材産業並びに情報通信産業の拠点形成を図ります。併せて、中城湾港については、那覇港との機能分担・連携を推進し、両港の連携を強化する道路ネットワークの形成を図ります。
- ・ また、中城湾港泡瀬地区においては、東部海浜開発を促進し海洋性レクリエーション機能を導入することにより、海に開かれたスポーツコンベンション拠点等を形成します。
- ・ さらに、金武湾に面する地域における体験・滞在型観光を支援する基盤整備を進めるとともに、駐留軍用地跡地を活用して、農林業と調和を図り、付加価値の高い農業拠点として整備を図るものとします。

○東海岸と西海岸の機能分担による都市圏づくり

- ・ 本区域は、区域の中央に駐留軍用地が存在するため、隣接する市町村間の市街地が分断され、東海岸と西海岸の一体性も希薄である。さらに、都市圏全体では、西海岸地域が経済発展・開発が進んでいる一方で、東海岸地域の経済活性化が今後の課題であり、東西間の格差を是正する必要があります。そのため、東海岸地域においては、西海岸地域と対をなすもう一つの南北に伸びる経済の背骨を形成することで強固な経済基盤を構築するため「東海岸サンライズベルト構想」を展開し、マリンタウン MICE エリアを核とした賑わいを連鎖させること等により東海岸地域の活性化を図ります。
- ・ 今後、東海岸における産業拠点やレクリエーション拠点の形成が進められていくなかで、東海岸と西海岸の人の流れ、物流の効率化の観点から東西幹線となる道路を整備し、総合的な交通体系の改善、整備を進めていきます。

4) 将来都市構造

●将来都市構造附図（中部広域都市計画区域）



IV 主要な都市計画の決定の方針

1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

1) 主要用途の配置の方針

②商業地

- ・駐留軍用地跡地等における新たな商業地の形成においては、交通体系の動向や市町村等の連携のあり方等を見据え、広域的な都市構造を踏まえた上で適正に配置します。

2) 土地利用の方針

④都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

- ・駐留軍用地跡地に残る良好な緑地については、保全・創出を図る各種制度等の指定を含め、風致の維持・創出に努めます。

3) 駐留軍用地跡地等の土地利用に関する方針

- ・跡地利用に際しては中南部都市圏における位置付けや周辺市街地との関係、既成市街地に及ぼす影響を考慮しつつ、土地区画整理事業等による計画的な面整備並びに地区計画による良好な住環境の形成を図るとともに跡地利用を先導する中核的施設の導入や基幹道路の整備などを総合的かつ計画的に推進します。
- ・駐留軍用地跡地に残る貴重な緑地等の自然環境については、各種制度を活用し、緑地の保全・創出を図ります。さらに、戦争により失われた各地域の文化財や美しい風景・景観の復元、水・緑・生態系の保全回復を図り、世界に誇れるような沖縄らしい風景づくりや新たな風景の創出に取り組みます。
- ・駐留軍用地跡地利用を契機として良好な生活環境の確保、産業の振興、健全な都市形成、交通体系の整備、自然環境の保全・再生などの観点から都市機能の再編・再整備を行い、活力と潤いのある連担した一体的都市圏形成の推進を図ります。

2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

3) 主要な施設の配置の方針

②公共交通機関

- ・鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入に向けては、市町村のまちづくりや広域的な都市計画と連携を図るとともに、駐留軍用地の跡地利用を見据えた県土構造の再編も視野に入れた取り組みを進めます。

3. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

1) 基本方針

- ・駐留軍用地の跡地利用については、地権者等の意向もふまえて土地利用の需要・供給のバランスに配慮した段階的な開発に努め、新市街地開発抑制方針の例外として整備を促進します。また、既成市街地の環境改善と一体的な駐留軍用地の跡地利用についても検討することとします。

⑤ 沖縄県総合交通体系基本計画（素案）（令和4年1月）

【概要】

- ・本計画は、新たな振興計画の実現に寄与するとともに、沖縄の総合交通体系のビジョンとして、今後各方面で交通施策を推進する際の指針となるものである。
- ・「新たな振興計画（素案）に対する答申」と整合を図りながら、交通分野に関する基本施策の具体的な構想を示し、同計画の実現に寄与することを目的として改定予定である。
- ・計画の期間は、令和4年度から令和23年度までの20年間としている。

広域構想と整合を図る事項のとりまとめ

◆ 那覇、宜野湾、沖縄の3つの拠点を中心とした南北都市軸の構築

- ・那覇、宜野湾、沖縄の3つの都心に加え、中南部圏域の発展を妨げていた普天間基地跡地を新たな拠点として位置づけるとともに広域交通拠点との結節性も活かし、高次な都市機能を導入。
- ・那覇・普天間・沖縄を中心とした都市サービス 30 分生活圏を重層的に形成し、利便性の高い多様な都市サービス（通勤、買物、通院等）を提供。
- ・南北都市軸上は、駐留軍用地返還跡地を活用し、老朽密集市街地の改善、市街地の分散拡大の抑制を通してコンパクトな集約型市街地を形成し、高齢化の進展や地球環境問題への対応、都市経営の効率化が図られた、地域の力で持続可能な都市を形成。
- ・南北都市軸には、移動性に優れた交通インフラ（道路、公共交通）を整備し、特に公共交通は那覇・普天間・沖縄の各拠点を中心とした 30 分圏域を軸上方向に面的かつ均質にサービスの提供が可能となるよう機能的に配置。
- ・駐留軍用地返還跡地の活用による骨格的幹線道路の戦略的整備により、慢性的な交通渋滞の解消。
- ・広域交通拠点である那覇空港、那覇港は、将来的な需要増加や東アジアを視野に入れた国際交流拠点にふさわしい機能強化。
- ・中城湾港については、産業支援港湾としての整備を着実に進めるとともに、物流拠点の形成を推進。

第2章 交通の現状と課題及び社会情勢の変化

第1節 陸上交通に関する現状と課題

第1 中南部圏域

2 課題

- ・幹線道路網の整備については、渋滞緩和が図られているものの、依然として慢性的な交通渋滞が発生していることから、引き続き各拠点を結ぶ道路ネットワークの整備を進める必要がある。
- ・都市機能を強化する駐留軍用地跡地を活用した幹線道路の整備については、跡地利用計画の策定に向けた検討状況を踏まえながら、引き続き取り組む必要がある。
- ・モノレールについては、新型コロナウイルス感染症の拡大以前、観光客の増加等により車両や駅舎等での混雑が課題となっていたことから、収束後の観光客の需要回復に備え、増加する需要に対応できるよう輸送力の増強などについて、引き続き取り組む必要がある。
- ・路線バスについては、基幹バスシステムの導入、これに伴うバスレーンの拡充や交通結節点の整備、バス停上屋等の整備による乗り継ぎ環境改善等、引き続き利便性向上に取り組む必要がある。
- ・公共交通への利用転換に向けては、公共交通の運行情報等の動的データを含めた経路検索機能の充実などにより、更なるサービス水準向上に向け取り組むとともに、シェアサイクル等の多様な交通手段の導入に取り組む必要がある。
- ・また、交通渋滞緩和に向けた行動変容を促すため、小学校からのライフステージに応じたMM（モビリティ・マネジメント）の実施や、ピーク時に集中する自動車交通量の削減に寄与する時差通期の促進に取り組む必要がある。

第3章 沖縄の将来像

第1節 新たな振興計画における県土のランドデザインについて

第2 県土の広域的な方向性

5 シームレスな交通体系の整備と鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入

- ・県民の良質な生活環境と利便性の確保、交通渋滞の緩和、陸上貨物輸送の効率化、観光客の移動利便性の工場等に向けて、シームレスな交通体系の整備を図る。体系的な幹線道路ネットワークの構築、既存道路空間の再配分を含む道路空間の柔軟活用、歩行者・自転車をはじめとする多様な移動手段の安全かつ快適な利用環境の整備・改善、駅やバス停等の乗り継ぎ・待合環境の向上、自動運転技術等の新たな先端技術等交通システムの導入の取組がある。また、鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入、交通結節点やフィーダー交通の機能強化や多様な交通システムの導入に向けた段階的な取組の推進などが示されている。

第2節 沖縄本島の構造について

第2 中南部圏域（中部圏域及び南部圏域）

- ・県人口の約8割に及ぶ約120万人を有する中部都市圏では、各地域の個性や特徴を生かし、各拠点が相互に連携・甲虫する地域拠点ネットワーク型の都市圏の構築を図り、多様性と包括性、魅力と国際性を備えた持続可能な都市圏の形成に取り組む。
- ・玄関口である空港、港湾との結節機能の強化・拡充や拠点都市間の移動の円滑化を図り、人やモノの広域的な交流の活発化を図る。
- ・那覇、宜野湾、沖縄の3つの拠点を中心とした南北都市軸を構築する。
- ・県土の均衡ある発展を支える「東海岸サンライズベルト構想」を展開する。

第3 駐留軍用地返還跡地

- 駐留軍用地跡地は、広域的かつ総合的なビジョンの下、都市の開発整備や交通インフラの体系的な整備など、県土構造の再編につながる戦略的な跡地利用を推進し、本県全体ひいては我が国の未来を牽引する新しい都市づくりに向けて、駐留軍用地跡地の有効利用を具体化していく。



図 南北軸、東西軸の骨格を形成する道路網体系

⑥ 沖縄ブロック新広域道路交通ビジョン(令和3年3月)

- ・ 社会資本整備審議会道路分科会基本政策部会物流小委員会の議を経て、重要物流道路制度を契機とした「新広域道路交通計画」を各地域において中長期的な観点から策定することとし、新たな広域道路ネットワークに関する検討会においてとりまとめられた「中間とりまとめ（2020年6月8日付け）」も踏まえ、地域の将来像を踏まえた広域的な道路交通の今後の方向性を定める「新広域道路交通ビジョン」（以下「ビジョン」という）を策定。
- ・ 沖縄地域のビジョンの策定にあたっては、沖縄21世紀ビジョン基本計画、沖縄県総合交通体系基本計画等の総合的なビジョンを参考に、地域の社会・経済の現状や開発計画等を踏まえた広域的な交通の課題や取り組みについて平常時・災害時及び物流・人流の観点から、目指すべき将来の姿を総合的に整理し、とりまとめた。

広域構想と整合を図る事項のとりまとめ

◆ 基地返還跡地に関する道路ネットワークの整備

- ・ 跡地においては都市機能、産業機能の集積が想定されるが、それらが機能するための地域道路網を形成するにあたり、幹線道路網の整備とあわせて適正な地区内の交通網、地区へのアクセス路の整備を推進。
- ・ 地域道路網は、歩行者、自転車に充分配慮し、公共交通機関や自動運転の次世代の交通システムと連携。

第1章 沖縄地域の将来像

1-4 沖縄地域の広域的な道路交通の将来像

(1) 強くしなやかな自立型経済を支える広域的交通ネットワークを構築する

リーディング産業である観光産業や情報通信関連産業の更なる発展を図るとともに、新たなリーディング産業を創出し「強くしなやかな自立型経済」を支援する。また、沖縄が比較優位を発揮できる臨空・臨港型産業の重点的な育成を支えるため、拠点となる空港・港湾をつなぐ広域的な交通ネットワークの強化を図るとともに、県内の物流の動きを活動的かつ効率的にすることで活力ある沖縄を実現する。

(2) 「世界水準の観光リゾート」にふさわしい魅力的な交通基盤を実現する

世界に誇れる“沖縄観光ブランド”を確立し、世界的にも広く認知され、評価される観光リゾート地にふさわしい、旅行者にとって安全・安心・快適な交通環境を実現する。更なる旅行者の増加に対応した円滑かつ快適な交通ネットワークや交通結節点の強化を図るとともに、多モードが連携した旅行者にとって魅力的な移動環境を実現する。また、亜熱帯性の自然豊かで歴史を感じさせる沖縄らしい景観を有した道路・沿道空間を構築する。

(3) 渋滞がないすべての人に優しいシームレスな交通体系を構築する

過度な自家用自動車依存から脱却し、モルルール等の公共交通機関とのバランスの良い分担のもと、経済活動や人々の日常生活に支障が生じている道路渋滞がない交通環境を実現するとともに、子供から高齢者まで、住民・来訪者問わず、沖縄のどこでも誰もが安心して安全・快適に移動できるシームレスな交通体系の構築を目指す。

(4) 台風・地震に強く早期に機能復旧できる交通ネットワークを構築する

常襲する台風や想定される大規模地震・津波などの災害時においても構造物等への被害を軽減し、被災時にも交通機能の維持、早期復旧を図ることで、経済・生活への影響を最小限とする災害に強い広域的な交通ネットワークの構築を目指す。

(5) ICT 等の先端技術を積極的に取り入れた戦略的マネジメントを発信する

急速に発展する ICT 等の先端技術を積極的に活用して、道路構造物の老朽化対策や交通マネジメント、観光交通等の諸施策を戦略的にマネジメントするとともに、島しょ地域である沖縄の特徴を活かし、他地域のモデルとなる先進的・実験的な取り組みを積極的に導入し世界に発信することを目指す。

第3章 広域的な道路交通の基本方針

沖縄の将来像、既存の上位計画および沖縄地域の現状と課題を踏まえ、5つの将来像実現に向け、沖縄地域の広域的な道路交通に関する基本方針と今後取り組むべき施策を示す。

将来像の実現に向けた広域的な道路交通の基本方針

沖縄地域の広域的な道路交通に関する、広域道路ネットワークの基本方針を下図に示す。広域道路ネットワークの性能を最大限に引き出すにあたって、県内の要所に設置された交通拠点・防災拠点の拠点機能の強化を図り、さらに安全・快適・円滑な広域道路交通を実現する ICT を活用した交通マネジメントに取り組んでいく。

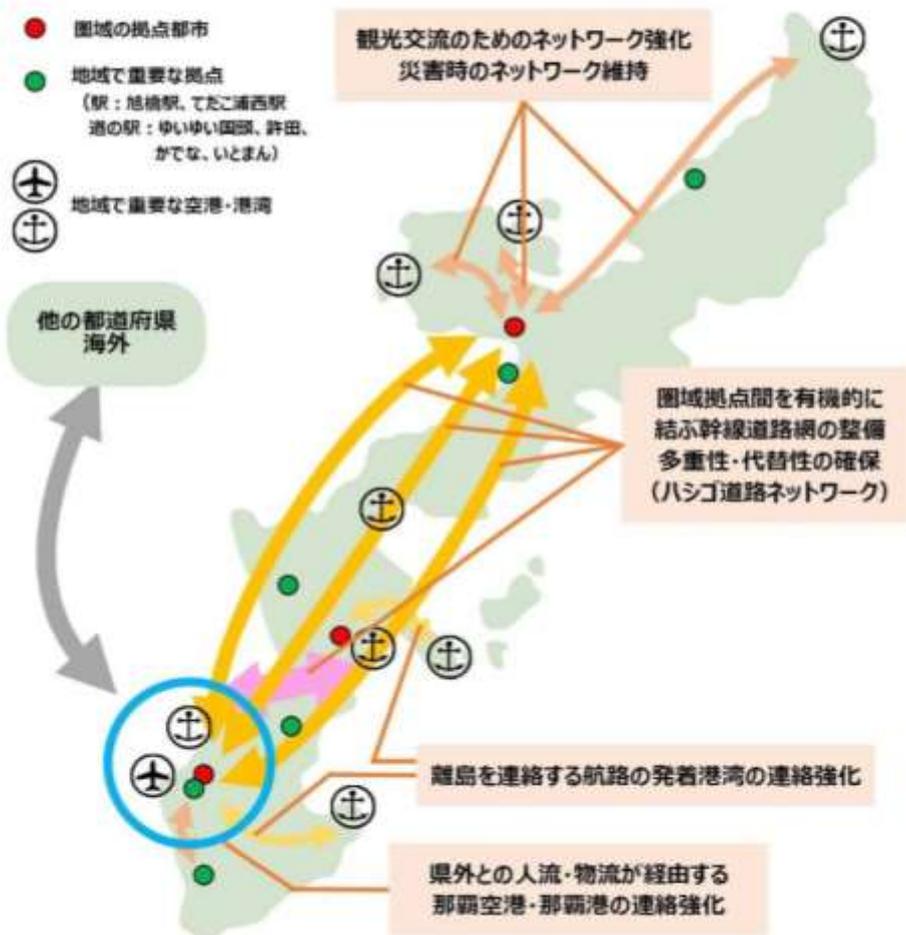


図 3-1 将来像の実現に向けた広域道路ネットワークの基本方針

3-1 強くしなやかな自立型経済を支える広域的交通ネットワークを構築する

(1) 広域的な交通ネットワークの強化

輸送の時間短縮・効率向上による、物流・観光の両面における、地域間の交流活性化、産業振興のために、本島において、国道58号（沖縄西海岸道路）、沖縄自動車道、国道329号を南北の柱とし、東西連絡道路と沖縄自動車道との交差点においては、インターチェンジおよびスマートインターチェンジで結節するなど、広域交流拠点および各圏域拠点間同士を有機的に結ぶ幹線道路網「ハシゴ道路ネットワーク」を踏まえ、広域的な道路交通ネットワークの強化を図る。

■ 南北を走る強固な【3本の柱】

【西側の柱】国道58号

【中央の柱】沖縄自動車道

【東側の柱】国道329号

■ 3本の柱を支える【東西連絡道路】

沖縄嘉手納線、宜野湾北中城線、浦添西原線など

■ 高速道路を使いやすくする【インターチェンジ】

番舎場スマートIC、幸地IC、池武当ICなど



図 3-2 幹線道路網（ハシゴ道路ネットワーク）の構築（2021.3 時点）

(2) 地域の拠点となる港湾・空港、産業拠点等を結ぶネットワークの整備

島しょ県である沖縄県は他都道府県や海外との全ての物流は、海運・空輸に頼る形となり、現状では多くの貨物は、那覇港・那覇空港を經由し、そこから島内あるいは離島の拠点に向かって輸送される。そのため、他都道府県と比較して港湾・空港は、物流の観点から非常に重要であり、那覇港・那覇空港と本島内の拠点を結ぶ道路ネットワークの強化を進める。

中城湾港、金武湾港が位置する本島中部や、本部港、運天港が位置する北部の本部半島において、各港湾の機能拡充が計画されており、将来的に取扱貨物量の増加が見込まれるため、機能拡充に対応し、各港湾と物流拠点間をつなぐ道路ネットワークの強化を進める。また、中城湾港新港地区は、那覇港との機能分担・有機的連携を図りつつ、産業支援港湾としての機能拡充・強化に取り組んでおり、那覇港と中城湾港新港地区の連絡を強化する道路ネットワーク整備に取り組む。

離島と本島の物流・交流を支える本島の各港湾・空港と各拠点を結ぶ道路ネットワークを形成するとともに、離島において港湾・空港と島内の産業拠点を結ぶ道路ネットワークを形成する。

道路ネットワークの形成・強化にあたっては、物流の観点で道路を重要物流道路として指定する*。沖縄県において、海上コンテナは港湾・空港付近の物流施設でデバンニングされ店舗や消費者のもとへと配送される。このため、コンテナ貨物に限定されない小口な貨物の流動にも配慮したネットワーク形成を図る。

*2018年3月30日に成立、同月31日に交付された「道路法等の一部を改正する法律」により、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、国土交通大臣が物流上重要な道路輸送網として指定する。

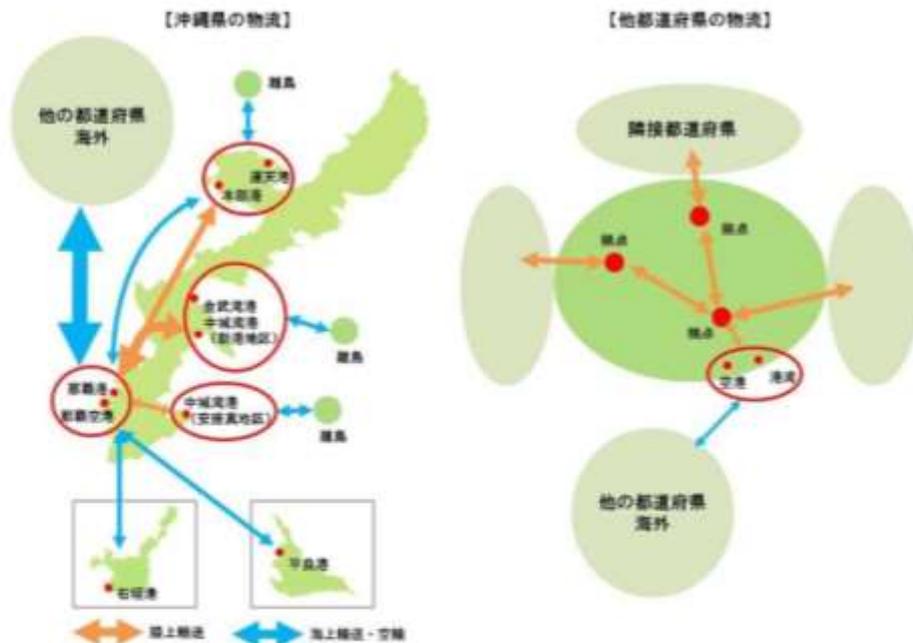


図 3-3 沖縄県と他都道府県の物流のイメージ

(3) 基地返還跡地に関する道路ネットワークの整備

将来的に、返還が予定されている普天間飛行場や、牧港補給地区等の跡地利用にあたっては、跡地周辺の交通環境のみではなく、返還を契機として本島全体の適正な広域道路交通ネットワークを構成する観点から幹線道路網整備を進める。

跡地においては都市機能、産業機能の集積が想定されるが、それらが機能するための地域道路網を形成するにあたり、幹線道路網の整備とあわせて適正な地区内の交通網、地区へのアクセス路の整備を推進する。地域道路網は、歩行者、自転車に充分配慮し、公共交通機関や自動運転の次世代の交通システム等と連携が図られるものとする。



図 3-4 普天間飛行場跡地利用の配置方針図

出典：沖縄県・宜野湾市 普天間飛行場の跡地利用計画策定に向けた全体計画の中間とりまとめ（2013.3）



図 3-5 牧港補給地区の跡地利用方針図

出典：浦添市「牧港補給地区跡地利用基本計画」（2013.3）

⑦沖縄ブロック新広域道路交通計画（令和3年3月）

- ・地域の将来像等を踏まえた広域的な道路交通の今後の方向性を定める「新広域道路交通ビジョン」を踏まえ、概ね20～30年間の中長期的な視点で検討を進めていく「新広域道路交通計画」を策定。
- ・広域道路ネットワークは、基幹道路（高規格道路及び一般広域道路）や一般国道、都道府県道からなる幹線道路網である。
- ・現在の道路網は1994年に策定した広域道路整備基本計画に基づいて整備を進めてきましたが、新たな課題や実状を踏まえ、広域道路ネットワークを見直すものである。
- ・本計画は、概ね20～30年間を対象とした中長期的な視点で検討したものである。

広域構想と整合を図る事項のとりまとめ

◆基地返還跡地に関する道路ネットワークの整備

- ・跡地においては都市機能、産業機能の集積が想定されるが、それらが機能するための地域道路網を形成するにあたり、幹線道路網の整備とあわせて適正な地区内の交通網、地区へのアクセス路の整備を推進。
- ・地域道路網は、歩行者、自転車に充分配慮し、公共交通機関や自動運転の次世代の交通システムと連携。

01 広域道路の概要

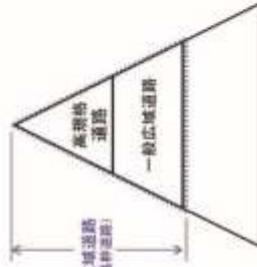
広域道路ネットワークは、幹線道路（高規格道路及び一般広域道路）や一般国道、都道府県道からなる幹線道路網です。

現在の道路網は1994年に策定した広域道路整備基本計画に基づいて整備を進めてきましたが、新たな課題や変革を踏まえ、広域道路ネットワークを見直すものです。

なお、本計画は、概ね20～30年間の対象とした中長期的な視点で検討したものです。

新たな広域道路ネットワークの強化の方向性（基本戦略）

- 中核中核都市等を核としたブロック都市圏の形成
- 我が国を牽引する大都市圏等の競争力や魅力の向上
- 空港・港湾等の交通拠点へのアクセス強化
- 災害に備えたリダンダンジー機能・国土強靱化
- 国土の更なる適正な管理

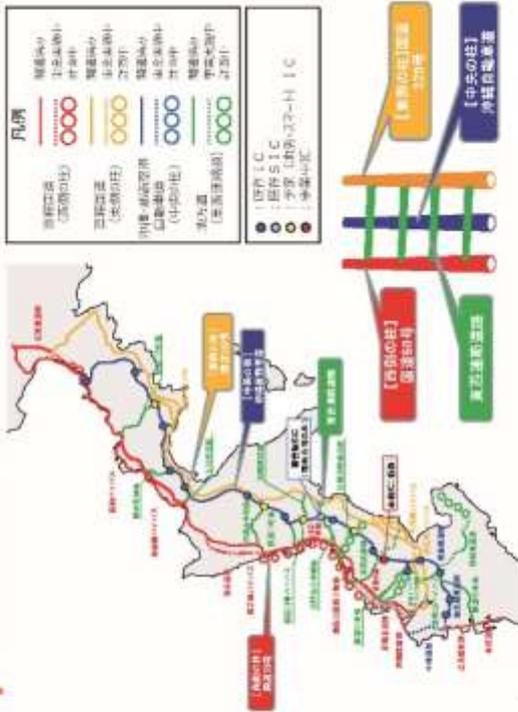


これまでの取り組み

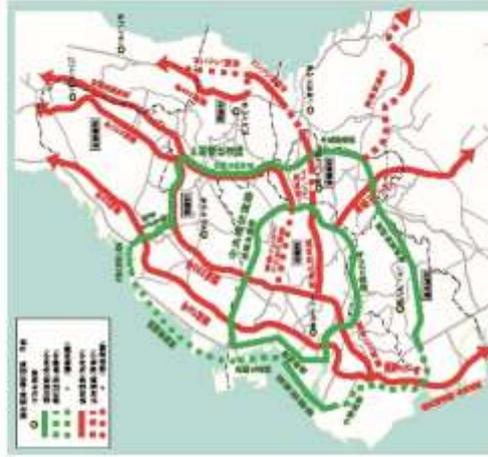
これまで、中南部圏域、北部圏域内の各地域から圏域の中心都市（中南部圏域：那覇市、北部圏域：名護市）まで30分圏の確立を目標に広域道路の整備を進めてきました。沖縄県の道路ネットワークを強化し、中南部圏域内・北部圏域内や圏域中心都市間の連絡を向上させる代表的な取り組みとして、ハシゴ道路ネットワークの整備、また、那覇都市圏の放射状として2環状7放射道路の整備を進進してきました。

しかし、現状の交通課題の解消及び新たな国土形成の観点から、地域の将来像を踏まえた広域道路ネットワークの効率的な強化が必要です。沖縄県においては、道路沿道の緩和の他、特に県民の生活に大きく関わる、木更内の連絡強化、災害時のカンダンジーの強化が課題となっています。

ハシゴ道路ネットワーク



2環状7放射道路



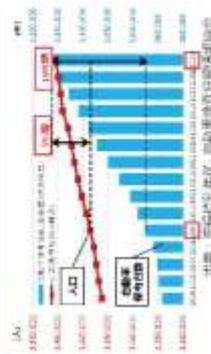
02 沖縄の交通の課題

物流、観光、災害時等の多岐にわたる道路の使われ方、ニーズ、将来動向を踏まえ、沖縄県の交通の課題として以下が挙げられます。

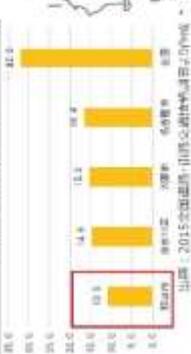
渋滞の緩和

- 人口、自動車保有台数の増加への対応。
- 全国と比較して非常に高い自動平均分担率への対応。
(陸上輸送の自動平均分担率：全国平均約66%に対し、沖縄は約90%)
- 全国的にも旅行速度の低下が著しい都市圏内や主要渋滞箇所が連続する国道58号、国道329号、国道330号における渋滞の対策。
- 米軍基地の存在する地域における道路網の適正な配置。

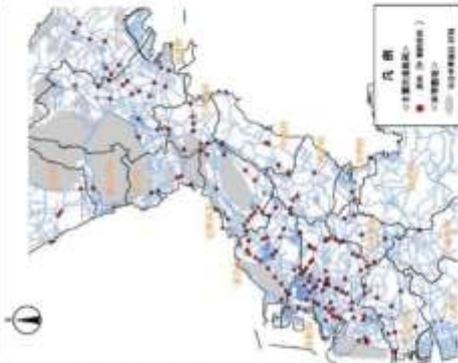
人口と自動車保有台数の推移



平日通勤時旅行速度



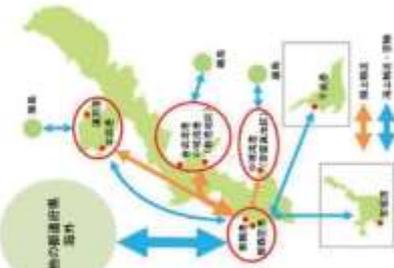
主要な渋滞箇所の分布



本島内の連絡強化

- 沖縄県と他都道府県や海外との物流は、その多くの貨物が那覇港・那覇空港を経由し、島内や離島の拠点へ輸送されるため、県民の生活を変えるにあたって非常に重要な役割を担っている。那覇港・那覇空港と本島内の拠点（中城港、金武港、本部港、運天港など）を連絡する道路ネットワークの強化。

沖縄県の物流のイメージ



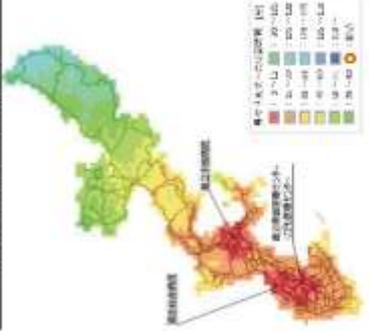
災害時のリダンダンシー強化

- 大規模地震・津波災害に備えた、国道58号や国道329号の沿岸部の道路の代替道路の整備。
- 北部地域から三次救急医療機関をはじめとした、災害拠点への所要時間の短縮。

津波浸水想定と最大到達



三次救急医療機関までの所要時間



03 広域道路ネットワークの拠点

本計画で選定する基幹道路（高規格道路及び一般広域道路）を軸とする上で、物流、防災、交流・観光の観点から、重要な役割を担うことから広域道路ネットワークで連絡すべき拠点を以下の通り設定しました。

また、基幹道路と拠点（物流拠点、防災拠点、交流・観光拠点等）を連絡するラストマイルの機能強化を図ることで、広域道路ネットワークの機能がより発揮されます。

基幹道路により連絡する拠点

- 【都市①】 那覇市、浦添市、名護市、沖縄市、うるま市
- 【空港②】 那覇空港
- 【港湾③】 那覇港、中城港、金武港、運天港、本部港、奥港
- 【モレール駅④】 旭橋駅、てだこ浦西駅

※1：中城中央都市、連勝中城都市、正住自立圏圏域における中心市等
 ※2：拠点空港、その他シフト化空港等
 ※3：国際物流拠点、国際拠点港湾、重要港湾等
 ※4：中城中央都市の代表駅、エコマナー取扱駅等

基幹道路からラストマイルにより連絡する拠点の例 物流拠点

- 【工業団地】 小那覇工業団地
- 【卸売市場】 沖縄県中央卸売市場
- 【保税地域】 国際物流拠点産業集積地域うるま・沖縄地区（中城港港新港地区）

※：現在指定されている重要物流道路が連絡する主な拠点

基幹道路からラストマイルにより連絡する拠点の例 交流・観光拠点

- 【交流拠点】 旭橋駅、てだこ浦西駅
- 【観光拠点】 地域で重要な観光地

6

基幹道路からラストマイルにより連絡する拠点の例 防災拠点

【災害時の重要な拠点】

那覇市役所、沖縄市役所、名護市役所、宜野湾市役所、浦添市役所、糸満市役所、豊見城市役所、うるま市役所、南城市役所、与那原町役場、南風原町役場、八重瀬町役場、読谷村役場、嘉手納町役場、北谷町役場、北中城村役場、中城村役場、西原町役場、国頭村役場、大宜味村役場、東村役場、今帰仁村役場、本部町役場、恩納村役場、豆野瀬村役場、金武町役場

【災害医療拠点】

県立北部病院、県立中部病院、中城病院、中部徳洲会病院、ハートライフ病院、県立南部医療センター、こども医療センター、沖縄赤十字病院、浦添総合病院、琉球大学病院、豊見城中央病院、南部徳洲会病院

【自衛隊基地・駐屯地】

陵上自衛隊（那覇駐屯地、白川分屯地、兼連分屯地、知念分屯地、八重瀬分屯地、南与那分屯地）、航空自衛隊（那覇、恩納、知念、与那岳、沖縄地区1、沖縄地区2）

【道の駅/SA・PA】

道の駅がでな、道の駅いとま、道の駅いどま、道の駅いぬ、伊豆SA、中城PA

【製油所、油槽所】

南西石油所、沖縄出光製油槽所

【災害時民間物資集積拠点】

琉球物流(株)新港1号、沖縄第一倉庫(株)西町4号、沖縄第一倉庫(株)港町1号、那覇母産倉庫(株)3号倉庫

【特に地域で重要な拠点】

南部土木事務所、中部土木事務所、北部土木事務所、うるま市石川出張所、うるま市与那城出張所、うるま市船瀬出張所、南部国道事務所、南部国道事務所 那覇支店出張所、南部国道事務所 嘉手納出張所、南部国道事務所 那覇空港自動車道出張所、北部国道事務所、北部国道事務所 名護維持出張所、北部国道事務所 石川国道出張所

※：現在指定されている代替・観光駐留が連絡する主な拠点

7

04 広域道路ネットワーク計画

交通の問題を解決し、平常時・災害時を問わない広域的な物流・人流を確保するため、以下を広域道路（基幹道路）として位置づけます。

高規格道路

定住自立圏や重要な拠点、空港・港湾を連絡する道路です。拠点間の移動の時間短縮や防災・減災、国土強靱化の観点から、リダンダンシーの有効性がある路線になります。

- 位置づける路線
 - 那覇空港自動車道
 - 沖縄自動車道
 - 名連東道路
 - 南部東道路
 - 北部縦貫道路
 - 宜野湾横断道路（中城地区）
- 位置づける路線
 - 那覇空港自動車道
 - 沖縄西海岸道路
 - 那覇インターアクセス道路
 - 名連東道路延伸（本部方面）

一般広域道路

広域交通の拠点となる都市や、空港・港湾を高規格道路等と効果的かつ効果的に連絡する道路です。

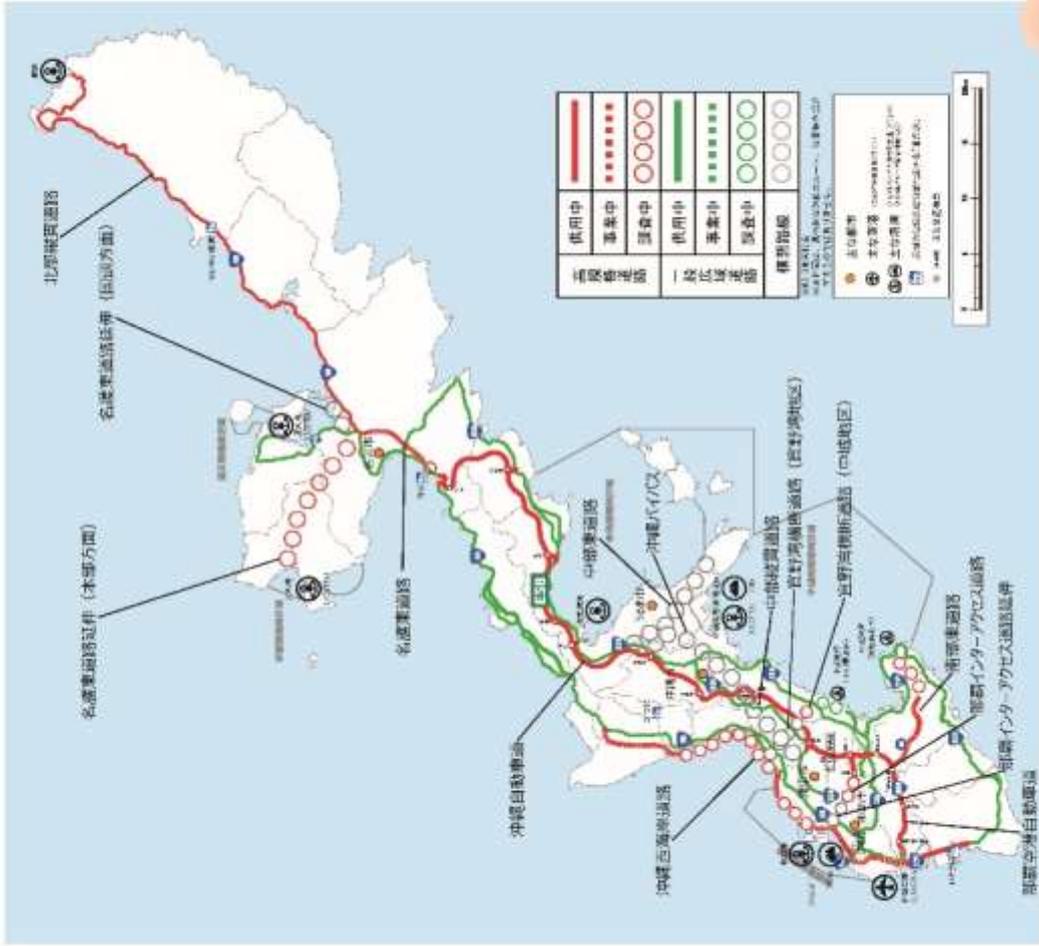
- 位置づける路線
 - 国道58号
 - 国道331号
 - 国道329号
 - 国道332号
 - 国道330号
 - 国道505号他

構想路線

高規格道路としての役割が期待される路線です。今後、必要な調査や検討を進め、地域の実情に応じた路線の詳細を決定し、整備を進めていきます。

- 位置づける路線
 - 名連東道路延伸（国頭方面）
 - 中部縦貫道路
 - 宜野湾横断道路（宜野湾地区）
 - 那覇インターアクセス道路延伸

沖繩ブロック 広域道路ネットワーク計画図（案）



05 交通拠点・防災拠点計画

広域道路ネットワークの性能を最大限に引き出し、国際競争力の強化や、利用者の利便性向上、周辺道路の交通課題解消、観光振興による地域の活性化を図るため、県内の要所に交通拠点を設置し、交通結節機能の強化を行います。交通拠点の機能強化に関しては、ユニバーサルデザイン化、歩行者動線の確保、賑わいの創出も併せて検討します。

また、交通結節機能の強化に加え、災害時の物資輸送や避難等の拠点となる「道の駅」等の防災機能の強化も図ります。

県土の均衡ある発展を支える利便性の高い陸上公共交通ネットワークの段階的な整備（長期イメージ）



出典：「中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想」中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想（国土交通省）

でたご時間駅
 隣接する平地IC（仮称）を整備し、都市モーター路線駅からSIRT・BRTやオーダーバスサービス、レンタカーライドシェア等の連携を行う、複合的な交通結節点として位置づけられています。



郡部バスターミナル
 都市モーター路線駅、郡部バスターミナルを中心に、主要な交通結節点として位置づけられています。



道の駅の防災拠点化

重点道の駅に指定されている道の駅新田は、周辺観光地へ向かうインバウンドを呼び込む交通結節点及び、災害時の防災拠点として整備します。また、その他の道の駅も今後検討していきます。

- 駐車場の拡充整備
- 周遊観光情報の提供
- 那珂空港と海洋博記念公園を結ぶエアポートシャトルとの連携
- 緊急避難場所、支援物資の集配基地、災害後旧車両の中継地としての活用



出典：「中南部都市圏」7/4/15/2019

県庁付近の交通結節点計画

今後基幹バス終点となるコザ・浦原交差点付近をはじめ、沿線の交通結節点整備に向け、国と県が協力して検討を推進します。また、交通結節点においては、以下の機能の充実を図ります。

- 他機関からのシェアモビリティ（基幹バスと連携バス、C&B、P&Bなど多様なモード）
- 歩行者空間の整備
- 沿道の高度利用
- ハイグレードバス停＝※デジタルディスプレイによるバス路線図や観光施設への路線案内、出発・到着時間のリアルタイム情報、Wi-Fi、リストなど



出典：「中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想」中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想（国土交通省）

06 ICT交通マネジメント計画

観光客が多い沖縄県は、安全・快適・円滑の観点から解決すべき様々な課題を抱えています。

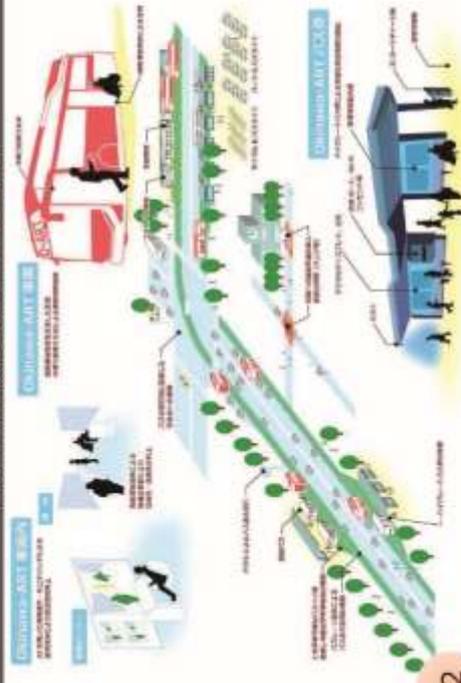
沖縄県が抱える課題

- 安全性の課題：外国人観光客増による外国人レンタカー事故の増加
- 快適性の課題：著名な観光施設への観光客の集中による観光地周辺の交通の分岐
- 円滑性の課題：観光客による道路渋滞、交通結節点での混雑の解消

広域道路ネットワークを効率的に運用し、広域道路ネットワークと交通拠点・防災拠点を有効に連携させた、安全・快適・円滑な広域道路交通の実現に向け、沖縄総合事務局と沖縄県は、大学や民間企業と共に地域道路経済戦略研究会や渋滞対策推進協議会を活用し、実証実験などを通じて、ICTを活用した交通マネジメントの取り組みを進めています。

今後は、ICTの活用に加え、安全性・快適性・円滑性の向上を目指す取組みを進める中で、情報提供等に積極的にAI技術を導入し、効率性の高い交通マネジメントを推進していきます。また、様々な施策の検討に向けた建設的なデータ取得・モニタリング、関係者間でのデータ共有や連携した検討体制の強化を行い、沖縄次世代都市交通システム（Okinawa-ART）など、自動運転社会を見据えた、道路交通施策にも取り組んでいきます。

沖縄次世代都市交通システム（最終イメージ）（部）



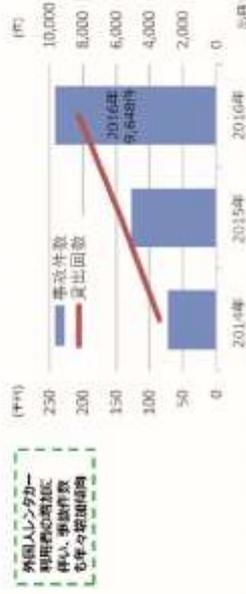
12

安全性向上の取組み

日本の交通ルールに不慣れな外国人レンタカー利用者に向けて、外国人の方が運転している旨を伝えるスタッカーによる注意喚起(安全運転啓発)や、多言語による沖縄県の道路に関する啓蒙活動を実施しています。

沖縄県では、これまでプロプテーターから抽出した急浮動箇所において、社会実験を踏まえた恒久的対策を実施（標識・路面標示の英語表記、カラー舗装を実施(2019.12)）しており、対策後には、交差点付近での外国人レンタカーの交差点進入速度や急減速発生割合が大幅に減少し効果を示していることを確認しています。今後もプロプテーター等を活用し、抽出した危険な交差点において、同様に恒久的な対策に取り組んでいきます。

外国人レンタカー利用者と事故件数



恒久的な対策の実施



13

06 ICT交通マネジメント計画

快適性向上の取組み

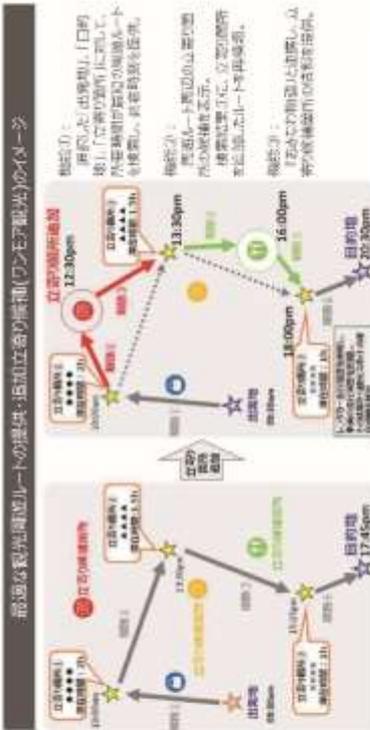
海・ビーチや世界遺産、海洋博公園、12歳の駅など魅力的な観光資源と小さな地域資源(自然、伝統文化等)を連携させ、交通の分散を図るとともに、観光地としての魅力の向上を図ります。また、ICT機器(Wi-Fiアクセサリ等)を用いた来訪者の行動をモニタリングすることで、回遊性を把握し、各種観光施策の効果を高めています。



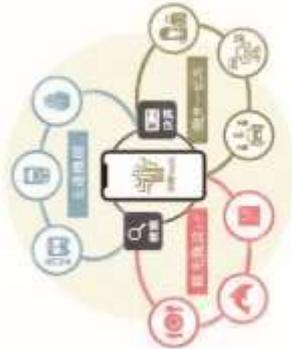
わが国では、ICTをフル活用した実時観測を基本とする平常時・災害時を問わず「新たな道路交通調査体系」の構築の一環として、AI技術による画像解析を活用した交通観測手法の検討を進めています。沖縄県においても可搬式トラッキングデバイス観測等の機械観測を推進することで、効果的な観測実施を図ることを検討していきます。

円滑性向上の取組み

ICT機器等の様々な手段やプロセッサ等の多様なデータを活用し、観光客をはじめとした道路利用者の空間的・時間的な集中を予測し、その情報を基に旅前/旅中に適宜観光案内情報を提供を行うことで、円滑な観光回遊を支援していきます。



わが国では、関係府省庁が連携し、移動の利便性向上や地域の課題解決にも資するMaaS (Mobility as a Service) の全国への早急な普及に取り組んでいます。沖縄県においては、モーター、路線バス、オンデマンドバス、船舶等の交通手段と商業/観光施設など交通分野以外の連携した観光型MaaS (沖縄MaaS) の普及に向けた検討が進められているところです。これら地域で実施している事例についても、取組状況を把握し、必要に応じて協力や取組成果の活用等を検討していきます。



⑧ 沖縄鉄軌道の構想段階における計画書（平成 30 年 5 月）

- ・ 沖縄鉄軌道の構想段階における計画案づくりは、沖縄本島の公共交通の骨格軸となる鉄軌道の概ねのルートや主な構造等、鉄軌道導入にあたっての基本的考え方を概略計画として取りまとめ、併せて鉄軌道と連携するフィーダー交通ネットワークのあり方や駅を中心としたまちづくり等、今後必要となる取組・検討事項を明確化することを目的とする。

広域構想と整合を図る事項のとりまとめ

◆ 鉄軌道を含む新たな公共交通

- ・ 鉄軌道を最大限活用するため、関係機関と連携して沖縄特有の魅力を活かした世界水準の観光リゾート地の形成、本島北部地域も一体となった観光地としての魅力向上等、観光振興等にも取り組んでいくことが重要。
- ・ 鉄軌道のルートについて、普天間飛行場跡地が立地する宜野湾市も経由地として位置づけ。

II 構想段階の計画検討に対する沖縄鉄軌道計画検討委員会の総括

- ・ 鉄軌道は、移動利便性の向上や駅周辺のまちづくりによる地域経済の活性化のみならず、地域間の交流を支え、広域的観光にも資する重要な社会インフラである。鉄軌道を最大限活用し、沖縄の経済・観光振興等につなげていくためには、沖縄特有の魅力を活かした世界水準の観光リゾート地の形成、本島北部地域も一体となった観光地としての魅力向上等、観光振興等にも取り組んでいく必要があり、鉄軌道と併せて、これら取組についても関係機関等と連携して進めていくことが重要。

III 沖縄鉄軌道の構想段階における概略計画

■ 起終点

- ・ 那覇市及び名護市を基本とし、将来的には、鉄軌道の延伸等について公共交通の利用状況や地域ニーズを踏まえ検討
- ・ 普天間飛行場跡地が立地する宜野湾市も経由地として位置づけ

■ 想定する構造

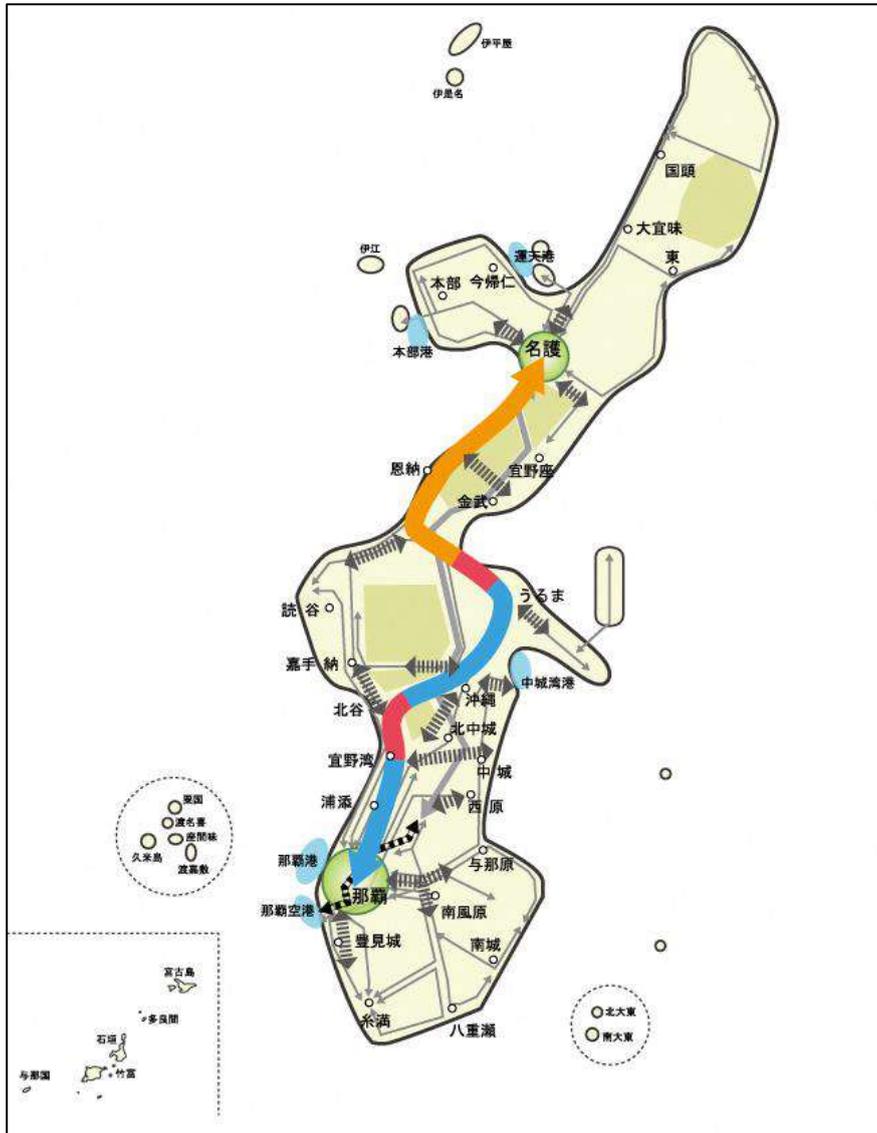
- ・ 用地確保や事業費等の観点から、市街地部は道路空間、郊外部は専用用地への導入を基本とし、市街地部のうち宜野湾～北谷は高架橋で、それ以外は地下トンネル、郊外部は山岳トンネルと高架橋を想定

■ 駅位置の考え方

- ・ 利用者の属性や周辺の土地利用、集客施設等の立地状況等を踏まえつつ、必要な機能及び規模について検討を行い、適正な場所を選定

■ 想定するシステム

- ・ 今後の技術開発の動向にもよるが、小型鉄道、モノレール、AGT、HSST、LRT（専用軌道）を想定



概略計画図

⑨沖縄県広域緑地計画（平成30年3月改定）

【概要】

- ・沖縄県広域緑地計画は、2002年（平成14年）3月に策定された「沖縄県広域緑地計画」を、その後の社会経済情勢の変化、関連法改正、上位・関連計画の策定・改定等に応じて改定するものである。
- ・「沖縄21世紀ビジョン基本計画【改定計画】（平成29年5月）」の「みどり」に関する施策の実現を目指す推進計画である。
- ・広域的観点からみたみどりの確保目標や配置計画及びみどりの形成の方策などを示し、今後の沖縄県におけるみどりの形成の推進施策の方向を明らかにするものである。
- ・都市計画法に基づく都市計画区域マスタープランに反映し、都市緑地法に基づく市町村が策定する「緑の基本計画」の指針として活用するものである。



広域構想と整合を図る事項のとりまとめ

(那覇広域都市圏)

- ・大規模な駐留軍用地跡地を生かした文化の公園の整備と防災避難の場の確保。
- ・那覇広域都市圏では、合計14.9 m²/人を目標とし、「中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想」の中で計画されている公園の実現、身近な公園の整備、既存施設の質の向上を促進。

(中部広域都市圏)

- ・駐留軍用地跡地利用や丘陵部を活かしたこどもの国公園の整備。
- ・東側は中城湾岸斜面沿いに、西側は駐留軍用地内のみどりを經由して那覇広域都市圏につながるみどりの回廊を形成。
- ・中部広域都市圏では、合計16.6m²/人を目標とし、「中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想」で計画されている公園の実現、身近な公園の整備、既存施設の質の向上を促進。

中南部都市圏全体の都市構造に関する事項のとりまとめ

(那覇広域都市圏)

- ・自然共生の森の拠点として、末吉公園、浦添大公園、中城公園の緑地環境を維持し、これらをつなぐ普天間飛行場返還予定地に森となるみどりを創出して、中央部を中城の森までつなぐ回廊拠点を形成。
- ・国場川流域に森の公園（高津嘉山・新川森等）を配置して中城湾岸につながるみどりの回廊を形成。
- ・水面の拠点としてラムサール条約登録湿地の漫湖公園を生かし、名城海岸、瀬長島、シリ川自然や、豊崎、那覇～浦添、西原の海岸を保全・整備。これらをつなぐ中城湾岸斜面や島尻丘陵地帯、及び河川沿いの樹林地とサンゴ礁や干潟の環境を保全し、公共施設緑地も含めた自然と共生するみどりの回廊の形成。
- ・世界遺産登録史跡を持つ首里城公園、識名公園をはじめ末吉公園、浦添大公園の整備・充実を図り、同じく世界遺産中城城跡公園の整備を進める。また、照屋城跡の公園化を検討する。これらの拠点公園を中心に世界遺産や点在するその他のグスクや御嶽、歴史の道などのみどりの環境を保全し、これらと一帯となって歴史のみどりの回廊の形成。
- ・連担する市街地を分けている河川や道路を防災緩衝帯とし、市民や来訪者の交流を育むよう充実した整備を図り、地域内の緑地と結んで防災緑地網の形成。
- ・海岸・河岸や公園周辺においては、そこまでアプローチする道路の緑化を進めるなど、みどりのネットワークを形成。
- ・みどりの少ない市街地では、民有地の緑化を促進するために地区計画や緑化地域等の活用を検討。

(南城都市圏)

- ・点在する歴史資源を結び、観光・交流を促進する特色あるネットワークの形成。
- ・みどりの少ない市街地では、民有地の緑化を促進するために地区計画や緑化地域等の活用を検討。

(中部広域都市圏)

- ・自然のみどりは嘉手納弾薬庫内の森林地域と天願川・比謝川沿いにあり、北側内陸に偏っていることから海辺の自然を生かした拠点の形成を図り、金武湾や中城湾に水辺のみどりの拠点を配置。

- ・東側は中城湾岸斜面沿いに、西側は駐留軍用地内のみどりを經由して那覇広域都市圏につなぐみどりの回廊を形成。
- ・沖縄市とうるま市に連続する市街地では道路を防災緩衝帯とし緑化の充実。
- ・各市町村の公園と連携を図り、みどりのレクリエーションネットワークを形成。
- ・護岸整備が行われた北谷町の海岸、中城湾岸でみどりの形成と海岸緑化。
- ・みどりの少ない市街地では、建物や道路の緑化を促進するため地区計画や緑化地域等の活用を検討。

第4章 圏域別の施策の推進方針

1. 那覇広域都市圏

(2) 基本方針

- 拠点となるみどりの整備（規模 10ha 以上の根幹的都市公園等の確保）
- ・大規模な駐留軍用地跡地を生かした文化の公園の整備と防災避難の場の確保

(3) みどりの配置方針

- ・自然共生の森の拠点として、末吉公園、浦添大公園、中城公園の緑地環境を維持し、これらをつなぐ普天間飛行場返還予定地に森となるみどりを創出して、中央部を中城の森までつなぐ回廊拠点を形成する。
 - ・国場川流域に森の公園（高津嘉山・新川森等）を配置して中城湾岸につなぐみどりの回廊を形成する。
 - ・水面の拠点としてラムサール条約登録湿地の漫湖公園を生かし、名城海岸、瀬長島、シリ川川の自然や、豊崎、那覇～浦添、西原の海岸を保全・整備する。
 - ・これらをつなぐ中城湾岸斜面や島尻丘陵地帯、及び河川沿いの樹林地とサンゴ礁や干潟の環境を保全し、公共施設緑地も含めた自然と共生するみどりの回廊の形成を図る。
 - ・世界遺産登録史跡を持つ首里城公園、識名公園をはじめ末吉公園、浦添大公園の整備・充実を図り、同じく世界遺産中城城跡公園の整備を進める。また、照屋城跡の公園化を検討する。
 - ・これらの拠点公園を中心に世界遺産や点在するその他のグスクや御嶽、歴史の道などのみどりの環境を保全し、これらと一帯となって歴史のみどりの回廊の形成を進める。
 - ・海岸部の公園及び埋立地に整備される公園に津波対策緑地帯の整備を進める。
 - ・連担する市街地を分けている河川や道路を防災緩衝帯とし、市民や来訪者の交流を育むよう充実した整備を図り、地域内の緑地と結んで防災緑地網の形成を進める。
 - ・圏域住民と県外利用者双方の多様な余暇のニーズに対応し、スポーツ・レクリエーション活動が可能で、散策や交流・休養の魅力も備えた多彩な公園の充足を図る。
 - ・広域の領域を3つに分けてそれぞれ1か所以上のレクリエーション拠点を形成する。
- ア. 西部市街地：奥武山公園と普天間飛行場返還予定地（文化交流）
- イ. 南部郊外：名城海岸（海・休養）
- ウ. 東部中城湾岸：西原海岸（海）
- ・海岸部の既設公園は親水性の向上を図り、また埋立地には渚や干潟の海浜利用ができる緑地を配置し、内陸部には地域の散策や市町村の拠点的な公園を補う公園を配置する。
 - ・市町村の公園の充足を図り、海岸・河岸や公園周辺においては、そこまでアプローチする道路の緑化を進めるなど、みどりのネットワークを形成する。
 - ・改変が進み特徴を失いつつあるハンタ（断崖）の丘や石灰岩の斜面と中小河川、入江や湿地やサンゴ礁など地形の骨格上にあるみどりの保全を図る。
 - ・これらを見渡せる台地上部や海岸先端部の緑地を眺望点として整備を図る。首里・浦添・中城等の城跡の緑地や平和祈念公園等の台地端部の公園を維持し、豊見城城跡等の文化観光施設化を検討する。

- ・沖縄の景観の特徴であるサンゴ礁が残されている名城一帯、中城湾の一部の海岸線及び丘陵の間を流れる河川や市街地を囲む台地斜面を地域制緑地として保全し、護岸整備が行われた区間の緑化を進めて水面景観の回復を図る。
- ・みどりの少ない市街地では、民有地の緑化を促進するために地区計画や緑化地域等の活用を検討する。

(6) 公園緑地等の整備目標及び配置の方針

- ・那覇広域都市圏では、合計 14.9 m²/人を目標とし、「中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想」の中で計画されている公園の実現、身近な公園の整備、既存施設の質の向上を促進する。

2. 南城都市圏

(5) みどりの配置方針

- ・骨格のみどりである約 1,100ha の風致地区や海岸線も含めた豊かな自然環境を保全する。
- ・新原ビーチ・百名ビーチ一帯などを中心とした、自然海岸や海岸林等の環境のまとまり・連なりを保全しつつ、海岸周辺の特徴を生かした観光・交流拠点との調和を図る。
- ・世界遺産斎場御嶽を中心としたグスクを守り、歴史文化を活かした空間づくりを進める。
- ・点在する歴史資源を結び、観光・交流を促進する特色あるネットワークの形成を図る。
- ・津波浸水被害や土砂災害の可能性がある地勢である。そのため、地すべりや急傾斜地など、年間を通して災害が発生する可能性のある地域では、災害の未全防止のためのみどりの整備などを促進する。
- ・防潮林などの防災機能を有するみどりの保全を推進する。
- ・富祖崎公園など海と親しめるレクリエーション性を有するみどりを確保する。
- ・南城都市圏の特徴であるハンタ（断崖）緑地については保全を図り、将来想定される都市的土地利用との調和に配慮する。
- ・南城都市圏では農地が広く存在し、集落と農地が調和したのどかな農村景観等を支えるために、優良農地の保全等を検討する。
- ・みどりの少ない市街地では、民有地の緑化を促進するために地区計画や緑化地域等の活用を検討する。

3. 中部広域都市圏

(2) 基本方針

- 拠点となるみどりの整備（規模 10ha 以上の根幹的都市公園等）
- ・駐留軍用地跡地利用や丘陵部を活かしたこどもの国公園の整備

(3) みどりの配置方針

- ・自然のみどりは嘉手納弾薬庫内の森林地域と天願川・比謝川沿いにあり、北側内陸に偏っていることから海辺の自然を生かした拠点の形成を図り、金武湾や中城湾に水辺のみどりの拠点を配置する。
- ・森林地域周辺の河川上流部や河川流域のみどりの環境を保全し、東側は中城湾岸斜面沿いに、西側は駐留軍用地内のみどりを經由して那覇広域都市圏につなぐみどりの回廊を形成する。
- ・海域を含めた島しょ地域のみどりの環境を維持する。
- ・世界遺産座喜味城跡の整備を進めるとともに、世界遺産勝連城跡周辺、伊波城跡などの公園化を図り、歴史的公園の整備を進めて圏域の個性を高める。
- ・世界遺産の周辺やグスクの丘につながるみどりの環境を保全して歴史のみどりの回廊を形成していく。
- ・大震災などの災害時に広域避難の場となる 10ha 以上の都市公園の供用を進める。
- ・津波に対しては市街地の都市公園等と結んで中城湾側からの避難にも対応を図る。
- ・海岸部にある既設公園及び埋め立て地に整備される公園に津波対策緑地帯を確保する。
- ・中城湾岸の斜面は地滑り等防止のみどりの帯として保全を図る。

- ・沖縄市とうるま市に連続する市街地では道路を防災緩衝帯とし緑化の充実を図る。
- ・スポーツ・レクリエーション活動ができるこどもの国公園の供用整備を進める。
- ・利用域を2つに分けて、圏域に不足しているテーマ性を持った新たな公園を配置する。

ア. 西海岸：駐留軍用地返還跡地利用（歴史の散策）

イ. 中城湾：泡瀬海岸（水辺の散策）

- ・各市町村の公園と連携を図り、みどりのレクリエーションネットワークを形成する。
- ・地域の景観の特徴であるみどりの維持・保全に努める。
- ・残波岬、世界遺産座喜味城跡、天願川、比謝川、世界遺産勝連城跡、中城湾泡瀬海岸の風致を維持する。
- ・残波岬、世界遺産座喜味城跡、世界遺産勝連城跡はこれらの特徴を見る展望地として充実を図る。
- ・護岸整備が行われた北谷町の海岸、中城湾岸でみどりの形成と海岸緑化を進める。
- ・景観緑地帯となる比謝川・天願川、中城湾岸、金武湾海岸の緑地的環境を保全する。
- ・みどりの少ない市街地では、建物や道路の緑化を促進するため地区計画や緑化地域等の活用を検討する。

（5）みどりの配置の方針

●特徴ある亜熱帯沖縄の豊かな自然を永続させるみどりづくり

- ・森林地域周辺の河川上流部や河川流域のみどりの環境を保全し、東側は中城湾岸斜面沿いに、西側は駐留軍用地内のみどりを經由して那覇広域都市圏につなぐみどりの回廊を形成する。

●健康増進、余暇活動、体験型レクリエーションを楽しむ癒しと潤いのみどりづくり

- ・利用域を2つに分けて、圏域に不足しているテーマ性を持った新たな公園を配置する。

ア. 西海岸：駐留軍用地返還跡地利用（歴史の散策）

イ. 中城湾：泡瀬海岸（水辺の散策）

（6）公園緑地等の整備目標及び配置の方針

- ・中部広域都市圏では、合計 16.6 m²/人を目標とし、「中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想」で計画されている公園の実現、身近な公園の整備、既存施設の質の向上を促進する。

⑩ 沖縄県アジア経済戦略構想推進計画（令和3年5月改訂）

- ・戦略構想は、沖縄の持つ地域力、文化力、人間力、自然力等、沖縄の持つソフトパワーを生かし、国際物流拠点の形成をはじめ、情報通信関連産業、観光リゾート産業などのリーディング産業の拡充、強化を進めるとともに、今後の成長が見込まれる航空関連産業やものづくり産業、医療・バイオ産業や農林水産業などに加え、沖縄の持つ独自の技術を生かした環境ビジネス・再生可能エネルギーなどの産業も含め、アジア諸国と本県の相互の発展につながるような経済戦略であり、沖縄21世紀ビジョン関連施策の取組を強化するものである。
- ・戦略構想は、沖縄21世紀ビジョン関連施策を踏まえ、今後の沖縄県の経済産業の成長に向けた大きな方向性を明らかにしたものであり、同構想で掲げる「モノ・情報・サービスが集まる沖縄」、「国内外から企業が集う沖縄」、「国内外からひとが集う沖縄」や、「県民所得の向上」を実現し、沖縄の発展を加速させるために、戦略構想の実現に取り組むことが重要であると示している。
- ・推進計画は、同構想の実現に向け、観光リゾート産業、情報通信関連産業などのリーディング産業の拡充・強化や、国際物流拠点の形成など「5つの重点戦略」に加え、農林水畜産業や健康・医療・バイオ産業など「4つの産業成長戦略」、アジアにおけるプラットフォームの構築など「5つの推進機能」を柱とし、具体的な取組を示した実施計画である。

広域構想と整合を図る事項のとりまとめ

◆重点戦略の主な取組

- ・アジアをつなぐ、国際競争力ある物流拠点の形成。
- ・世界水準の観光リゾート地の実現。
- ・航空関連産業クラスターの形成。
- ・アジア有数の国際情報通信拠点“スマートハブ”の形成。
- ・沖縄からアジアへとつながる新たなものづくり産業の推進。

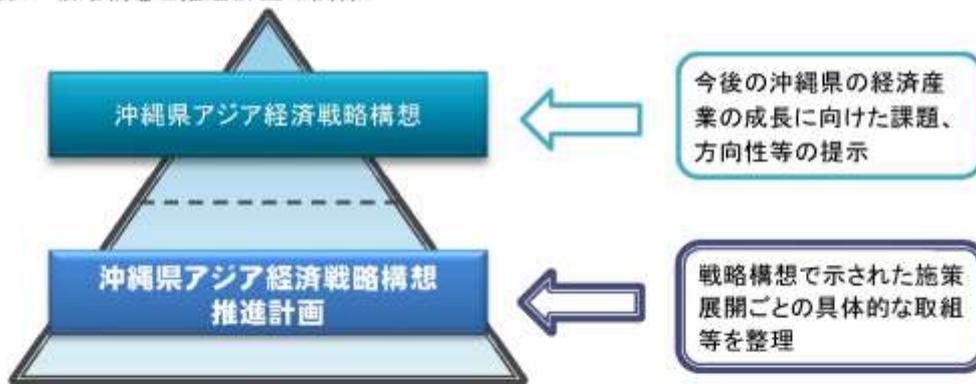
第1章

2 計画の性格と役割

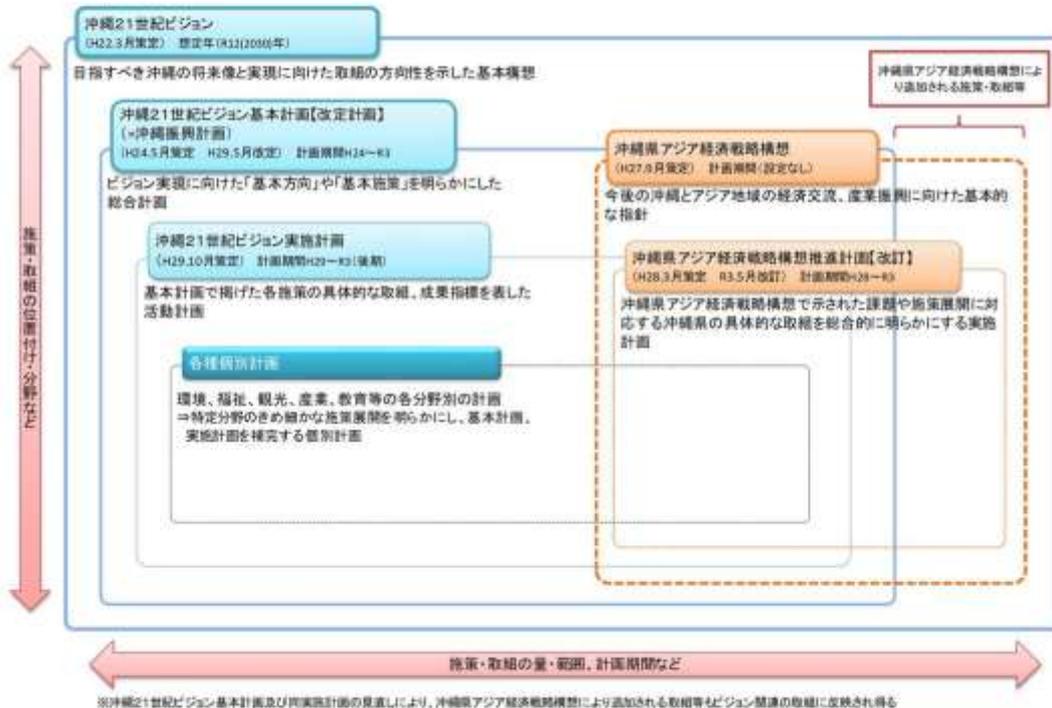
推進計画は、戦略構想で示された、今後の沖縄経済を牽引する基軸となる5つの「重点戦略」、アジア市場を取り込むことで新たな成長を推進する4つの「産業成長戦略」及び諸施策の実現に向けた5つの「推進機能」(以下「重点戦略等」という。)の課題や施策展開に対応する沖縄県の具体的な取組を総合的に明らかにする実施計画である。

推進計画では、重点戦略等ごとに、目指すべき姿や現状と課題、取組方針、重点市場(国・地域等)への対応方針を整理するとともに、施策展開実行に当たっての具体的な取組内容や工程を明らかにすることで、戦略構想の実現に向けた取組を着実に推進するものとする。

図表1 戦略構想と推進計画の関係



図表2 沖縄県アジア経済戦略構想と沖縄21世紀ビジョン等との関係



3 計画の期間

推進計画の期間は、沖縄21世紀ビジョン基本計画の計画期間である令和3年度までを当面の期間とする。

ただし、令和4年度以降の取組についても、現時点において取組の方向性が明らかにできるものについてはその方針を示すものとする。

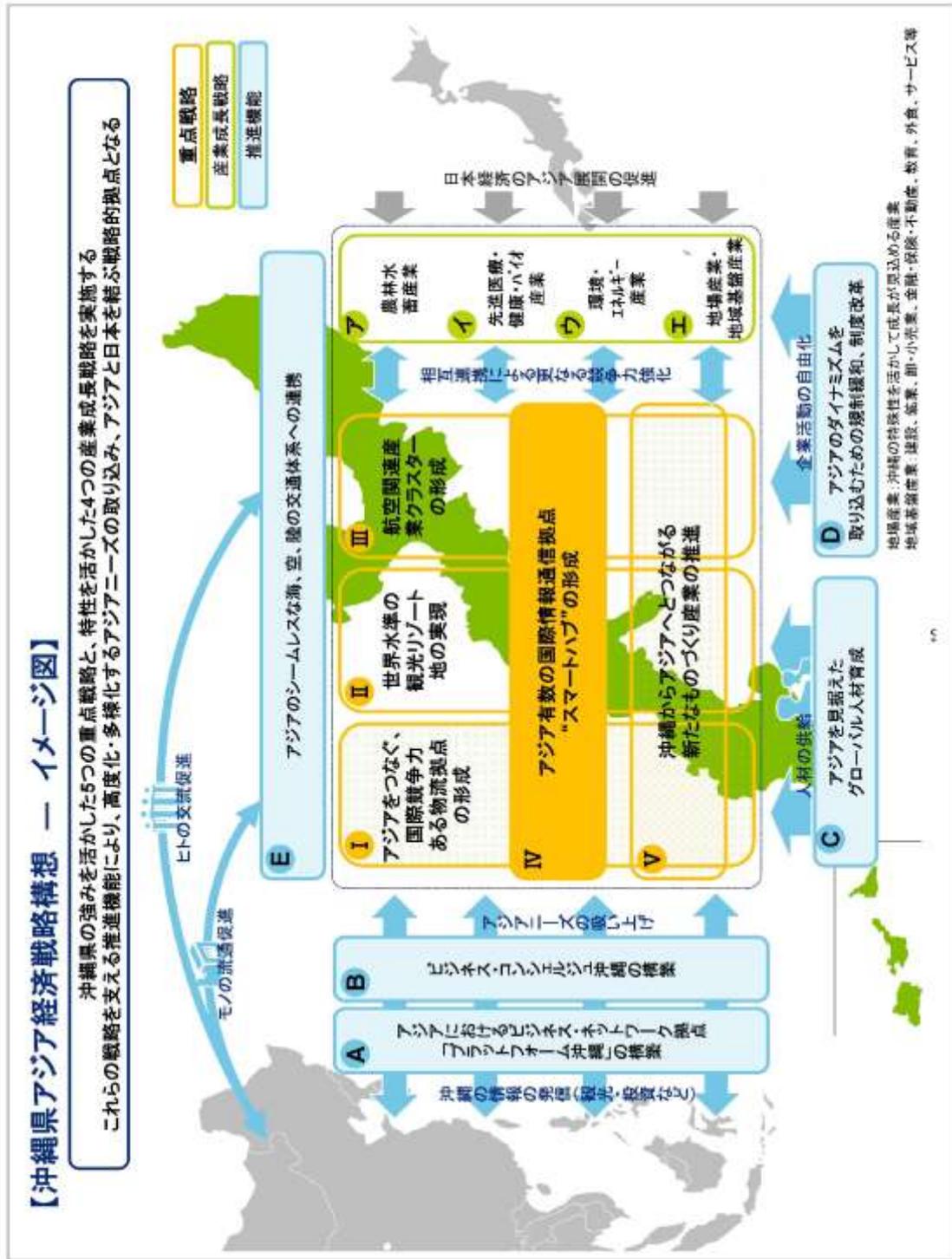
4 計画の構成

戦略構想を実現するため、重点戦略等ごとに具体的なプロジェクトを掲げ、それぞれのプロジェクトに達成すべき目標を定めて計画的に取り組むこととする。

図表3 計画の構成



図表4 沖縄県アジア経済戦略構想のイメージ(「沖縄県アジア経済戦略構想」より)



第5章 重点戦略等に係る取組

戦略構想では、沖縄21世紀ビジョン基本計画をはじめとする既存の計画等の枠を超える提言がなされ、「5つの重点戦略」「4つの産業成長戦略」「5つの推進機能」の個別の戦略ごとに沖縄の強みや生かすべき特性、今後の施策展開の方向性等が示された。

本章では、戦略構想の趣旨を踏まえ、第2章で示した方向性等に基づき、アジア市場の取り込みに向けた具体的な事業等の取組を示す。

1 重点戦略、産業成長戦略及び推進機能の概略

(1) 総括

国際物流拠点の形成に向けたこれまでの取組により、那覇空港の国際物流ハブを中心に物流拠点機能は着実に拡大している。今後は、物流機能の拡大を加速化させるとともに、その機能を活用するビジネスを集積させ、県経済への波及効果を高めることが求められている。

このため、「重点戦略Ⅰ」では、那覇空港周辺の産業用地拡大に向けた那覇軍港等の活用や、全国特産品の流通拠点化を促進する那覇空港の深夜の動植物検疫体制整備、課題となる海上物流の強化に向けた那覇港・中城湾港の機能強化など、今後の成長を加速化させるインフラの整備に新たに取り組むとともに、見本市・展示会ビジネスや中古車ビジネス等、物流機能を活用した新たな産業の集積にも取り組んでいく。

外国人観光客の急増により好調に推移する観光関連産業については、成長の流れを将来にわたって継続・拡大させるとともに、県内経済への波及効果を高めていくことが求められる。

このため、「重点戦略Ⅱ」では、「Be.Okinawa(ビーオキナワ)」による沖縄観光ブランド戦略の更なる推進や下地島空港及びその周辺地域を活用した新たなリゾート開発など海外富裕層の獲得に向けた取組を強化するとともに、情報通信環境の整備や多言語表示の促進など、世界水準の観光リゾート地として発展するための環境整備を推進する。加えて、沖縄の飛躍的な発展に向け、欧米豪等からの誘客強化をはじめとした「国際旅客ハブ」形成に向けた将来ビジョンや、中長期的な視点に基づいたクルーズ振興にかかる「東洋のカリブ構想」を踏まえた取組を推進する。

また、「重点戦略Ⅲ」では、従来取り組んできた航空機整備基地整備事業に加え、航空関連産業を集積させ新たなリーディング産業として発展させるため、MRO事業を核とする航空関連産業クラスターの形成に向けた取組を推進するとともに、「重点戦略Ⅳ」では、観光に次ぐ第2のリーディング産業に発展してきた情報通信関連産業の成長を加速化させるとともに、「一般財団法人沖縄ITイノベーション戦略センター」を司令塔として、県内産業全体の振興を図るAI、IoTなどの先進的なITの活用や「沖縄型 Society5.0」の実現等に取り組む。「重点戦略Ⅴ」では、本土に比べて立ち後れている製造業の発展を図るべく、新たなものづくり産業の振興体制の拡充に向けて取り組むこととしている。

「4つの産業成長戦略」においては、農林水産業や文化・工芸産業、食品製造業等の地場産業について、海外での日本ブームや沖縄の独自性・多様性のある商材等を生かし、アジア市場の取り込みに向けた施策を強化するとともに、医療及び健康・バイオ産業、環境・エネルギー産

業分野においては、日本の高い技術力と沖縄独自の地域資源、アジアと地理的・気候的に近い強みなどを生かして、アジア市場向けの取組を新たに推進していく。

重点戦略及び産業成長戦略における各産業の振興を推進する「5つの推進機能」として、海外企業の沖縄への立地や投資等に関する情報の提供や相談等を一括して行うビジネスコンシェルジュや県内企業の貿易相談窓口の設置等に取り組むとともに、産業の成長の源泉となるグローバル人材の育成に向けた取組を強化する。

また、各産業の競争力強化やビジネス拠点としての地位確立のための規制緩和等や、海、空、陸の各交通機能の拡充と連結性を向上することによりスピーディーかつ利便性の高い交通体系を実現する。

このように、これまで取り組んできた既存の施策に加え、従来の計画等の枠にとらわれない新たな取組を推進することにより、戦略構想の実現及び本県の自立型経済の発展を図る。

これらの新たな取組を含め、以下、重点戦略等における主な取組を示す。

(2) 重点戦略

※ 下表の「★」印は、新たな取組

各重点戦略の主な取組

I アジアをつなぐ、国際競争力ある物流拠点の形成

- 那覇軍港用地等の活用、旧自由貿易地域及び那覇港の機能再編や新たな土地造成等による那覇空港・那覇港周辺への臨空・臨港型産業集積の促進
- 那覇空港における第2滑走路の活用促進及び駐機スポットの拡充、深夜の動植物検疫体制の整備、航空機燃料税等の軽減措置等による物流機能の更なる強化
- 那覇港総合物流センターの整備、那覇港と中城湾港の連携、中城湾港の航路拡充及び産業港としての整備等による港湾物流機能の強化及び新たな物流関連ビジネスの創出
- 全国の特産品を迅速にアジアに届ける流通プラットフォームの構築及び関連産業の集積

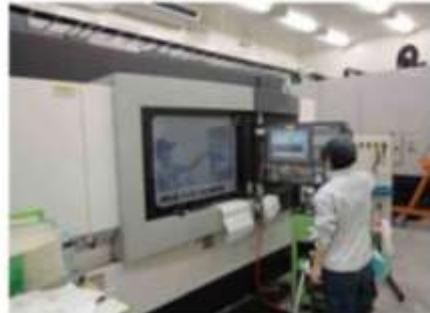


II 世界水準の観光リゾート地の実現

- 大型MICE施設の整備、「沖縄MICE振興戦略」に基づくMICE誘致の強化
- 那覇港の大型クルーズ受入施設の整備をはじめとするクルーズ船対応施設の整備推進
- 拡大するクルーズ市場の獲得等「東洋のカリブ構想」による沖縄の東アジアにおけるクルーズ拠点化への取組
- 外国人観光客等の情報通信環境の向上やブランディングの推進等、観光収入 1.1 兆円 観光客数 1,200 万人等の達成を目指す「沖縄観光推進ロードマップ」の推進強化

V 沖縄からアジアへとつながる新たなものづくり産業の推進

- 産学官・企業間連携の推進、高度技術や戦略的製品の開発促進等による、ものづくり産業の振興
- サポート産業の高度化やEV関連産業の振興等を基軸とする、新たなものづくり産業の振興



(3) 産業成長戦略

※ 下表の「★」印は、新たな取組

各産業成長戦略の主な取組

ア 農林水産産業

- 新たな鮮度保持技術及び出荷予測システムの導入による生鮮品等の輸出促進
- 漁港への高度衛生管理型荷捌施設や水産物加工処理施設の設置による鮮魚等の輸出体制の強化
- 海外における畜産物の新規市場の開拓、プロモーション及びマッチング支援等による県産品の輸出促進



イ 先端医療・健康・バイオ産業

- 西普天間住宅地区跡地における沖縄健康医療拠点形成の推進
- 県内医療産業の競争力強化に向けた研究開発や事業化の支援、再生医療産業の競争力強化に向けた技術開発等の取組
- 沖縄の地域資源を生かした健康食品の開発推進体制の構築及びブランド化の推進
- 細胞培養加工施設を核とした再生医療拠点の整備



ウ 環境・エネルギー産業

- 離島地域に適した再生可能エネルギー技術の実証及び海外展開



エ 地場産業・地域基盤産業

- ★ 工芸産業における技術等の高度化や市場ニーズに対応する製品開発等の推進、豊富な伝統的工芸品を生かした産業の振興に資する人材の育成
- ★ 沖縄独自の伝統・文化の産業化及び振興
- 観光との連携等による海外の見本市や高級デパートでの物産展への出展等による海外販路の拡大
- ジェトロ、商工会議所、商工会等と連携した貿易相談窓口の設置等による、県内零細企業等の海外展開のサポート



(4) 推進機能

※ 下表の「★」印は、新たな取組

各推進機能の主な取組

A アジアにおけるビジネス・ネットワーク拠点「プラットフォーム沖縄」の構築

- 県海外事務所の機能強化やジェトロ等の関係機関、民間企業との有機的な連携による、県内企業等のアジア展開促進体制の構築

B ビジネス・コンシェルジュ沖縄の構築

- 企業誘致や投資促進に必要な情報の提供や相談を一括して行うビジネス・コンシェルジュ機能の整備
- 県内企業が海外企業との取引などについて相談できる貿易相談窓口の整備
- 観光や投資、ビジネスの誘致等に関する沖縄県の情報をワンストップで提供するWebサイトの整備

C アジアを見据えたグローバル人材育成の推進

- 高度な専門性と国際性を有する産業人材の育成等を目的とした留学やインターンシップ、OJT等の費用助成
- 県外難関大学等へ進学する学生を対象とした給付型奨学金の創設
- 県内企業との協力による職場見学・体験等、初等中等教育における職業教育の推進
- 教育機関や企業との連携によるインターンシップの送り出し・受入体制の拡充

D アジアのダイナミズムを取り込むための規制緩和、制度改革

- 沖縄への投資拡大や優れた産業人材の確保・育成等に資する訪日ビザ発給要件の緩和に向けた取組
- 物流関連産業の振興に向けた規制緩和・制度改革の推進
- 沖縄振興特別措置法に基づく特例措置や国家戦略特区等を活用した規制緩和の取組

E アジアのシームレスな海、空、陸の交通体系への連携

- ★ 那覇空港ターミナルビルの機能強化、国際線CIQ施設や航空燃料備蓄環境等の空港機能の強化・拡充。24 時間国際ハブ空港化に向けた中長期的なグランドデザインの早期作成。
- 新たなクルーズターミナルの整備及び陸上交通との連絡性向上
- ★ 二次交通機能の強化
- 国際都市としての機能強化に資する各種交通案内、観光案内等の多言語表記等の推進

⑪第5次沖縄県観光振興基本計画改定版（平成29年3月改定）

- ・本計画は、沖縄21世紀ビジョン基本計画を踏まえつつ、沖縄県観光振興条例第7条に基づき、観光の振興に関する基本的な方向を明らかにするために策定するものである。
- ・本計画は県及び市町村などの行政機関や観光協会などの地域組織、各種業界団体など観光関係者のためだけの行動計画ではなく、県民をはじめとした沖縄観光に関わるすべての人が認識すべき10年後の沖縄観光のビジョンを指し示す計画であり、各主体が協働してそのビジョンを着実に実現するための基本方針を示すものである。
- ・本計画の期間は、平成24年度から令和3年度までの10年とする。

広域構想と整合を図る事項のとりまとめ

◆圏域別の基本方向

（中部圏域）

- ・本圏域は、県下第二、第三の人口規模をもつ沖縄市、うるま市があり都市機能を集積。
- ・西海岸を中心に各種レクリエーション施設、リゾートホテル等が立地し、都市近郊型のビーチリゾートを形成。
- ・世界遺産の中城城跡、勝連城跡、座喜味城跡等の重要な文化財を有するほか、沖縄市を中心に、戦後、伝統文化と異文化が融合した独特の「チャンプルー文化」が醸成。
- ・国際色豊かな独特のチャンプルー文化が根付いた沖縄市を中心として、音楽・芸能を活用した観光・レクリエーション拠点の形成を促進。
- ・宜野湾市から読谷村に至る西海岸地域においては、リゾートホテルや飲食・ショッピング、コンベンション、マリーナ、レクリエーション等施設の集積を生かし、国際色豊かな観光・MICEリゾートとしての都市ブランド力の強化を促進。
- ・東海岸地域では、中城湾港泡瀬地区において環境保全に十分配慮し、東部海浜開発を推進し、海洋レクリエーション機能を有した東部海浜開発事業の導入を推進するとともに、クルーズ船の受入体制の強化やスポーツコンベンション拠点を形成。

（南部圏域）

- ・本圏域は、本島南部の糸満市から浦添市まで市街地が連なり、那覇市を中心に高度な都市機能が集積するなど県内外の交流拠点を形成。
- ・一方で、那覇市より南では農村地域が広がり、近郊都市地域、農村・漁村地域、離島地域という多様な地域構造を有する。
- ・糸満市から浦添市に至る西海岸地域においては、リゾート及び都市型ホテルや飲食・ショッピング、コンベンション、マリーナ・人工ビーチ、レクリエーション等施設の集積を生かしつつ、アジアをはじめとする諸外国や県内外との交流拠点を形成。
- ・本島東南部の与那原町から南城市、八重瀬町に至る地域では、海洋性レクリエーション施設等を活用した新たな観光リゾート空間の形成を促進。

V 圏域別の基本方向

(2) 中部圏域

【主な特性】

本圏域は、9市町村で構成され、沖縄本島中央部に位置している。県下第二、第三の人口規模をもつ沖縄市、うるま市があり、都市機能が集積しているほか、西海岸を中心に各種レクリエーション施設、リゾートホテル等が立地し、都市近郊型のビーチリゾートが形成されている。

また、世界遺産の中城城跡、勝連城跡、座喜味城跡等の重要な文化財を有するほか、沖縄市を中心に、戦後、伝統文化と異文化が融合した独特の「チャンプルー文化」を醸成してきた。

【展開の基本方向】

国際色豊かな独特のチャンプルー文化が根付いた沖縄市を中心として、音楽・芸能を活用した観光・レクリエーション拠点の形成を促進する。

宜野湾市から読谷村に至る西海岸地域においては、リゾートホテルや飲食・ショッピング、コンベンション、マリーナ、レクリエーション等施設の集積を生かし、国際色豊かな観光・MICEリゾートとしての都市ブランド力の強化を促進する。

東海岸地域では、中城湾港泡瀬地区において環境保全に十分配慮し、東部海浜開発を推進し、海洋レクリエーション機能を有した東部海浜開発事業の導入を推進するとともに、クルーズ船の受入体制の強化やスポーツコンベンション拠点の形成を図る。

また、環金武湾地域においては、金武湾の特性を生かした海洋レジャーなどの取組を促進する。

これらに加え、中城湾港マリンタウン地区に建設予定の大型 MICE 施設については、着実に整備を進めるとともに、地域との連携による効果的な施設運営を行う。

さらに、沖縄本島東海岸における観光地形成を強化し、宿泊施設、商業施設等の立地促進、交通アクセスの改善等に取り組む。あわせて、大型国際見本市・展示会をはじめとする各種 MICE の地元自治体と連携した誘致体制を強化するとともに、地元事業者等によるユニークベニュー開発など MICE 関連ビジネスの振興に取り組む。

(3) 南部圏域

【主な特性】

本圏域は、周辺離島町村を含め 15 市町村で構成されており、本島南部の糸満市から浦添市まで市街地が連なり、那覇市を中心に高度な都市機能が集積するなど県内外の交流拠点となっている。

一方で、那覇市より南では農村地域が広がり、さらに久米島、粟国島、渡名喜島、南・北大東島、慶良間諸島などの島々を包含し、近郊都市地域、農村・漁村地域、離島地域という多様な地域構造を有している。

【展開の基本方向】

糸満市から浦添市に至る西海岸地域においては、リゾート及び都市型ホテルや飲食・ショッピング、コンベンション、マリーナ・人工ビーチ、レクリエーション等施設の集積を生かしつつ、アジアをはじめとする諸外国や県内外との交流拠点の形成を目指し、施設の充実及び受入体制の強化を促進する。

本島東南部の与那原町から南城市、八重瀬町に至る地域では、海洋性レクリエーション施設等を活用した新たな観光リゾート空間の形成を促進する。

また、中城湾港マリンタウン地区に建設を予定している大型 MICE 施設については、着実に整備を進めるとともに、地域との連携による効果的な施設運営を行う。また、沖縄本島東海岸における観光地形成を強化し、宿泊施設、商業施設等の立地促進、交通アクセスの改善等に取り組む。さらに、大型国際見本市・展示会をはじめとする各種 MICE の地元自治体と連携した誘致体制を強化するとともに、地元事業者等によるユニークベニュー開発など MICE 関連ビジネスの振興に取り組む。

さらに、琉球王国のグスク及び関連遺産群や自然及び文化を生かした体験・滞在型観光等、地域産業と密接に連携した新たな観光スタイルの創出を図るとともに、南部各地で開催されるスポーツ大会、各種イベント等の充実を図る。

離島地域においては、ダイビングやホエールウォッチングに代表されるブルー・ツーリズム、保養・療養型観光、交流拠点づくりや離島留学など、島々に特有の自然・景観、伝統・文化等の魅力を生かした交流人口の拡大及び農林水産業等地場産業との連携による地域活性化に向けた取組を積極的に推進し、離島ならではの体験・滞在型観光を促進するとともに、離島を含む広域周遊ルートの形成や受入環境の整備に関係機関と連携して取り組む。

⑫ ウイズ・コロナ、アフター・コロナ時代の新たな沖縄観光基本方針（令和3年2月）

- ・新型コロナウイルスの感染拡大は、社会・経済のシステムにも影響を与え、今後は新しい生活様式、いわゆる新常态にマッチした社会変容が求められていることから、経済対策として、止血対策から、感染の収束を見据えた回復期・出口戦略そして成長期・出口戦略が沖縄県新型コロナウイルス感染症の影響等に係る緊急経済対策本部の「新型コロナウイルス対策に係る沖縄県の経済対策基本方針」において示されている。
- ・「ウィズ・コロナ、アフター・コロナ時代の新たな沖縄観光基本方針」は、ウィズ・コロナ、アフター・コロナ時代の沖縄観光の考え方や方向性を示し、第6次沖縄県観光振興基本計画へと繋げていくための土台とする。

中南部都市圏の都市構造に関する事項のとりまとめ

◆観光産業の多様化と高付加価値化

- ・沖縄の観光リゾート資源を生かした MICE については、経済・消費活動の裾野が広く、周辺地域も含めて大きな経済効果が見込まれることから戦略的に推進するべきであり、新たな MICE 施設を含むマリンタウン MICE エリアの形成、戦略的な MICE 誘致、国際的な知名度を有する MICE 開催地としてのブランド力の向上、関連ビジネスの振興。
- ・温暖な気候や既存のインフラを活かしたスポーツツーリズムも推進されていることを踏まえ、さらに多様な種目や選手のニーズに対応する施設・設備等の整備を進めるとともに、野球のキャンプ地訪問観光や、サッカー、バスケットボールなどの地元チームを活用した観光の推進を図り、県民と観光客が一体となって楽しめる観光を促進。
- ・フライ・アンド・クルーズ等の新たな旅行形態についても、良質な観光・ツーリズムの振興を要件に、沖縄観光の付加価値を創出する方策として展開。

◆観光管理の強化とレスポンスブル・ツーリズムの推進

- ・沖縄県においても、‘量を追う観光’から‘質を重視する観光’への転換を含め、良質で持続可能な観光を拡充すべきである。特に、旅行者が地域の価値を尊重し共有する レスポンスブル・ツーリズム を推進。

◆ターゲットマーケティングへのシフトチェンジ

- ・沖縄の自然・文化を尊重し、価値を共有できる旅行者・観光客の誘致に向けては、良質かつ持続可能な旅行需要に着目したターゲットマーケティングを展開。

6 ウイズ・コロナ、アフター・コロナ時代の新たな観光の基本方針

(1) 観光リスクに対応する仕組みづくり

観光産業は、沖縄のリーディング産業として県経済を牽引し、コロナ収束後もさらなる成長と発展が見込まれている。

他方、自然災害、感染症、政治的動乱、また、各種の風評被害など、観光に関わる様々なリスクが存在する。リスク発生時には、観光産業はもとより、沖縄の社会・経済全体に大きな打撃や多大な損失を及ぼす可能性を有している。

新型コロナウイルス感染症は、世界規模で拡大し、社会・経済に甚大な影響を与えている。観光の前提は「安全、安心」であり、そのための危機管理が必要である。

過去の事例を含め、多様な観光リスクについて検討し、リスクに対応する仕組みを構築すること、これによって観光産業と県経済への影響を最小化することが必要である。その際、特定のマーケットや観光形態に依存しない、顧客・市場の多様化によるリスク分散に留意することも重要である。

また、自然災害に関しては、観光客への災害情報伝達を含む防災体制の強化が必要である。特に地震・津波等の大規模災害の発生を想定し、地域住民だけでなく、国内外からの観光客への的確な災害情報の伝達（災害発生、避難誘導等）等に必要なシステムを整備すること、併せて、平常時の試験運用を含めて防災体制の強化を図ることが求められる。

以上を踏まえ、多様な観光関連リスクを想定した、沖縄県としての危機管理体制を強化する必要がある。

(2) 持続可能な観光政策の推進

世界全体の海外旅行者数の増大、特にアジア等の新興国からの旅行者数の大きな伸びが見込まれる一方で、観光は自然環境への影響や住民との軋轢等の負の影響（オーバーツーリズム）をもたらす得る。これに対して、環境、経済、社会文化の3領域において適切なバランスを長期的に維持する「持続可能な観光（Sustainable Tourism）」に資する政策を推進する必要がある。まず、環境資源の活用と保全、次に、host communityの社会や文化の尊重と異文化相互の理解、そして、すべての stakeholderの社会経済的利益を考慮することにより、Sustainable Tourismを長期的に維持していく必要がある。

沖縄の観光産業については、自立型経済の持続可能な発展に貢献し、地元においては県民の幸福度を高める観光を推進すべきであり、中長期的なスパンで観光収入と環境保持のバランスが取れた持続的発展の観光産業を目指す必要がある。今後は、特に「高次元のニーズ」に対応した質の高い観光の推進が、結果として滞在日数や観光収入の増加、環境配慮、地元住民の理解、生活の向上等に繋がるのが理想的である。

また、持続的発展の観光産業を目指す上では、観光における「量から質への転換」が重要であり、制御、推進、拡充という3つの視点で政策を展開していく必要がある。

制御の具体的な例としては、イタリア（サルディーニャ州）における建設規制（海岸線から500m以内にはホテル等の建築の禁止等）、海洋保護区の整備、パラオにおける観光客への自然保護誓約の取組などが挙げられる。このような他地域の事例も踏まえながら、沖縄の実情に即した持続可能な観光政策を推進していく必要がある。

(3) 持続可能な観光指標

国内外において「持続可能な観光」に関する取組が進められる中、各機関や各地域では「持続可能な観光指標（Sustainable Tourism Indicator。以下「STI」）」の開発が取り組まれている。

STIは、UNWTO（国連世界観光機構）が2004年に公表した後、国際持続可能観光委員会（GSTC）や欧州連合（EU）などで汎用的な持続可能な観光指標が開発されており、南サルデーニャ（イタリア）やバルセロナ（スペイン）等の多くの観光地で導入されている。

国内では、沖縄県が2014年に導入し、国内初の開発・運用事例となっているが、持続可能な観光の推進に向けて、地元住民の意向や環境容量等に関する指標の精査や活用について、さらに検討を進める必要がある。その際、環境、経済、社会文化を含めた総合的な指標を整備することにより、バランスの取れた、検証可能な計画を具体化し、持続可能な沖縄観光の基盤とすることが重要である。

また、離島や地域別における目標値を明確にするなど、離島単位、地域単位の戦略の構築も重要である。その際には、観光収入等の目標の設定、現地での消費額や地元収益の拡大に向けた方策、最適な入域観光客数の設定を含む検討やシミュレーションの実施が必要である。

(4) 高次元のニーズに対応した質の高い観光の推進

「安全・安心」、「健康・長寿」、「快適・環境」、「教育水準」に関わる高次元のニーズに対応しながら、永続性と持続的発展を要件とする質の高い観光を推進する必要がある。

沖縄を他の観光地と差別化する魅力の核となるのが「自然と文化の魅力」と「安全・安心・快適な旅行環境」である。こうした諸要素が部分的に際立つ観光地は国内外に多数存在するが、すべての要素を保持し、さらに魅力を高めることによって競争力を増大させ、他にはない世界から選ばれる持続可能な観光地としての「沖縄／OKINAWA」の地位を確立する必要がある。また、多次元の観光ニーズへの対応が可能な観光産業のバリエーションの拡大と高付加価値化について戦略的検討を進めることが必要である。

多数の観光客を惹きつけている力として、まず、自然（気候、海、陸、空、島々等）の魅力が挙げられることから、自然環境の保全に最大限に配慮した持続可能な観光を推進する必要がある。文化に関しては、有形・無形の沖縄固有の文化や歴史的資源を活かした良質な観光の振興を図るとともに、魅力的な景観や街並み、沖縄らしい風景に配慮したまちづくりとの連携が求められる。

また、滞在日数や観光消費額の増加に向けては、ショッピング、レジャー、スポーツ、リゾートウェディング等、観光リゾートに関わる広範なニーズを多角的に把握し、顧客満足度の向上に努めるとともに、MICE との効果的な連携や障害者対応をはじめとするユニバーサルツーリズムを政策的かつ戦略的に推進することが重要である。

(5) 沖縄のソフトパワーを生かしたツーリズムの展開

年間を通して温暖な亜熱帯海洋性気候とその島嶼性により、沖縄には豊かな自然が残されており、その青い海と緑豊かな森林に固有種や希少種を始めとする多くの野生動植物が生息・生育する、世界でも稀に見る生物多様性に富んだ地域となっている。

一方で、島の生態系は壊れやすい特徴も併せ持っており、島の自然を誘客の一番の源泉としている観光においては、今後もそれら自然資源の保全に責任を持って取り組んでいくと同時に、積極的に環境共生型の観光地であることを強調し、発信していく必要がある。

また、琉球王朝時代から培われてきた伝統文化や芸能、伝統行事が各地域で脈々と受け継がれ、暮らしの中に息づいている沖縄は、誘客の観点から見て魅力ある風土や空気感を作り出している。そうした文化芸能や伝統的な生活文化、新しい生活文化の体験を観光価値として高め、それらの特色ある島の文化やその担い手である人の心がこもった取組を進め、観光の本来の目的のひとつである県民の誇りの醸成と次代に島の文化を引き継ぐ役割を果たしていく必要がある。

さらに、安全・安心であることは、ほとんどの観光客が求める観光地としての基本的な要件であるが、沖縄には日本品質の生活基盤（インフラ）があり、安全・安心な旅行環境の質は相対的に高いといえる。このことに加えて、おもてなし、やさしさ、気遣いの県民性を重ね合わせていくことにより、観光地としての受入品質を単なる「安全・安心」だけではない「快適」なレベルまで高めることができる。そのため、基本的な要件に留めることなく、差別化する際の十分な強みとして、誰もがリラックスして楽しめる観光地としての受入品質を高める環境整備に取り組む必要がある。

加えて本県は、平成7年に「世界長寿地域宣言」を行うなど、長寿県として知られている。これまで本県の健康・長寿を支えてきた伝統的な生活習慣や文化は、高次元のニーズに対応するものであり、付加価値の高いツーリズムの展開に資するものである。しかし、現状その周知・展開が不足していることから、「健康・長寿」という沖縄のソフトパワーを生かしたツーリズムを推進すべきである。併せて、県民の健康・長寿の維持及び継承に向けた各種の取組、健康・医療をテーマとする新たな産業振興（医療機器関連産業、健康医療バイオ産業等）との連携を含めて、健康への高い関心を有する富裕層等の取り込みを図ることも期待される。

健康・長寿や豊かな自然環境、伝統芸能、空手、泡盛、琉球料理、ホスピタリティなどの沖縄のソフトパワーを生かした高次元の付加価値の高いツーリズムを展開し、高次元のニーズに対応できる観光リゾート地の形成を目指す必要がある。

(6) 観光産業の多様化と高付加価値化

沖縄観光の核である「自然」と「文化」の保全・継承と活用のバランスを図りながら、沖縄らしい観光体験を高品質で提供するとともに、それらのイメージを基調とする魅力的かつ多様なツーリズムを展開し、新たな市場を開拓する必要がある。その際、観光は外部要因に左右される状況もあることから、インバウンドについては、主要国に対するプロモーションのほか、ベトナム、タイ、シンガポール、マレーシアなどへのアクションの強化、欧米豪等のウエイトを高めること等も重要である。

沖縄の自然、歴史、文化など魅力ある観光リゾート資源を生かした MICE については、経済・消費活動の裾野が広く、周辺地域も含めて大きな経済効果が見込まれることから戦略的に推進するべきであり、新たな MICE 施設を含むマリンタウン MICE エリアの形成、戦略的な MICE 誘致、国際的な知名度を有する MICE 開催地としてのブランド力の向上、関連ビジネスの振興などが重要である。

コロナ渦においては、MICE における対面でのコミュニケーションやネットワークの形成、異文化交流等が生み出してきた学術の振興、産業の創出等への影響が想定され、またオンラインやハイブリッドなど新たな MICE 開催手法が今後も拡充していく中で、MICE をリアルで開催する意義や目的はこれまで以上に重要な要素となる。

そのため、沖縄県としては MICE の主催者や参加者に、沖縄で提供できる独自の強み（地域産業や研究実績、文化・観光資源）を明確にして伝える必要があることから、沖縄 MICE 振興戦略の見直しに取り組む。

また、2020年10月に開催された「ツーリズムEXPOジャパン旅の祭典 in 沖縄」を始め、県内で開催される MICE の開催実績を積み重ねるとともに、その実績を県内外へ発信することで、安全・安心な MICE 開催地としての地位の確立に取り組む。

また、野球やサッカーなどのキャンプ・大会の誘致等、温暖な気候や既存のインフラを活かしたスポーツツーリズムも推進されていることを踏まえ、さらに多様な種目や選手のニーズに対応する施設・設備等の整備を進めるとともに、野球のキャンプ地訪問観光や、サッカー、バスケットボールなどの地元チームを活用した観光の推進を図り、県民と観光客が一体となって楽しめる観光を促進する必要がある。

本県のリーディング産業である観光を持続可能な観光としていくために、住民、観光客、観光産業、観光資源がバランスよく成り立っているかといった視点で地域の現状を把握し、地域の課題やニーズに対応した施策を実施する。

このほか、フライ・アンド・クルーズ等の新たな旅行形態についても、良質な観光・ツーリズムの振興を要件に、沖縄観光の付加価値を創出する方策として展開を図ることが望まれる。

(7) バリアフリー化の促進

観光立県である沖縄が更なる観光振興を進めるためには、障害者、高齢者、外国人といったバリアのない「誰もが楽しめる、やさしい観光地」づくりが必要不可欠であるとの考えから、2007年に国内初となる「観光バリアフリー宣言」を行い、各種施策を実施している。

持続可能な開発目標である SDGs においても、「どのような人でも喜びを持って社会生活を送れる世の中にしていこう」というバリアフリーな社会の実現を目標に掲げており、世界水準の観光リゾート地を目指す沖縄においても、「誰もが楽しめる、やさしい観光地」の形成のため、様々な障害者の特性と多種多様なニーズへの的確な対応や感染症対策を含め、安全・安心な受入体制整備を推進していく必要がある。

(8) 観光管理の強化とレスポンスブル・ツーリズムの推進

今日、海外旅行者数の急激な増加に伴うオーバーツーリズムや観光公害が世界各地で深刻な問題となっている。

バルセロナ、マヨルカ島（スペイン）、ヴェニス（イタリア）、バリ、コモド島（インドネシア）、京都（日本）、マチュピチュ（ペルー）等における観光公害の実態は各国のメディアでも報じられている。

UNWTO（国連世界観光機関）は「持続可能な観光」について、「訪問客、産業、環境、受入地域の需要に適合しつつ、現在と未来の経済、社会、環境への影響に十分配慮した観光」とし、「環境、経済、地域社会の3つの側面で適切なバランスが保たれることが重要」としている。しかし、各地で顕在化しているオーバーツーリズムや観光公害は、「持続可能な観光」が成立していない実状を示すとともに、対策もしくは政策としての「観光管理」の必要性を提起している。

準備も対策もないまま観光客を増やすことでオーバーツーリズムや観光公害が生じるという面では、観光客を受け入れる側、特に行政が果たすべき役割と責務は重大である。近年、欧州の一部では、観光関連予算を観光地のPRではなく、交通や景観の規制を含む観光マネジメントに切り替えるといった動きも見られる。他方、量の拡大のみを追求する「観光客数至上主義」によって観光地及び周辺の自然や生活環境等が毀損されることへの懸念も随所で指摘されている。

オーバーツーリズムや観光公害に関する国内外の動向も踏まえ、自然環境の保全、地域の文化・生活環境の尊重を要件とする観光管理を強化する必要がある。

レスポンシブル・ツーリズム（Responsible Tourism）は、旅行者・観光客と地域・住民が価値を共有する「責任ある観光」である。従来の多くの観光、とりわけマストツーリズムが観光先の自然・文化・地元住民の生活等に負の影響を与えることが多かったことを背景に、観光と地域の共存・共生に向けた新たなコンセプトとして、国際的な広がりを見せている。

ハワイ州観光局（HTA）が「レスポンシブル・ツーリズムの推進」をDMOとしての取組の柱としているのもその一例である。ここでは、「自然を破壊せず、住民の満足度を落とさず、文化を守り、長期にわたって持続できるデスティネーションにしていく」等の方針が打ち出されている。

観光客数の増加と自然・文化の保護、コミュニティとのバランスは、沖縄にとっても極めて重要な課題である。「量を追う観光」から「質を重視する観光」への転換を含め、良質で持続可能な観光を拡充すべきである。特に、旅行者が地域の価値を尊重し共有するレスポンシブル・ツーリズムを推進することにより、世界から選ばれる持続可能な観光地となることが強く求められる。

(9) ターゲットマーケティングへのシフトチェンジ

2019年の沖縄への入域観光客数は1,016万3,900人（前年比3.2%増）を記録し、7年連続で過去最高を更新した。一方、2019年に県が実施した意識調査（沖縄観光県民意識調査）では、「観光が発展すると、あなたの生活も豊かになると思いますか」との問いに対し、「あまり思わない」「まったく思わない」との回答が計37.1%となり、「とても思う」「やや思う」の計33.8%を上回る結果となった。地域・住民との共栄を要件に、沖縄県民のウェルフェアに寄与する観光の推進が求められている。

観光収入の極大化を図る上で、「旅行者の数と質」の関係性は、国内外の観光リゾートにおける共通の課題である。そうした中、持続可能な観光産業の発展を要件に、「量から質への転換」を重視する取組を進めている先行事例もある。

ハワイ州観光局（HTA）においては、「ただ人数を追うのではなく、継続的に来ていただけるお客様、現地でお金を使っただけのお客様、お金だけでなくハワイの文化や環境に対して尊敬の念を持って頂ける質の高いお客様を求めていく」旨の方針とともに、観光プロモーション等の力点を従来のマスマーケティングからターゲットマーケティングにシフトしている。

また、パラオ政府においては、観光立国として自然保護と経済成長の両立を図ることを基本方針に、「観光客数」ではなく「一人当たり消費」を高める次世代の観光戦略を推進している。ハワイと同様、「価値観の共有」に重点を置きながら、ハイエンド（最高の品質・価格）の観光リゾートとして、質の高い旅行者に来てもらうことを主眼としている点が特徴である。

一方、2019年、EUが選ぶ「スマートツーリズム首都 (European Capitals of Smart Tourism)」で初の受賞都市となったヘルシンキでは、年間の来訪者数の目標値を設定していない。数値を追うのではなく、都市のブランド構築に重点を置き、共鳴する人々を積極的に誘致する観光政策を推進している。

こうした先行事例も参考に、量（観光客数）の拡大を優先する観光振興策から脱却し、質を重視した持続可能な観光を推進するため、マスマーケティングからターゲットマーケティングへのシフトチェンジを図る必要がある。

沖縄の自然・文化を尊重し、価値を共有できる旅行者・観光客の誘致に向けては、良質かつ持続可能な旅行需要に着目したターゲットマーケティングを展開することが重要である。

心身の健康を希求するアクティビティやライフスタイルに関わるウェルネス市場の中でも高い成長率が期待されている「ウェルネス・ツーリズム」は、今後のターゲットマーケティングの展開における一つの切り口と考えられる。

また、日常生活を離れてのリフレッシュや癒やし、自己回復などを意味する「リトリート」も、国内外の旅行者が求める重要なニーズに位置づけられる。中には「サイレント・リトリート」など、都市部では味わえない「静寂」の価値を評価するアクティビティもあり、光害の影響のない美しい夜空を示す「ダークスカイ」とともに、離島・過疎地の特性を活かした新たな展開も期待できる。

ユニバーサルツーリズムの推進と並行し、こうした新たなニーズに対応するターゲットマーケティングを展開し、沖縄の魅力を活かした高品位の環境とサービスの提供を図ることが重要である。

⑬緑の美ら島づくり行動計画（平成23年1月）

- ・「緑の美ら島づくり行動計画～緑の美ら島の創生をめざして～」(以下「緑の美ら島づくり行動計画」という。)は、県民の潤いと安らぎのある生活環境の維持・増進、観光リゾート地にふさわしい魅力ある“緑の美ら島づくり”を推進することを目的とします。亜熱帯の特性を生かした全島緑化を効率的に推進するために、森林緑地の保全および緑化の施策のあり方を総合的・体系的に示すものである。
- ・「緑の美ら島づくり行動計画」の期間は、平成24年度から令和13年度までの20年間とする。
- ・「緑の美ら島づくり行動計画」「沖縄振興計画」「第3次沖縄県農林水産業振興計画」を踏まえるとともに、新たな計画の「沖縄21世紀ビジョン」「沖縄21世紀ビジョン基本計画(仮称)(案)」を反映して策定するものである。

広域構想と整合を図る事項のとりまとめ

◆駐留軍用地跡地の緑地の保全・創出

- ・今後返還が予定されている大規模な駐留軍用地跡地の利用にあたっては、跡地に残された自然環境を調査し、保全及び再生することにより、環境づくりを先導し、中南部都市圏の広域的な緑地ネットワークを形成。
- ・中南部都市圏域全体の緑地のあり方を踏まえた上で、中南部都市圏における生物多様性の確保、地球温暖化対策、都市景観形成に資する跡地利用を推進。
- ・駐留軍用地跡地の面的な緑の確保。
- ・跡地における公園・緑地の確保や緑化等により保水機能の確保を図り、下流部の環境の保全(湧水・湿地)。
- ・琉球石灰岩台地固有の崖地、湧水、洞穴等の保全を図るとともにこれらを活用し、一体となった生活空間・景観の保全と再生。
- ・生物多様性を保持する緑地ネットワーク拠点の形成。
- ・平和希求のシンボルおよび中南部都市圏の広域防災拠点として、(仮称)普天間公園の整備。
- ・宅地内の緑化やオープンスペースを確保。

Ⅲ. 緑の美ら島づくりのめざす姿（目標）

1. 〈生物多様性の保全〉 生命あふれる緑の美ら島づくり

生物多様性の保全の観点から、多様な生物の生息・生育の場となる土地本来の自然環境の保護・保全・再生・創出を図ることが重要です。

このため、土地本来の緑に配慮した森林緑地づくりを図るとともに、緑の回廊としての連続性を確保し、「生命あふれる緑の美ら島」をめざします。



■ 沖縄の固有種ヤンバルクイナ

2. 〈地域振興〉 活力ある緑の美ら島づくり

沖縄振興にとっては、地域特性を活かした観光の振興、環境保全と調和する農林水産業の推進、防災林の整備などが重要です。

このため、観光や農林水産業などに寄与する緑の機能を確保した森林緑地づくりを図り、「活力ある緑の美ら島」をめざします。



■ 石垣島の農地防風林（石垣市）

3. 〈文化の振興と快適な暮らしの確保〉 沖縄らしい緑の美ら島づくり

歴史的・文化的な価値をもつ御嶽の緑や快適な環境を提供する街路樹や公園緑地などは、沖縄らしさや快適な暮らしにとって欠かせない緑です。

これらの文化と暮らしを支える緑により沖縄らしい緑豊かな景観づくりを図り、「沖縄らしい緑の美ら島」をめざします。



■ 沖縄独特の景観をつくるフクギ並木
(久米島町)

4. 〈住民参加・県民運動〉“うまんちゅ”による緑の美ら島づくり

・緑の美ら島づくりの推進・のためには、全県において県民一人ひとりが継続的に緑を育み、守っていくことが必要です。

このため、県民、企業・NPO等の万人（うまんちゅ）との協働を推進し、「うまんちゅ」による緑の美ら島」をめざします。



■ うまんちゅによる
全島緑化県民運動植樹祭（恩納村）

第1編 〈基本計画〉

IV. 施策の展開

1. 施策の体系



沖縄県における緑化および保全の施策の体系図を下に示します。
 緑の美ら島づくりを実現していくために、関係する部局等が連携しながら効果的に施策を展開してまいります。



第1編〈基本計画〉

4) 駐留軍用地跡地の緑地を保全・創出します

①駐留軍用地跡地の土地利用

〈展開の方向〉

沖縄戦や戦後の急激な都市開発により、中南部都市圏の緑地の多くが失われ、市街化される中、駐留軍用地内には貴重な自然環境が残されています。今後返還が予定されている大規模な駐留軍用地跡地の利用にあたっては、跡地に残された自然環境を調査し、保全および再生することにより、環境づくりを先導し、中南部都市圏の広域的な緑地ネットワークの形成を目指します。

中南部都市圏域全体の緑地のあり方を踏まえた上で、中南部都市圏における生物多様性の確保、地球温暖化対策、都市景観形成に資する跡地利用を推進します。

〈施策・事業〉

○駐留軍用地跡地の面的な緑の確保

跡地の土地利用においては、中南部都市圏の中での緑・水環境・生物多様性等の役割を踏まえ緑地を確保した上で、それ以外の区域での都市的土地利用を図ります。

○周辺環境への考慮

跡地内の環境にとどまらず、水循環を通じて周辺環境へ大きな影響を及ぼすことを考慮し、跡地における公園・緑地の確保や緑化等により保水機能の確保を図り、下流部の環境（湧水・湿地）の保全を図ります。

○特色ある自然の保全と活用

駐留軍用地跡地等を中心とした琉球石灰岩台地固有の崖地、湧水、洞穴等の保全を図るとともにこれらを活用し、一体となった生活空間・景観の保全と再生を図ります。

○生物多様性を保持する緑地ネットワーク拠点の形成

普天間飛行場等の駐留軍用地跡地では、斜面、湧水、洞穴、海岸等と一体となった樹林地の保全と潜在自然植生への回復を促進し、中南部都市圏における生物多様性の拠点を形成し、これらと周辺斜面緑地、河川緑地等をあわせ、生物多様性を保持する緑地ネットワークを形成します。

○大規模公園の整備

沖縄21世紀ビジョンや沖縄県広域緑地計画に位置づけられている大規模な（仮称）普天間公園を整備します。

○宅地内の緑化やオープンスペースを確保

宅地敷地内の緑化等により、宅地における保水機能の確保と、緑に包まれた市街地景観の形成を図ります。

■施策推進の目標

- ・駐留軍用地跡地に残された緑地を保全、新たな緑地を創出し、つないでいくことで、中南部都市圏の広域的な緑地のネットワーク形成を図ります。
- ・平和希求のシンボルおよび中南部都市圏の広域防災拠点として、大規模な「（仮称）普天間公園」の整備を目指します。

第2編 〈行動計画〉

3. 歴史と文化に根ざし、 地域振興に配慮した緑の保護・保全・再生・創出

〈沖縄らしい緑の美ら島づくり〉〈活力ある緑の美ら島づくり〉

■ 歴史と文化に根ざし、地域振興に配慮した保全および緑化の進め方

天然記念物や歴史的・文化的な緑の保護・保全を行います。また、観光や農林水産業等の地域振興、修景や防災・減災に配慮した森林緑地の機能を確認します。

1) 保護

天然記念物のうち天然保護区域や、御嶽林や巨樹・巨木などのうち、学術的にも希少で重要な森林緑地の場合は、保護の対象となります。「保護」の対象とする場合は、原則として自然の遷移にまかせ、『採らない、植えない、捨てない』を守ります。

2) 保全・再生

歴史と文化や人々の暮らしにかかわりが深い御嶽林や砲護林、巨樹・巨木、風致地区、公園や駐留軍用地などに残されている良好な樹林地、海岸防災林や森林整備、治山事業地等は、保全・再生の対象となります。土地本来の緑に配慮しながら、観光や農林水産業等の地域振興、修景や防災機能なども考慮した樹種を育てます。

3) 創出

観光・リゾート地の緑化、道路・海岸・水辺（河川・ダム）・港湾・漁港等の緑化、農地防風林の整備、公園緑地の緑化、学校・公共施設・民間施設まわり・駐留軍用地跡地の緑化等、新たな植栽により森林緑地を創出する事業が対象となります。生活や文化、観光や農林水産業等の地域振興の機能と効果に応じた樹種を選定します。

土地本来の緑だけでなく、観光リゾート地を演出する熱帯・亜熱帯花木などの外来種の導入もします。

〈解説〉在来種と外来種の考え方

本計画では、「在来種」および「外来種」という用語をよく使います。本計画で使用する「在来種」と「外来種」の意味は、次表に示すとおりとします。

本計画では、土地本来の緑である在来種Aによる緑化を基本とします。ただし、「保全・再生」の場合は在来種Bおよび外来種Aも、「創出」の場合は在来種Bおよび外来種A・Bについても、目的とする緑地機能に応じて活用していきます。

■ 緑の美ら島づくり行動計画における「在来種」および「外来種」の考え方

区分	定義	樹種の例
在来種A	土地本来の緑（潜在自然植生の構成種） 島ごと、地形・地質・土壌などにより異なります	沖縄島南部の場合：タブノキ、アカギ、ガジュマル、クロヨナ
在来種B	帰化の歴史が古くはっきりしない種、限られた地域から人為的に広まったと考えられる種	テリハボク、フクギ、カンヒザクラ、クスノキ
外来種A	琉球統一後から明治以前に海外から移入し、一般になじみがあり、広く利用されている種	デイゴ、サンダンカ、アカバナ（ブツウゲ）
外来種B	明治以後に海外から移入した種	モクマオウ、ソウシジュ、ハウオウボク、イペー

⑭ 西海岸地域の開発のあり方についての提言書（平成 30 年 3 月）

- ・北谷町、宜野湾市、浦添市にかけて連坦する西海岸地域の開発における連携をはじめ、中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想の更新、普天間飛行場の跡地利用計画（素案）等へ反映し、キャンプ瑞慶覧地区の一部や普天間飛行場、牧港補給地区の跡地利用との連携を図りながら、本地域における世界水準の都市型オーシャンフロント・リゾート地の形成の円滑な推進に資するための提言を示す。

広域構想と整合を図る事項のとりまとめ

◆ 西海岸地域における都市型オーシャンフロント・リゾート地

- ・那覇空港に近接し、リゾートエリアや都市空間が立地する西海岸地域の特色を生かし、今後返還される駐留軍用地の跡地利用への発展性を有した、来訪者や居住者で賑わう都市型オーシャンフロント・リゾート地の形成。
- ・IT・IoT を活用してクリエイターやビジネスマン等が日常生活や余暇を楽しみながら仕事ができる場の提供やコワーキングスペース（シェアオフィス）の導入。

中南部都市圏の都市構造に関する事項のとりまとめ

◆ 移動環境の整備

- ・西海岸地域のポテンシャルを活用し、北谷町、宜野湾市、浦添市のマリーナ等において、那覇市や北部地域を繋ぐ広域の海上交通の中継地の検討。

提言 1 来訪者と居住者で賑わうリゾート地づくり

- ・本地域は、那覇空港に近接し、自然的景観を含む海岸沿いにリゾートエリアや都市空間が立地するというポテンシャルに加え、今後、駐留軍用地の跡地利用に伴う産業振興や居住促進等により、単なるレジャーの場だけでなく、ビジネスの場としての利活用も見込まれることから、本地域で統一的なターゲットティングや各リゾートエリアの特色を生かしたブランディングによるすみ分け、共存及び連携に向けた基盤整備・環境づくりが重要である。
- ・レジャーとビジネスの両面から、本地域への滞在価値を高められるよう、宿泊施設等の充実とともに、上質でストレスフリーな空間・情報・サービスの提供が重要である。さらには、長期滞在・セカンドハウス等居住を推進するため、コンドミニアムの誘致、海辺を活用した滞在者向けアクティビティなどによるウェルネスツーリズム、IT・IoT を活用してクリエイターやビジネスマン等が散策・食事などの日常生活や余暇を楽しみながら仕事ができる創作・発信・交流の場の提供やコワーキングスペース（シェアオフィス）の導入などを行うことが考えられる。

提言 3 快適かつストレスフリーな移動環境づくり

- ・地域間を繋ぐ交通手段の確保については、短期・中長期の視点や、陸域・海域での有用性の視点から、広域的な行政連携のもと関係者間で引き続き検討を継続する必要がある。その中で、本地域においては、広域の道路ネットワークや公共交通を最大限に生かすような交通結節点等の基盤整備が必要である。また、西海岸道路によるアクセスの優位性を生かすには、LRT や BRT などの基幹的な交通手段の導入も考えられる。加えて、本地域の強み・ポテンシャルを生かすため、3市町に整備または整備予定のマリーナなどは、那覇や北部地域を繋ぐ広域の海上交通の中継地となることも考えられる。

(3) 新たなキーワードの抽出

上位計画等より抽出した中南部都市圏又は駐留軍用地に関連する新たなキーワードを、以下のように整理した。

新たなキーワード	キーワードが示されている上位計画等
県土構造の再編	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな振興計画（素案）に対する答申 ・那覇広域・中部広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）（原案）
多核連携型都市圏	<ul style="list-style-type: none"> ・第5次沖縄県国土利用計画 ・那覇広域・中部広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）（原案）
価値創造型のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな振興計画（素案）に対する答申
2050年カーボンニュートラル、脱炭素化	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな振興計画（素案）に対する答申
SDG s	
サステナブル・ツーリズム、レスポンシブル・ツーリズム、	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな振興計画（素案）に対する答申 ・ウイズ・コロナ、アフター・コロナ時代の新たな沖縄観光基本方針
MICEリゾート	<ul style="list-style-type: none"> ・第5次沖縄県観光振興基本計画改定版
ICT・DXの推進、ICTを活用したデジタル化	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな振興計画（素案）に対する答申 ・東海岸サンライズベルト構想
アジアのダイナミズムを取り込む臨空・臨港都市の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな振興計画（素案）に対する答申
シームレスな交通体系	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな振興計画（素案）に対する答申
次世代の交通システム、新たな公共交通システム	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな振興計画（素案）に対する答申 ・那覇広域・中部広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）（原案） ・沖縄ブロック新広域道路交通ビジョン ・沖縄ブロック新広域道路交通計画
ポストコロナにおけるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな振興計画（素案）に対する答申
臨空・臨港型産業の拠点形成、国際物流拠点、国際交流拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな振興計画（素案）に対する答申 ・東海岸サンライズベルト構想 ・第5次沖縄県国土利用計画 ・那覇広域・中部広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）（原案） ・沖縄県総合交通体系基本計画（素案） ・沖縄県アジア経済戦略構想推進計画
実証実験の場（テストベッド）	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな振興計画（素案）に対する答申
大型MICE施設	<ul style="list-style-type: none"> ・第5次沖縄県国土利用計画 ・ウイズ・コロナ、アフター・コロナ時代の新たな沖縄観光基本方針
ワーケーション	<ul style="list-style-type: none"> ・東海岸サンライズベルト構想